

関西防災・減災プランの概要

関西防災・減災プランの策定にあたって

1 プラン策定の背景と目的

(1) 背景

これまで関西では、関西全体を視野に入れた防災・減災の取り組みが行われてこなかった。東日本大震災のような大規模広域災害に対しては、広域的に対応することの重要性を改めて認識した。

(2) 目的

関西全体の安全・安心を向上させ、国内のみならず世界の防災・減災モデル“関西”を実現することをめざし、関西広域連合規約及び関西広域連合広域計画に基づき、東海・東南海・南海地震等の大規模広域災害に対し、関西広域連合（以下「広域連合」という。）がとるべき対応方針やその手順等を定めるプランを策定する。

2 策定方針

①阪神・淡路大震災や東日本大震災等の経験・教訓を踏まえたプラン、②府県民に分かりやすいプラン、③充実・発展型のプランの3つの方針に基づき策定する。

平成23年度は、地震・津波災害対策編を策定するとともに、原子力災害対策編について概略的・骨格的な計画を策定する。

なお、風水害対策編、感染症対策編については、平成24年度以降順次策定していく。

また、計画の実効性を確保するために、不断の見直しを行い、必要に応じて修正することから、計画期間は設けない。

関西防災・減災プランの概要

○ 総則編

I プランの趣旨

1 策定の目的

大規模広域災害に対し、広域連合がとるべき対応方針やその手順等を定める。

2 策定にあたっての考え方

広域連合と府県や市町村その他の防災・減災に関わる主体との関係を明らかにするため、初動期から復旧・復興期に至る過程をシナリオ化し、その中で広域連合の役割を明示する。

<コラム>

「プランの特徴」と「広域連合だからできること」についてコラム的に記載

■ プランの特徴

- ① 全国初の本格的な広域にわたる防災・減災プラン
- ② 「受援」のあり方に踏み込んだプラン
- ③ 「初動対応」、「応急対応」に加え、「復旧・復興」過程を含めてシナリオ化したプラン
- ④ 広域連合のみならず防災関係機関の対応を網羅し、災害対応オペレーションの全体像を明示したプラン
- ⑤ 構成府県、市町村だけでなく、企業、ボランティア団体、府県民と連携・協力を進めるプラン
- ⑥ 未曾有といわれた2つの大震災の教訓を盛り込んだプラン

■ 広域連合だからできること

- ① 関西全体の防災の司令・調整役として被災府県の応援・受援を迅速に実施
- ② ノウハウの共有により、質の高い災害対応を行うことが可能
- ③ 国の出先機関など関西の関係機関とともに迅速かつ的確な災害対応を実現
- ④ 構成府県のみならず他の広域団体や民間企業、ボランティア等との連携により、迅速な災害対応や被災地のいち早い復旧・復興を実現
- ⑤ これまで取り組んでこなかった広域防災事務の実施で関西の安全・安心を向上

II 対象とする災害

本プランは、広域的な対応が必要とされる大規模広域災害を対象とする。

III 広域連合の役割

- ・大規模広域災害時の広域的対応指針の提示
- ・応援・受援の調整
- ・災害情報の共有、情報の発信
- ・災害に備えるための事業の企画・実施

○ 地震・津波災害対策編

I 被害想定

関西において大規模広域災害をもたらす地震に対し、構成府県で行った被害想定に基づき、防災・減災対策を体系的に講じる。

II 災害への備え

平常時から関係機関・団体等と連携を図るとともに、防災・減災に資する事業を展開し、災害に備える。

- ・関係機関・団体等との平常時からの連携
(構成府県、他の広域ブロック、国、専門家・防災研究機関、企業・ボランティア等)
- ・防災・減災事業の展開

III 災害への対応

1 初動シナリオ

広域連合では、情報収集すべき事象をあらかじめ定め、広域防災局、構成府県及び連携県による緊急派遣を行って支援ニーズを把握し、応援体制を確立する。

- ・情報収集体制の確立
- ・緊急派遣チーム（先遣隊）の派遣
- ・応援・受援体制の確立

2 応援・受援シナリオ

広域連合は、円滑な応援・受援が実施されるよう、構成府県及び連携県とともに職員を派遣して現地支援本部・現地連絡所を開設し、被災自治体はもとより、緊急・応急対策を実施する関係機関や全国から応援に入っている自治体等との調整を行う。

- | | |
|------------------|-----------------------|
| ・情報の収集・提供 | ・広域避難の受入調整 |
| ・現地支援本部・現地連絡所の設置 | ・ボランティアの活動促進 |
| ・被災者の支援 | ・帰宅困難者への支援 |
| ・救援物資の需給調整 | ・広域的な災害廃棄物（がれき等）処理の推進 |
| ・応援要員の派遣・受入調整 | |

3 復旧・復興シナリオ

広域連合は、被災地の復旧・復興にあたり、必要に応じて関西全域の復興指針を示すとともに、阪神・淡路大震災等の復興ノウハウを提供する。

- ・復興戦略の策定
- ・被災自治体の復興業務への支援

※ 初動、応急、復旧・復興のそれぞれのステージごと、対応すべき事項ごとに順位づけし、それぞれの事項に係る関係機関の具体的な動きを、特に応援・受援に関するものを中心に災害対応のオペレーションを明示

○ 原子力災害対策編

I 基本的な考え方

今年度は、暫定的に概括的、骨格的な方向の取りまとめを行い、来年度、国の指針等の改訂を踏まえて見直し本格的な計画を策定する。

1 広域連合の役割

緊急時には、立地自治体や隣接自治体の避難対策等の防護措置を広域で支援するとともに、災害の状況を把握し、内外に広く関西圏域の安全安心のための情報を発信する。

2 原子力災害対策の留意点

放射性物質が五感で感じられないこと等、原子力災害特有の留意点を示す。

II 被害想定

1 防災・減災プランで対象とする原子力災害

広域的な観測体制、避難活動等の対応が必要となる原子力発電所等の事故災害を想定する。

2 事故災害の影響が想定される地域

予防的防護措置を準備する区域 (PAZ 5km)、緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ 30km)

III 災害への備え

- ・ 事業者との覚書
- ・ 通報連絡体制の整備
- ・ 広域でのモニタリング状況の把握
- ・ 平常時の情報発信と意識啓発
- ・ 資機材の整備と協力体制の構築
- ・ 広域避難に関する協力要請

IV 災害への対応

- ・ 災害対応のシナリオ
- ・ 初動体制の確立
- ・ 緊急時のモニタリング
- ・ 放射性物質拡散予測システムの活用
- ・ 広域避難の調整
- ・ 緊急被ばく医療
- ・ 除染活動
- ・ 流通食品対策
- ・ 家畜の移動
- ・ 風評被害対策
- ・ 水質汚染対策

委員会における検討状況

○ 第1回関西広域防災計画策定委員会

開催日：平成23年5月16日

開催場所：兵庫県災害対策センター1F
災害対策本部室

協議事項：

ア 関西広域防災計画の策定方針

策定方針の確認

イ 関西広域防災計画の構成

委員からの計画への意見を踏まえ関西広域防災計画の構成、内容項目等の認識の共有

○ 第2回関西広域防災計画策定委員会

開催日：平成23年7月26日

開催場所：兵庫県災害対策センター1F
災害対策本部室

協議事項：中間報告案

○ 第3回関西広域防災計画策定委員会

開催日：平成23年11月3日

開催場所：兵庫県災害対策センター1F
災害対策本部室

協議事項：素案の検討

○ 第4回関西広域防災計画策定委員会

開催日：平成24年1月12日

開催場所：兵庫県災害対策センター1F
災害対策本部室

協議事項：最終案の検討

○ 第1回広域応援専門部会

日時：平成23年6月8日14時～16時

テーマ：

「巨大広域災害における支援と連携」

「関西広域連合が広域の防災計画を策定する意義」

○ 第2回・第3回広域応援専門部会

日時：平成23年7月5日10時～15時

テーマ：

「東日本大震災における被災地支援」

「NPOへの支援」

「広域災害における応急期から復旧期にわたる自治体間の支援・応援の課題」

○ 第1回被害想定専門部会

日時：平成23年6月30日10時～12時

テーマ：関西広域防災計画における対象災害及び被害想定

○ 第1回原子力災害対策専門部会

日時：平成23年8月12日10時～12時

テーマ：原子力災害の特性、検討課題の抽出

○ 第2回原子力災害対策専門部会

日時：平成23年9月27日10時～12時

テーマ：原子力災害対策編（素案）の考え方、骨子の検討

○ 第3回原子力災害対策専門部会

日時：平成23年11月4日10時～12時

テーマ：原子力災害対策編（素案）の検討

○ 持ち回り協議

（平成23年12月20日～平成24年1月10日）

原子力災害対策編（案）の検討

関西広域防災計画策定委員会委員名簿

委員名	所属
石川 永子	阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター主任研究員
梅木 直幸	日本防災士会和歌山県支部 支部長
太田 直子	たかしま災害支援ボランティアネットワーク「なます」代表
河田 恵昭（委員長）	阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター長
神田 彰	公益社団法人関西経済連合会 地域連携部長
岸谷 義雄	財団法人兵庫県消防協会 会長
木村 玲欧	兵庫県立大学環境人間学部 准教授
牧野 吉明	亀岡市篠町自主防災会 会長
村上 仁士	徳島大学 名誉教授
室崎 益輝（副委員長）	関西学院大学総合政策学部 教授
山下 淳	関西学院大学法学部 教授

※ オブザーバー参加：陸上自衛隊中部方面総監部、近畿管区警察局、第五管区海上保安本部、大阪府下消防長会、福井県、三重県、奈良県、鳥取県、京都市、大阪市、堺市、神戸市

総務・企業常任委員会資料 4-2

平成 24 年(2012 年)3 月 13 日(火)

防 災 危 機 管 理 局

関西防災・減災プラン

(総 則 編)

(地震・津波災害対策編)

関 西 広 域 連 合
広 域 防 災 局

目 次

○ 総則編	p
I プランの趣旨	1
1 策定の目的	1
2 策定にあたっての考え方	1
3 策定方針	2
4 計画期間	2
プランの特徴	3
広域連合だからできること	4
II 対象とする災害	6
III 広域連合の役割	6
1 大規模広域災害時の広域的対応指針の提示	6
2 応援・受援の調整	7
3 災害情報の共有、情報の発信	7
4 災害に備えるための事業の企画・実施	7
○ 地震・津波災害対策編	
I 被害想定	9
1 東海・東南海・南海地震	9
2 近畿圏直下型地震	11
II 災害への備え	13
1 関係機関・団体等との平常時からの連携	13
(1) 構成府県との連携	13
(2) 広域連合他分野局との連携	14
(3) 他の広域ブロック等との応援協定	14
(4) 国との連携	15
(5) 専門家・防災研究機関等との連携	15
(6) 企業・ボランティア等との連携	15
2 防災・減災事業の展開	18
(1) 災害対応体制の整備	18
(2) 訓練・研修の実施	22
(3) 津波災害対策の推進	23
(4) 孤立集落対策の実施	24
(5) 地域防災力の向上	24

(6) 消防団の広域応援体制の検討	25
(7) 防災基盤整備・防災まちづくり等の促進	25
III 災害への対応	28
1 初動シナリオ	29
(1) 情報収集体制の確立	30
(2) 緊急派遣チーム（先遣隊）の派遣	30
(3) 応援・受援体制の確立	30
初動期オペレーションマップ	36
2 応援・受援シナリオ	40
2-1 情報の収集・提供	40
2-2 現地支援本部・現地連絡所の設置	41
2-3 被災者の支援	44
2-4 救援物資の需給調整	45
2-5 応援要員の派遣・受入調整	49
2-6 広域避難の受入調整	52
2-7 ボランティアの活動促進	55
2-8 帰宅困難者への支援	57
2-9 広域的な災害廃棄物（がれき等）処理の推進	58
応急対応期オペレーションマップ	60
3 復旧・復興のシナリオ	70
3-1 復興戦略の策定	70
(1) 関西復興戦略の策定方針	70
(2) 策定手順	70
(3) 策定体制	70
3-2 被災自治体の復興業務への支援	76
(1) 国等への提言等	76
(2) 主要分野の復興に向けた視点と課題	76
(3) 主要分野の復興シナリオ	78
復旧・復興期オペレーションマップ	82
(参考) 阪神・淡路大震災からの復興における取り組み	86

總則編

I プランの趣旨

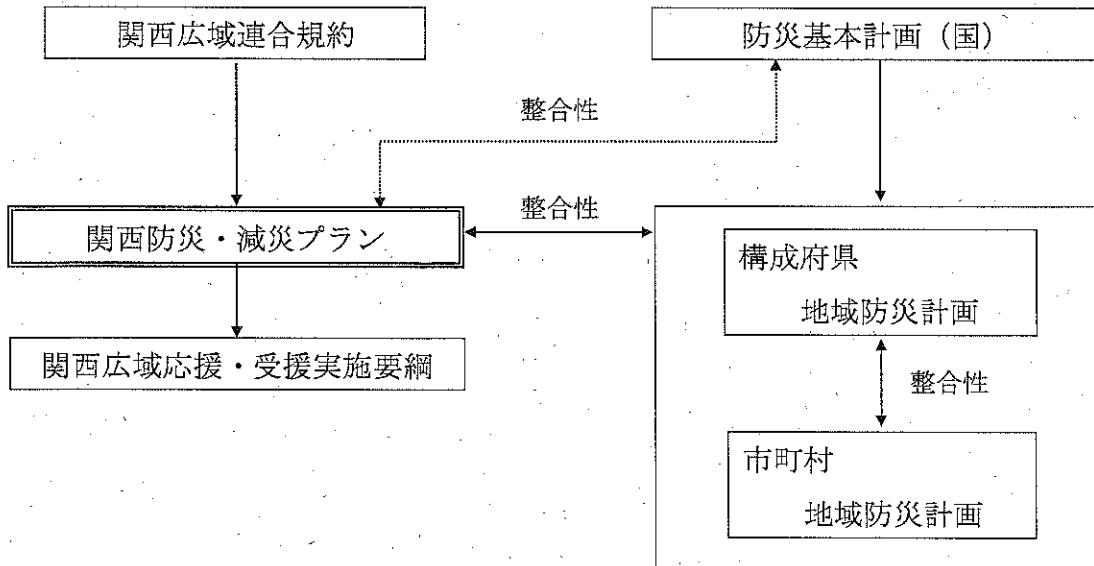
1 策定の目的

関西全体の安全・安心を向上させ、国内のみならず世界の防災・減災モデル“関西”を実現することをめざし、関西広域連合規約及び関西広域連合広域計画に基づき、東海・東南海・南海地震等の大規模広域災害に対し、関西広域連合（以下「広域連合」という。）がとるべき対応方針やその手順を定めるプランを策定する。

併せて、本プランと構成府県の地域防災計画との整合性を図ることにより、このプランの実効性を確保するとともに、構成府県はもとより、連携県や関西圏域（広域連合構成府県及び連携県の区域）内市町村の防災・減災体制のさらなる充実に向けた指針とする。

なお、大規模広域災害発生時の広域連合等の具体的な活動手順については、関西広域応援・受援実施要綱において定める。

<プランの位置づけ>



2 策定にあたっての考え方

本プランは、広域的な対応が必要とされる大規模広域災害に対応するため、広域連合が実施・調整する防災・減災対策を体系的・統合的に示す。

その中で、広域連合が果たすべき役割を明確に示すためには、府県や市町村等との連携・調整の基本的枠組みを示す必要がある。このため、府県や市町村その他の防災・減災に関わる様々な主体が取り組むべき事項ごとに課題と対応を整理し、広域連合と他の主体との関係を明らかにする。その手法として、初動期から復旧・復興期に至る過程をシナリオ化し、その中で広域連合の役割を明示する。

役割を明示することにより、府県や市町村の一層の防災・減災対策への取り組みを促し、関西全体の防災力の向上を図る。

※ 構成府県、連携県

関西広域連合は、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県の7府県により構成されるが、「広域防災」事務については、鳥取県を除く6府県が参加している（平成24年2月現在）。

このため、本文中の「構成府県」は、特に注釈がない場合、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県の6府県を指す。

また、「連携県」は、特に注釈がない場合、鳥取県並びに関西広域連合の連携団体である福井県、三重県及び奈良県の4県を指す。

3 策定方針

本プランは、次の3つの方針に基づき策定する。

(1) 阪神・淡路大震災、東日本大震災等の経験・教訓を踏まえたプラン

関西は、平成7年に発生した阪神・淡路大震災から創造的復興を成し遂げてきており、その経験と教訓、さらには、東日本大震災の支援を通じて見えてきた課題等を踏まえたプランとする。

(2) 府県民にわかりやすいプラン

一般の府県民にも親しめるよう専門用語は極力控え、可能な限り平易な言葉等による読みやすく、分かり易いプランとする。

(3) 充実・発展型のプラン

関西で発生が懸念されている災害は、東海・東南海・南海地震のような広域的な地震・津波災害をはじめ、近畿圏直下型地震や大規模な風水害、原子力災害、新型インフルエンザ等の感染症など多岐に渡る。

このため、それぞれの災害への対応について、「地震・津波災害対策編」、「風水害対策編」、「原子力災害対策編」、「感染症対策編」を設け、今後明らかになる東日本大震災の新たな課題や最新の知見等を踏まえ、不断の見直しを行うことによりプランの実効性を担保する。

また、災害に備えるための「防災・減災事業の展開」においては、すべての事業を同時に進めるのではなく緊急性などの観点から事業の優先度を決めて実施する。

4 計画期間

平成23年度は、地震・津波災害対策編を策定するとともに、原子力災害対策編について概略的・骨格的な計画を策定する。

なお、風水害対策編、感染症対策編については、平成24年度以降順次策定していく。

また、不断の見直しを行い、必要に応じて修正することから、計画期間は設けない。

プランの特徴

(1) 全国初の本格的な広域にわたる防災・減災プラン

- 関西が一体となって災害対策を実施
- 関西で発生した災害への対応だけでなく関西以外の地域への応援も実施

(2) 「受援」のあり方に踏み込んだプラン

- 応援側が被災現地に飛び込み、被災自治体とともに情報収集し、支援ニーズに応える受援体制を構築

(3) 「初動対応」、「応急対応」に加え、「復旧・復興」過程を含めてシナリオ化したプラン

- ともすれば、混乱しがちな災害現場において、一步先を見据えた対策が実施できるよう手続きや内容をシナリオ化

(4) 広域連合のみならず防災関係機関の対応を網羅し、災害対応オペレーションの全体像を明示したプラン

- 初動、応急、復旧・復興のそれぞれのステージ、対応すべき事項ごとに、それぞれの事項に係る関係機関の具体的な動きを、特に応援・受援に関するものを中心にして災害対応のオペレーションを明示

(5) 構成府県、市町村だけでなく、企業、ボランティア団体、府県民と連携・協力を進めるプラン

- 大規模広域災害時に欠かすことのできない民間の力を円滑に發揮して頂くため、平常時からの連携の強化と災害時の協力の方策を構築

(6) 未曾有といわれた2つの大震災の教訓を盛り込んだプラン

- 初動体制の大切さ、防災関係機関やボランティアとの連携、住民主体の創造的復興、減災対策の大切さなど阪神・淡路大震災の経験と教訓を反映
- カウンターパート方式による支援、被災地のニーズ等を直接把握し、応援活動を行う現地支援本部の設置、迅速・的確な救援物資の調達・配送のしくみづくりなど、東日本大震災の支援の成果と課題を反映

広域連合だからできること

1 関西全体の防災の司令・調整役として被災府県の応援・受援を迅速に実施

関西広域連合は、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県の2府5県を構成府県とする広域地方公共団体であり、関西全体の防災に関する責任主体です。1つの組織として、迅速な決定・行動が可能で、大規模広域災害発生時には、関西全体の防災の司令・調整役として、構成府県・連携県、国、国の出先機関、関係機関との間で救援物資、応援要員及び広域避難などの応援・受援のコーディネートを迅速に実施します。

特に、人やモノなど災害対応に欠かせない資源を、広域連合が、被災していない府県と被災府県との間でスムーズな応援・受援の調整を行います。

2 ノウハウの共有により、質の高い災害対応を行うことが可能

広域連合の構成府県は、阪神・淡路大震災の経験や東日本大震災での支援などこれまでに積み上げてきた災害対応のノウハウを持っていきます。

大規模広域災害が発生すれば、それぞれの府県が持つ優れたノウハウを集め、広域連合の調整のもと各府県が災害対応にあたりますので、広域連合全体として、より質の高い対応が可能になります。

3 国の出先機関など関西の関係機関とともに迅速かつ的確な災害対応を実現

広域連合は、関西の2府5県により構成された広域団体であり、連携県を含めた対象エリアは関西を管轄エリアとする国の出先機関やライフライン事業者とほぼ重なっています。平常時においても業務の連携がしやすい等の利点を生かして、広域的な応援・受援調整を行うなどの災害対応にあたることにより、関西全体のいち早い復旧・復興が可能になります。

4 構成府県のみならず他の広域団体や民間企業、ボランティア等との連携により、迅速な災害対応や被災地のいち早い復旧・復興を実現

関西が近隣の地域と同時に被災した場合でも、九州地方知事会等の広域団体との相互応援協定を締結するなどにより、効果的な災害対応が可能となります。

また、大規模広域災害発生時に帰宅困難者に飲料水やトイレ等の提供の支援を行うためにコンビニエンスストアや外食事業者等と協定を締結するなど、構成府県のみならず、関西の企業やボランティア団体等と日頃から連携し、災害対応のしくみを充実させることにより、関西をあげて被災地支援を行い、被災地の一日も早い復旧・復興が可能となります。

5 これまで取り組んで来なかつた広域防災事務の実施で関西の安全・安心を向上

構成府県が個別に防災研修などを実施するのではなく、広域連合でまとまって実施する方が、質が高く効果的な事業が実施できます。

また、津波災害に関し、鉄道事業者や地下街関係者と避難に関する検討を行うことなどこれまで取り組んで来なかつた広域防災事業に取り組むことで関西全体の安全・安心が向上します。

II 対象とする災害

本プランは、被害が複数府県にまたがり、または単独の府県でも被害の規模が甚大で、広域的な対応が必要とされる大規模広域災害を対象とする。

具体例は、次のとおりである。

災害区分	具 体 例
地震・津波災害	<ul style="list-style-type: none">東海・東南海・南海地震などの海溝型地震生駒断層帯地震などの近畿圏直下型地震
風水害	<ul style="list-style-type: none">伊勢湾台風級の台風の大阪湾への接近による高潮災害琵琶湖・淀川等の大河川の洪水氾濫、集中豪雨による広範な内水氾濫及び土砂災害
原子力災害	<ul style="list-style-type: none">原子力発電所事故
感染症	<ul style="list-style-type: none">新型インフルエンザのまん延高病原性鳥インフルエンザのまん延

※ その他、鉄道事故、航空事故等の事故災害、口蹄疫等の危機管理事案など広域的な対応が必要とされる災害を対象とする。

また、災害対策を実施する地域については、関西圏域（広域連合構成府県及び連携県の区域）内を中心に圏域外の応援についても必要に応じて実施する。

III 広域連合の役割

広域連合は、大規模広域災害が発生した際には、関西圏域内の応援・支援の調整、全国からの応援に対する受援の調整、及び関西圏域外への応援の調整を行う。また、平常時から、国、関係機関・団体等と連携を図るとともに、防災・減災力の向上を図るための事業の企画・実施を行う。

1 大規模広域災害時の広域的対応指針の提示

大規模広域災害が発生した時の広域連合、構成府県の広域対応指針を初動シナリオ、応援・受援シナリオ、復旧・復興シナリオにより提示する。

(1) 初動シナリオ

情報収集、緊急派遣チーム（先遣隊）の派遣、災害対策（支援）本部の設置、現地支援本部等の設置など

(2) 応援・受援シナリオ

救援物資の需給調整、応援要員の派遣・受入調整、広域避難の受入調整など

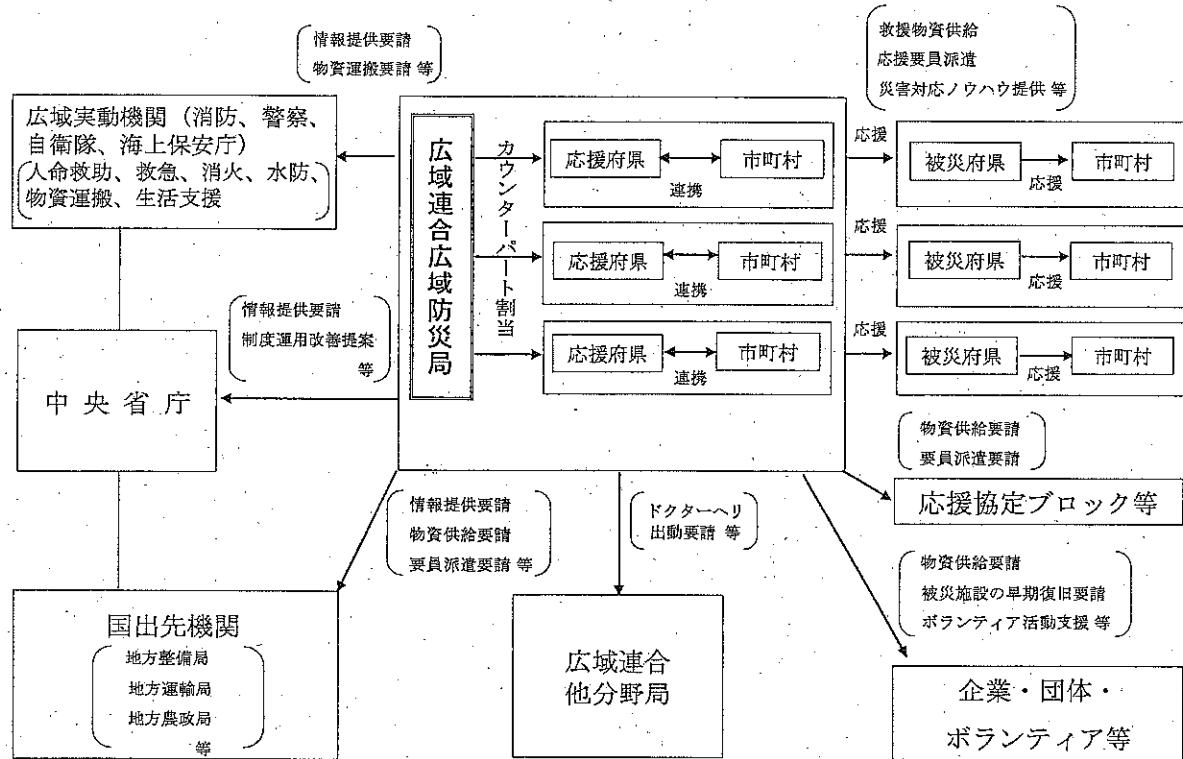
(3) 復旧・復興シナリオ

復興戦略の策定、被災自治体の復興業務への支援など

2 応援・受援の調整

災害の規模が大きく、被害が甚大で被災府県・市町村だけでは対応できない場合において、国や関係機関・団体等と連携を図りながら広域連合が構成府県内外の広域的な応援・受援の調整を行い、関西が一体となって災害対策を実施する。

<国、広域連合、府県、市町村等の連携>



3 災害情報の共有、情報の発信

大規模広域災害の発生時に、広域連合は、構成府県、連携県及び国・関係機関と連携を図り、被害に関する状況、応急対策に関する状況などの情報収集を行う。整理・集約した情報については、遅滞なく構成府県及び連携県に情報提供を行うとともに、構成府県及び連携県と連携し、府県民に対して被害の状況や広域連合・構成府県・連携県の対応、被災住民の行動についてのメッセージ等を発信する。

4 災害に備えるための事業の企画・実施

大規模広域災害が発生した際、迅速かつ的確に対応できるよう平常時から、国、関係機関・団体等と連携するとともに、広域応援訓練、防災人材育成事業・減災対策の普及啓発などの防災・減災事業を企画・実施する。

地震・津波災害対策編

I 被害想定

関西において大規模広域災害をもたらす地震としては、次のものが想定されており、各府県で行った被害想定をもとに、広域連合としての防災・減災対策を体系的に講じる。

- ・ 東海・東南海・南海地震
- ・ 琵琶湖西岸断層地震
- ・ 花折断層帯地震
- ・ 奈良盆地東縁断層帯地震
- ・ 京都西山断層帯地震
- ・ 生駒断層帯地震
- ・ 上町断層帯地震
- ・ 大阪湾断層帯地震
- ・ 中央構造線断層帯地震
- ・ 山崎断層帯地震 等

以下に、東海・東南海・南海地震と生駒断層帯地震については、各府県が地域防災計画で想定している被害想定を示すとともに、参考として、中央防災会議による現行の被害想定も示した。

また、琵琶湖西岸断層地震、花折断層帯地震、奈良盆地東縁断層帯地震、京都西山断層帯地震、上町断層帯地震、大阪湾断層帯地震、中央構造線断層帯地震及び山崎断層帯地震については、資料編に整理した。

また、東海・東南海・南海地震については、東日本大震災の発生を受け、中央防災会議において被害想定の見直しが検討されている。本編に示す防災・減災対策についても、新しい被害想定に基づき見直しを行う予定であり、それまでの間は構成府県の暫定的な対策を踏まえた対応とする。

1 東海・東南海・南海地震

○ 各府県による被害想定

府県名	死者数	全壊棟数	府県内の最大震度
滋賀県	50	1,427	6弱 (南海地震又は東南海地震)
京都府	130	10,800	6弱 (東南海・南海地震)
大阪府	99	22,341	6弱 (東南海・南海地震)
兵庫県	760	20,988	6強 (東南海・南海地震)
和歌山県	5,008	104,595	7 (東海・東南海・南海地震)
徳島県	4,300	49,700	6強 (東南海・南海地震)
鳥取県	—	—	—
福井県	—	—	—
三重県	4,800	110,262	7 (東海・東南海・南海地震)
奈良県	4	1,253	6弱 (東海・東南海・南海地震)
合計	15,151	321,366	

<津波の想定>

府県名 (最大津波高さ 市町村名)	第1波ピークの津波到達時間	津波最大高さ
大阪府（高石市）	100分	3.4メートル
兵庫県（南あわじ市）	50分	5.8メートル
和歌山県（串本町）	6分	8.3メートル
徳島県（海陽町）	15分	9.0メートル

東海・東南海・南海の3つの地震が同時に発生するケースの他、1854年の安政地震では、東海地震（東南海地震を含む）が先行して発生し、32時間後に南海地震が発生した。また、1944年に発生した東南海地震では、その2年後に南海地震が発生していることから、時間差発生のケースにも留意して柔軟な対応をとる必要がある。

【参考】

○ 中央防災会議東南海・南海地震等に関する専門調査会の被害想定

（平成15年9月17日）

府県名	死者数（注1）	全壊棟数（注2）	府県内の最大震度
滋賀県	10	1,200	6弱
京都府	10	2,200	6弱
大阪府	50	13,000	6弱
兵庫県	100	6,100	6強
和歌山県	4,600	47,000	7
徳島県	1,300	15,000	6強
鳥取県	—	—	5弱
福井県	—	30	5強
三重県	2,600	51,000	7
奈良県	10	1,400	6弱
関西計	8,680	136,930	—
全国計	25,000	550,000	—

注1) 朝5時 風速15m/sの場合の揺れによる建物倒壊の他、津波、火災、崖崩れによる死者発生

注2) 朝5時 風速15m/sの場合の揺れの他、津波、火災、液状化、崖崩れの発生による建物全壊

<津波の状況>

沿岸域名	津波到達時間（20cm上昇時）	津波最大高さ
大阪湾	40-120分	1-3m
淡路島南部	30-50分	3-5m
瀬戸内海（兵庫県沿岸）	60-120分	1-2m

沿岸域名	津波到達時間（20cm上昇時）	津波最大高さ
和歌山県東岸	0-10分	5m以上
和歌山県西岸	30-50分	3-5m
徳島南岸	0-10分	5m以上
徳島東岸	30-50分	3-5m

※ 上記各地区とも約50分から60分周期で4、5波来襲、発災から5～6時間継続する。

また、第2波以降が最高津波高さを示すこともある。

※ 津波到着時間については、中央防災会議では、迅速、的確な避難等に資するため、第1波の水位20cm上昇時の時間を示している。

【参考】中央防災会議見直しの検討状況

スケジュール	検討内容
平成23年4月27日～平成23年9月28日	「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」を設置し、12回にわたり審議 <H23.9.28報告取りまとめ>
平成23年8月28日～	「南海トラフの巨大地震モデル検討会」を設置し、検討 <H23.12.27に中間取りまとめ（想定震源域・波源域の設定の考え方等）> <24.3～4 最終取りまとめ（最大クラスの震度分布、津波高等の推計結果公表（予定））>
平成24年6月頃	南海トラフの巨大地震の被害想定（直接的被害）の推計結果公表（予定）

2 近畿圏直下型地震

[生駒断層帯地震の被害想定]

○ 各府県の被害想定

府県名	死者数	全壊棟数	府県内の最大震度
滋賀県	一	一	
京都府	3,400	72,700	7
大阪府	9,777	275,316	7
兵庫県	323	7,538	6強
和歌山県	一	一	一
徳島県	一	一	一
鳥取県	一	一	一
福井県	一	一	一
三重県	一	一	一
奈良県	4,257	98,123	7
合計	17,757	453,677	

【参考】

- 中央防災会議東南海・南海地震等に関する専門調査会の被害想定(平成19年11月1日)

[生駒断層帯地震の被害想定]

府県名	死者数（注1）	全壊棟数（注2）	府県内の最大震度
滋賀県	約30	約500	6弱
京都府	約4,000	約150,000	7
大阪府	約9,800	約300,000	7
兵庫県	約10	約500	6弱
和歌山県	—	約40	5強
徳島県	—	—	—
鳥取県	—	—	—
福井県	—	—	—
三重県	—	約100	5強
奈良県	約4,800	約110,000	7
関西計	約18,640	約561,140	—
全国計	約18,640	約561,140	—

注1) 冬5時 風速15m/sの場合 摆れによる建物倒壊の他、火災、崖崩れによる死者発生

注2) 冬12時 風速15m/sの場合 摆れの他、火災、液状化、崖崩れによる建物全壊

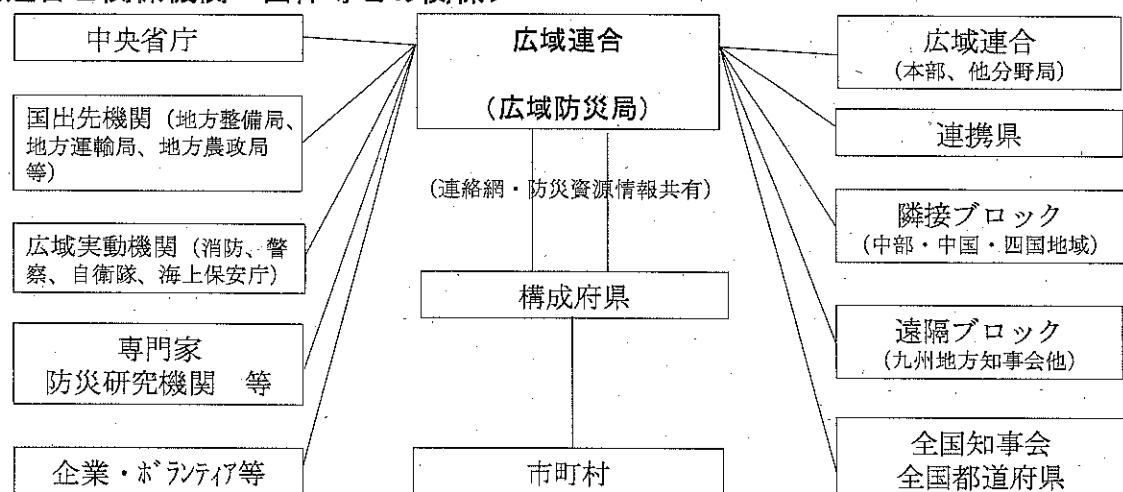
II 災害への備え

広域連合は、平常時から関係機関・団体等と連携を図るとともに、防災・減災に資する事業を展開し、災害に備える。

1 関係機関・団体等との平常時からの連携

広域連合は、大規模広域災害に対して、構成府県、広域連合他分野局、連携県、隣接ブロック・遠隔ブロック、全国知事会・全国都道府県、国（中央省庁、出先機関）、広域実動機関、専門家・研究機関及び企業・ボランティア等が連携して対処するための体制整備を行う。

<広域連合と関係機関・団体等との関係>

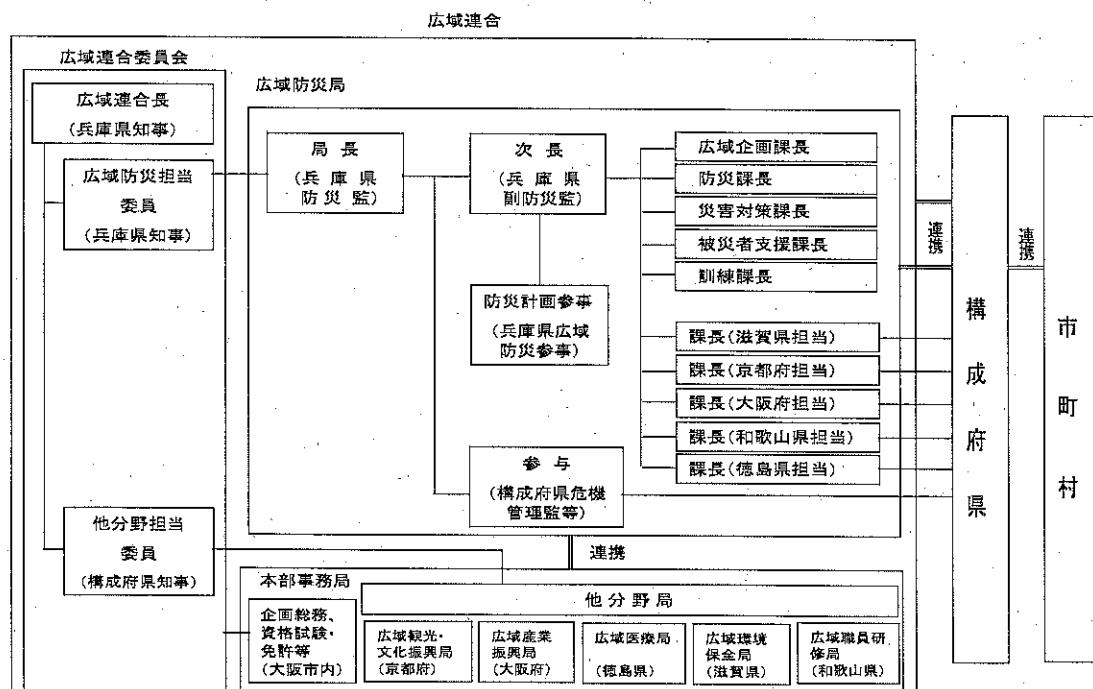


(1) 構成府県との連携

① 府県地域防災計画との整合性の確保

当該プランの実効性の確保を図るため、府県地域防災計画との整合性を確保する。

<広域連合（広域防災局）の組織>



② 緊急連絡体制等、複数の情報通信手段による連絡体制の構築

一般電話、携帯電話、防災行政無線、ファクシミリ、電子メール及び衛星電話等、複数の情報通信手段による連絡体制を構築する。

③ 大規模広域被害想定の実施・共有

東海・東南海・南海地震等の大規模広域災害の被害想定について構成府県間で共有する。

④ 人的・物的資源の情報共有の推進

職種別人員の状況、救援物資及び資機材等の保有状況に関する資料を定期的に交換することにより、人的・物的資源に関する情報を共有する。

(2) 広域連合他分野局との連携

大規模広域災害発生時に、広域医療局が行うドクターへリの派遣など他の分野と連携して被災地の応急対策や復旧・復興対策を行う体制を整える。

- ・ ドクターへリ派遣、救護班等派遣支援
- ・ 風評被害対策、被災地への集客促進
- ・ 広域周遊中の観光客被害情報収集・発信
- ・ 直接、間接の被災企業に対する支援 など

(3) 他の広域ブロック等との応援協定

連携県や隣接ブロック等との相互応援協定を締結すること等により、災害が発生した場合の応援体制を整備する。

① 連携県

福井県、三重県及び奈良県と相互応援協定を締結することにより、福井県、三重県、奈良県で災害が発生した場合、さらに、広域連合構成府県で災害が発生した場合の応援・受援体制を整備する。

② 隣接ブロック

救援物資、応援要員及び広域避難等に関する応援・受援が迅速に実施できるよう全国知事会とも連携をとりながら隣接ブロックである中部、中国及び四国地域との連携体制を整備するとともに、相互応援協定についても検討を進める。

③ 遠隔ブロック

大規模広域災害では、隣接ブロックも被災し、応援を求めることが困難な場合もあることから、全国知事会とも連携をとりながら遠隔ブロックである九州地域と相互応援協定の締結を行うとともに、その他の遠隔ブロックとの相互応援協定についても検討を進める。

④ 全国都道府県

「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」により、全国都道府県間の相互応援体制を確保する。なお、広域防災局は、全国知事会の近畿ブロックの幹事県の役割を担い、近畿からの応援、近畿への応援について調整を行う。

また、全国知事会が行う全国都道府県の災害時応援調整について、カウンターパート方式等の応援方式を迅速にとれるよう働きかける。

(4) 国との連携

関係省庁等との緊密な連携のもと、迅速に災害対応が実施できる体制を構築するとともに、国の持つ科学的知見を活用しながら災害に備える。

① 関係省庁等との連携

ア) 中央省庁との連携

災害発生時に国や国の現地対策本部に対して、関西圏域を超えて必要となる救援物資や要員の派遣等の支援要請が迅速かつ的確に実施できるよう情報連絡体制を整備する。

また、必要に応じて制度運用の改善や財源の確保等について国に提案する。

イ) 国出先機関との連携

災害発生時に地方整備局など国の出先機関に対して、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等の派遣要請や輸送手段の確保などの支援要請が迅速かつ的確に実施できるよう情報連絡体制を整備する。

ウ) 広域実動機関との連携

災害発生時に迅速な災害対応を行うため、消防、警察、自衛隊及び海上保安庁の部隊等の派遣要請が迅速かつ的確に実施できるよう情報連絡体制を整備するとともに、平素から緊密な連携を図る。

② 科学的知見の活用

国が実施する津波被害想定や地震・津波観測監視システム(DONE T)、海底津波計システム(DART)等先端津波観測技術情報等、国の持つ科学的知見を活用する。

(5) 専門家・防災研究機関等との連携

① 専門的な知見・各種研究成果の活用

防災に関する専門家、研究機関等の知見や各種研究成果を災害対策に役立てるとともに、平常時から専門家等とのネットワークを構築する。

② 士業団体との協定の締結

広域の建築士・弁護士等の士業団体と協定を締結するなどにより、災害時に、一定の資格を有する者等の被災府県への派遣が行われる仕組みを構築する。

(6) 企業・ボランティア等との連携

① 企業等との協力・連携

企業・業界団体との意見交換や協定を締結するなどにより、災害時等において、企業・業界団体との協力が得られる仕組みを構築する。

企業・業界団体	連携内容
倉庫業者・宅配業者	救援物資の集積・配達
旅館・ホテル・民間賃貸住宅・企業(社宅)	避難所、仮設住宅の提供
空港・港湾管理者・海運・航空事業者	物資(集積・輸送)、要員(派遣・輸送)、広域避難
鉄道・バス事業者	避難者・帰宅困難者・支援者の輸送
コンビニ・外食事業者	帰宅困難者支援
大規模店舗・集客施設	帰宅困難者の収容
高速道路会社・鉄道事業者・地下街会社	津波避難対策
建設・建築事業者	道路、交通施設及び公共土木施設等の復旧・復興 仮設住宅の仕様の検討
石油取扱事業者	石油類燃料の優先供給
報道機関	災害報道のあり方の検討、防災知識の普及啓発

② 迅速なボランティア受入体制確立に向けた連携

大規模広域災害発生時には、被災地において災害ボランティアのニーズが生じることとなるため、それらのニーズに迅速に対応できるよう、構成府県は平常時から各府県の社会福祉協議会、ボランティア・NPOとの連携体制を確立する。

<構成府県が府県社会福祉協議会・NPO等と平常時から連携する取組例>

取り組み例	内 容
災害ボランティアセンター立ち上げマニュアルの作成・更新等	災害発生時に、迅速に災害ボランティアセンターが立ち上げられるようマニュアルの作成・更新を進めるとともに、防災訓練等に合わせ、立ち上げ訓練等を実施する。
災害ボランティアセンターに関するネットワーク化の推進	府県により、災害ボランティア所管の部署も異なることから、各府県の防災部局・ボランティア所管課、各府県社会福祉協議会の災害ボランティア所管部署、NPO、企業及び生活協同組合等が平常時から定期的に意見交換できる場を設ける。
ボランティアインフォメーションセンター設置に向けた交通事業者との連携	ボランティアに対して、情報発信を行うボランティアインフォメーションセンターを設置できるような場所を事前選定し、高速道路会社や鉄道事業者の主要駅等に設置するための連携を図る。

【参考】災害ボランティアセンターの設置運営方式

災害ボランティアセンターの立ち上げ及び運営にあたっては、自治体により様々な方式で行われているが、ここでは、3つの事例を示す。

区分	内 容
行政主導型	府県・市町村が中心となって災害ボランティアセンターの設置・運営を行う。
社会福祉協議会主導型	社会福祉協議会が中心となって災害ボランティアセンターの設置・運営を行う。
協働プラットフォーム型	ボランティア団体、NPO等が協働で災害ボランティアセンターの設置・運営を行う。

2 防災・減災事業の展開

広域連合は、関西が高いポテンシャルを有している技術やノウハウも活用しながら、災害による被害の発生の防止及び被害の軽減を行う先導的な防災・減災事業を実施する。

当初の3年間（平成24年度から26年度）は、災害対応の仕組みづくりや人的被害の軽減に資する事業を優先的に実施する。

(1) 災害対応体制の整備

① 関西広域応援・受援実施要綱の作成

広域連合は、大規模広域災害発生時において、広域連合等が行う広域応援・受援の具体的な手順を取りまとめた関西広域応援・受援実施要綱を作成する。この要綱は、災害対応や広域応援訓練等の成果を踏まえ、適宜見直しを行う。

② 緊急派遣体制の整備

広域連合は、大規模広域災害発生時において、応援の必要性についての情報収集のための緊急派遣チーム、応援決定後の被災府県等の支援ニーズの把握等のための現地支援本部の設置等を迅速に実施できるよう、緊急派遣体制を整備する。

ア 緊急派遣チーム（先遣隊）の編成

広域連合及び構成府県は、応援の必要性について判断する情報を収集するため、災害時に必要に応じて被災府県へ派遣する緊急派遣チーム（先遣隊）を予め編成する。

イ 現地支援本部（府県庁）・現地連絡所（被災市町村）設置・運営要領の作成

広域連合は、大規模広域災害時に被災府県内等に設置する現地支援本部及び被災市町村役場内等に設置する市町村現地連絡所の設置及び運営に関する要領を作成する。

ウ 緊急派遣チーム（先遣隊）の受入体制の整備

構成府県は、緊急派遣チーム受入がスムーズに進むよう、受入体制を整える。

③ 救援物資の備蓄、集積・配達体制の構築

広域連合は、災害発生時に必要となる食料等救援物資の備蓄、集積・配達体制を整備する。

ア 物資集積・配達マニュアルの策定

広域連合は、大規模広域災害発生時において、構成府県や全国から送付される物資の受入れ、迅速な仕分け、輸送手段・ルート等の確保の手法等を定めた物資集積・配達マニュアルを策定する。

併せて、倉庫、トラック等の事業者など民間のノウハウや施設などを活用できる仕組み、さらにボランティア・NPOとの連携についても検討を行う。

また、輸送ルートの確保に関しては、救援物資のみならず応援要員の派遣や避難者の搬送も含め、陸上輸送ルートが確保できない場合の代替ルートとして、海運・航空事業者、空港・港湾管理者と緊急輸送にかかる協定の締結や自衛隊や海上保安庁と調整を行うなど海路・空路を活用した輸送ルートの確保を図る。

イ 備蓄計画の策定

広域連合は、大規模広域災害発生時における関西全体の備蓄の基本的な考え方、必要備蓄物資の品目、備蓄量、備蓄場所等を定めた計画を策定する。

併せて、仮設シャワーや空調設備、各種燃料類や医薬品など備蓄になじまない物資について、企業や業界団体等との協定に基づく流通備蓄の活用等を検討する。

④ 被災行政支援体制の整備

大規模広域災害発生時には、津波災害等により庁舎が被災するなどした被災市町村は、行政機能の大幅な低下により、膨大な災害対応事務の発生に対応しきれない場合がある。

このため、構成府県において、その支援体制の整備を進める。

項目	内 容
①被災市町村の被害状況に応じた支援体制の確保	<ul style="list-style-type: none">構成府県は、被災市町村の被災程度に応じて、管内市町村の理解と協力を得て、応援する分野、人数を確保し、応援体制を確保できるように努める。 (標準的チームの構成例：各人が特定の役割を持つ全体として1つのチーム)<ul style="list-style-type: none">総括・情報収集担当・ロジスティック担当(チーム員の業務・生活のサポート)・保健衛生担当・がれき処理担当・住宅担当・仮設住宅運営支援担当・市町村機能支援(各種証明書等発行、課税業務、家屋被害認定等)担当など (行政事務分野別チームの種類：特定行政分野ごと複数名で構成するチーム)・応急危険度判定、家屋被害認定、健康相談、栄養相談、こころのケア、がれき処理、廃棄物処理など
②市町村におけるカウンターパート方式の呼びかけ	<ul style="list-style-type: none">東日本大震災において、市町村レベルのカウンターパート方式による応援(非被災市町村が特定の被災市町村を応援)が有効であったことを踏まえ、構成府県は、管内市町村に同方式による応援について呼びかける。 (応援分野例)<ul style="list-style-type: none">救援物資などの物的支援、避難所運営、がれき処理、被災者健康相談・避難所衛生対策、被災家屋所有者確認、家屋被害認定、罹災証明発行、被災住宅応急修理、税務、生活再建支援金、義援金、災害弔慰金、仮設住宅入居、遺体安置所などの業務

⑤ 広域避難体制の整備

大規模広域災害発生時には、多数の避難者が生じ、被災府県内の避難所で収容で

きない場合がある。また、津波災害などの状況によっては、避難が長期化する可能性があり、被災地においては、ライフラインの途絶やプライバシーが保持しにくい状態など厳しい避難生活が長引くことが想定される。

このため、府県域を越えた避難が迅速になれるよう、構成府県は管内市町村の協力を得ながら準備に努める。

また、入院患者や施設入所者の受け入れ先の確保を進めるなどの災害時要援護者避難支援対策を推進する。

ア 公営住宅等の空き室状況の把握

構成府県は、災害時に被災者の公営住宅等への一時入居が迅速に図られるよう、管内の公営住宅、府県・市町村職員住宅等の空き状況を把握できるしくみを整備する。

広域連合は、広域避難のための調整ができるよう、都市再生機構住宅（UR住宅）及び国家公務員宿舎等について、その空き室情報を一括して把握するしくみを整備するとともに、構成府県が調査した公営住宅等の空き状況をとりまとめることができるように構成府県と調整する。

イ 旅館・ホテル・不動産協会等との連携

広域連合は、構成府県と連携して旅館・ホテル・不動産協会等との災害時の避難場所としての住宅供給に関する協定の締結など連携に努める。

ウ 災害時要援護者の避難支援

構成府県は、市町村が平常時から災害時要援護者支援を担う自主防災組織や民生委員等との間で要援護者名簿を共有するとともに、避難支援プラン（全体計画）及び要援護者一人ひとりのプラン（個別計画）を策定するよう働きかける。あわせて、避難先での生活への配慮が行き届くよう備えの充実を促す。また、社会福祉施設等において避難計画の作成や避難訓練が実施されるよう働きかける。

さらに、構成府県は、被災地からの入院患者や施設入所者を受け入れられるよう、受入病院や社会福祉施設を把握し確保できる準備を事前に整える。

⑥ 帰宅困難者支援体制の整備

広域連合は、大規模広域災害が発生し、交通機関の運行が停止した際に、帰宅が困難になった住民を支援するため、平常時から必要な情報の共有化を図り、災害時に適切かつ迅速な対応がとれるよう体制整備を図る。

ア 基本方針

帰宅困難者が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、混雑による集団転倒や火災、沿道建物からの落下物等により死傷する可能性があるとともに、救助・救急活動や緊急輸送活動などの応急対策活動が妨げられるおそれもあることから、広域連合は、構成府県及び連携県と連携して、一斉徒歩帰宅者の発生を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則（「首都直下地震避難対策等専門調査会報告」中央防災会議 平成20年10月）を周知徹底する。

また、助ける側になって可能な範囲で地域における「共助」の活動を促進するとともに、帰宅者が無事に帰ることができるように、代替輸送の調整やコンビニエンスストア等の協力を得て、トイレ、水道水等の提供など徒歩帰宅支援を行う。

イ 道路・鉄道情報共有のしくみの確立と啓発

広域連合は、構成府県及び連携県と連携して主要幹線道路の情報・鉄道の運行状況を関係機関で情報共有するしくみを確立するとともに、府県民にこれらの情報入手方法についての普及啓発を図る。

ウ 支援情報等の提供方策の検討

広域連合は、構成府県及び連携県と連携して災害時帰宅支援ステーションなどの支援情報や交通情報等をエリアメール、ホームページや携帯サイトなどを活用して府県民に対し、提供するしくみについて検討を進める。

エ 災害時帰宅支援ステーション事業の推進

広域連合は、構成府県及び連携県と連携して災害時に帰宅困難者を支援するため、コンビニエンスストアや外食店において水道水やトイレ及び通行可能な道路情報を提供する「災害時帰宅支援ステーション事業」を推進し、帰宅困難者支援体制を充実する。

また、構成府県及び連携県は、災害時に災害時帰宅支援ステーションが利用できるよう、訓練等を通じた徒歩帰宅者の支援体制を充実する。

オ 帰宅困難者対策の普及・啓発活動

災害発生直後、企業等では、従業員等がむやみに移動を開始して二次災害が発生することを防止するため、従業員等を留めおくことなどを行う必要がある。このため、広域連合は構成府県及び連携県と連携して、以下のことについて普及啓発を行う。

- ・むやみに移動を開始することは避ける
- ・徒歩帰宅に必要な装備の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅ルートの確認
- ・災害用伝言ダイヤルの活用、携帯電話災害用伝言板、Web171 等複数の安否確認手段があること
- ・企業等における災害時の行動計画の策定
- ・これらを確認するための訓練による検証

カ 事業所等への要請

広域連合は、構成府県及び連携県と連携して事業所に対して、交通機関の運行が停止した際に従業員を待機させること、及び建物の耐震化、備蓄などについて働きかける。

また、帰宅困難者を収容するため、大規模店舗及び大学等に協力を求め、協定の締結を検討する。

キ 観光客等への支援

広域連合は、構成府県及び連携県と連携して観光協会、旅行会社やホテル・旅館業者等と共に、観光客等に災害時の的確な行動について周知・広報に努める。

また、観光客への情報提供や安全な場所への誘導等を円滑に実施するため、広

域連合は構成府県及び連携県と連携し、ホテル・旅館業者及び旅行社との間で協定を締結するなど連携体制を整備する。

さらに、外国人観光客に適切な情報を提供するため、広域連合は構成府県及び連携県と連携し、外国人支援を行うNPOや語学ボランティアの協力を得る仕組みの構築に努める。

(2) 訓練・研修の実施

① 広域応援訓練の実施

広域連合は、関西が一体となって大規模広域災害に対処する体制を強化するため、大規模広域災害を想定し、近畿府県合同防災訓練と連携して、構成府県、連携県、関係機関等が参加する広域応援訓練を実施する。

○ 訓練の内容

広域連合災害対策本部事務局の立ち上げ・運営訓練、同災害対策本部設置運営訓練、構成府県の応援・受援訓練、国の現地対策本部との連携訓練 等

② 防災分野の人材育成

広域連合は、構成府県の防災担当職員の災害対応能力の向上を図るために、専門的な研修を行う他、構成府県主催の研修や人と防災未来センター（所在地：神戸市）等研究・研修機関が実施する研修への参加を促す。

ア 広域連合共通研修の実施

構成府県防災部局職員等を対象に、共通の課題についての研修を、構成府県持ち回りにより共同実施する。

《実施研修》

- ・ 防災部局職員基礎研修
- ・ 災害救助法実務担当者研修
- ・ 家屋被害認定研修 等

イ 構成府県主催研修への他府県職員の参加

構成府県の主催研修について、可能な限り他の府県職員が参加できるよう配慮する。

ウ 人と防災未来センターで実施する災害対策専門研修への積極的な参加

人と防災未来センターで実施している階層別の専門研修への積極的な参加を促し、構成府県内市町村職員を含めた防災担当職員のスキルアップを図る。

《実施研修》

- ・ 災害対策専門研修(トップフォーラム)
- ・ 災害対策専門研修(マネジメントコース・ベーシック)
- ・ 災害対策専門研修(マネジメントコース・エキスパート)
- ・ 災害対策専門研修(マネジメントコース・アドバンスト)
- ・ 災害対策専門研修(特設)

(3) 津波災害対策の推進

津波被害による避難が適切になされるよう、広域連合及び構成府県は、次の対策を実施する。

① 津波避難ビルの指定

構成府県は、必要に応じて、市町村に津波の緊急避難場所となる津波避難ビルを指定するように働きかける。また、構成府県は府県営住宅や学校校舎などの府県有施設の指定に積極的に協力する。

② 高架鉄道駅・高速道路の活用

広域連合は、構成府県と連携して津波発生時に、平野部などで高台がない場合などに、高架鉄道駅や高速道路のパーキングエリア等を避難場所として活用することについて関係事業者と協議を進める。

③ 地下街・地下鉄避難対策の推進

広域連合は、構成府県と連携して津波発生時に浸水の可能性のある地下街や地下鉄について、関係市町村とともに、事業者が地下街・地下鉄利用者等の避難誘導を適切に行うことを定めたマニュアル等の整備を行うよう働きかける。

④ 府県民への津波避難の共同啓発

広域連合は、構成府県と連携して津波避難に関して、あらゆる機会を利用して、次の事項について啓発を行う。また、学校教育の場において津波避難教育がなされるよう、働きかける。

(津波の心得)

- ・ 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- ・ 地震を感じなくても、津波注意報や津波警報、大津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- ・ 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。
- ・ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- ・ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない（最低6時間は避難所に滞在する）。
- ・ 津波を絶対に見に行かない。
- ・ 海岸や河川敷からできるだけ早く高い所に避難する。
- ・ 避難勧告・指示は守り、避難所に避難する（避難所には多くの情報が集まる）。
- ・ 普段から浸水域や到達時間、避難場所を確認しておく。

○ 津波対策を構築するにあたってのこれから想定津波の考え方

（中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告 H23.9」より）

今後、2つのレベルの津波を想定

- 発生頻度は極めて低いものの、甚大な被害をもたらす災害クラスの津波
 - ・住民等の生命を守ることを最優先とし、住民の避難を軸に、とりうる手段を尽くした総合的な津波対策を確立
- 発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波
 - ・人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等を整備

⑤ 津波被害想定の実施

関係構成府県は、東日本大震災を受け、東海・東南海・南海地震に関して、国が実施する被害想定を踏まえ、津波被害の想定を行う。

(津波被害想定の内容)

- ・ 浸水範囲、浸水深等を表示するマップの作成、曝露人口、建物被害の予測等

(4) 孤立集落対策の実施

広域連合は構成府県と連携し、府県境の山間部等で孤立集落が発生した場合に備え、応援体制を整備する。また、通信電波が届かない地域の解消について、携帯電話事業者各社への協力要請、物資搬送や住民移送について民間ヘリコプターに係る協定の拡大などに取り組む。

構成府県は、孤立集落対策として、災害発生直後の救命救助に最も必要となる、通信手段の確保と、ヘリコプターの臨時着陸場等の確保を全孤立可能性集落において確保するよう努める。

※ 孤立集落とは、中山間地域、沿岸地域、島嶼部などの地区及び集落において、土砂災害などにより、道路交通及び海上交通による外部からのアクセスが途絶し、人の移動・物資の流通が困難もしくは不可能となる状態。

(5) 地域防災力の向上

① 府県民への普及啓発

阪神・淡路大震災や東日本大震災の経験と教訓を忘れることなく、地震・津波災害に備えて、日頃から、一人ひとりが「自助」「共助」の精神を持ち、自分のため、家族や地域のために、自ら実践できる減災のための取組を進める必要がある。

このため、広域連合は、構成府県と連携して啓発キャンペーンに努めるとともに、構成府県・市町村や地域の防災リーダーと連携し、次に掲げる減災対策の普及に努め、住民の主体的な減災への取組を促進する。

啓発項目	内 容
①減災チェック 項目の点検	<ul style="list-style-type: none">・ 日頃から、家庭内で、ア) 災害時の連絡方法、イ) 避難場所、ウ) 避難経路、エ) 家族の役割分担、オ) 家屋の危険箇所や設備の確認箇所、カ) 備蓄品や非常持ち出し品等の確認を行う。・ 事業所では、ア) 事業継続計画（B C P）の作成、イ) 建物の耐震性の確保、ウ) 転倒落下防止、エ) 自家発電施設の津波による浸水の有無の確認、オ) 地域の防災訓練への参加等を行う。
②情報収集手段 の確保	<ul style="list-style-type: none">・ 住民各自が身近で携帯性もあるラジオや携帯電話を確保し、気象情報や地震速報等の最新情報を確認するよう努める。
③住宅の耐震化	<ul style="list-style-type: none">・ 昭和 56 年以前（新耐震基準適用前）に建てられた住宅において、簡単な耐震チェックができる自宅の自己診断を促すとともに、耐震性が低い場合は、専門家による耐震診断と必要に応じた耐震改修を行うよう努める。

啓発項目	内 容
④室内安全対策 (家具の固定等)	・倒れてきた家具や落下物による負傷や避難路をふさぐことなどを防止するため、建物の耐震化と合わせ、家具の転倒防止対策等を行い安全の確保を行う。
⑤コミュニティレベルの実戦的防災訓練の実施	・普段から、「自分たちのまちは自分たちで守る」という考え方のもと、自主防災組織等による地域ぐるみの実践的な訓練を実施する。
⑥災害時要援護者の避難の普及・促進	・民生委員・児童委員等地域での福祉に携わる者は勿論、自治会や自主防災組織でも災害時要援護者の所在等の情報共有に努め、迅速に安否確認や避難支援、救助などが行える体制を準備する。

② 地域防災リーダーの育成と防災教育の推進

広域連合は構成府県と連携して、地域防災リーダーの育成に努めるとともに、学校や地域における防災教育の充実に努める。

(6) 消防団の広域応援体制の検討

総務省消防庁では、今後の大規模災害時における消防団活動のあり方及び団員の安全確保等に関し、平成23年11月に「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会」を設置し、検討を進めている。

広域連合においても、大規模災害発生時における消防団の広域応援活動及び消防団員の安全確保等について検討する。

(7) 防災基盤整備・防災まちづくり等の促進

① 防災基盤施設の整備促進

広域連合及び構成府県は、関西全体としての防災力の向上を図るために、防災基盤施設・設備の整備を推進・促進する。

ア 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成7年6月地震防災対策特別措置法が制定され、各都道府県において、平成22年度まで3次にわたる地震防災緊急事業五箇年計画が策定され、地震防災上重要な施設等の整備が推進されてきた。平成23年度においては、第4次計画の策定が進められている。

構成府県は、緊急輸送道路をはじめとする道路、公共施設の耐震化、海岸・河川施設、砂防・治山施設、ライフライン関係施設、備蓄関係施設、農地・農業用施設等、地震防災上緊急を要する施設など、第4次計画に盛り込んだ内容の整備を実施し、防災力のさらなる向上に努める。

イ 防災関係機関のネットワークの整備

大規模広域災害時に迅速な復旧・復興を図るために、広域連合は、構成府県、国の出先機関及びその他の防災関係機関とともに、それぞれが所管する道路、空港、港湾等の交通施設の被災状況や使用可能情報を共有できるしくみを整備する。あ

わせてそれらの交通施設の緊急復旧計画について事前に検討する。

ウ 事業者等への働きかけ

広域連合は、構成府県と連携して高速道路・鉄道・空港等の交通関係施設の整備、代替輸送計画の策定、電気・ガス・水道・通信等のライフライン関係施設整備、地下街の防災体制の整備等の防災基盤の整備を行うよう働きかける。

○ 津波被害を軽減するための対策について（地震・津波に強いまちづくり）

（中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告 H23.9」より）

□ 多重防護と施設整備

津波による浸水被害を軽減し、避難のためのリードタイムを長くするため、粘り強い海岸保全施設等や多重防護としての道路盛土等交通インフラの活用による二線堤を整備する。

② 事業継続のためのバックアップ体制の整備促進

災害の発生に備えて、行政、企業、団体は、災害時における事業継続を確保するため、下記の視点に留意することが重要であり、広域連合及び構成府県は、自らの事業継続体制の整備を行うとともに、企業、団体等に対して、事業継続体制の整備についての啓発等を行う。

ア 事業継続計画の策定・運用促進

構成府県は、自らの事業継続計画の策定、改善を進めるとともに、広域連合は、構成府県と連携して中小企業、団体等において事業継続計画（B C P）が作成・運用されるよう働きかける。

イ 基幹システムのバックアップ

広域連合は、構成府県と連携して事業継続上、重要なシステムやデータは、災害により被害を受けないよう、万全の安全対策や広域連合内外のバックアップ体制について検討するとともに、企業、団体等にも基幹システムのバックアップを働きかける。

③ 事前復興計画の策定促進

東日本大震災の津波による甚大な被害が発生したことを受け、国は、多重防御による津波防災地域づくりを推進するための制度整備を進めている。具体的には、津波防災まちづくりに関する法律（平成 23 年 12 月 27 日施行）により、市町村による推進計画の作成や都道府県による津波災害警戒区域の指定などが実施される。

これを踏まえ、東海・東南海・南海地震による津波の発生でまちが壊滅的な被害を受けることが想定される地域などにおいて、広域連合は、構成府県と連携して、関係市町村に対して、高台への集団移転などを内容とする住民参加による事前の復興計画の策定を呼びかけるよう努める。

III 災害への対応

広域連合が対応すべき災害は、被害が複数府県にまたがり、または単独の府県でも被害の規模が甚大で、広域的な対応が必要とされる大規模広域災害である。

広域連合は、被災した地方自治体が実施する緊急・応急対策や復旧・復興対策を支援するため、関西圏域内外の応援の受入調整を実施する。また、そのために、いち早い初動体制を確立し、情報や支援ニーズを的確に把握する。

<災害対応のタイムテーブル>

時期	被災地等の主な対応	広域連合の対応
初動期	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集と共有 ・避難誘導、消火、水防等、被害防止活動 ・人命救助・救急医療の実施 ・医療活動の実施 ・避難者対策の実施（災害時要援護者への支援を含む） ・物資・燃料等の緊急輸送 ・道路等公共施設の緊急対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集体制の確立 ・緊急派遣チーム（先遣隊）の派遣 ・応援・支援体制の確立
応急対応期 (避難所期)	<ul style="list-style-type: none"> ・生活物資の供給 ・被災者の健康対策の実施 (感染症対策、健康・栄養調査、衛生対策等) ・生活衛生対策の実施 ・広域避難の実施 ・道路等公共土木施設の応急復旧 ・ライフラインの応急復旧 ・遺体の安置、葬送 ・災害ボランティアの受入 ・被災者の生活支援 ・被災者のこころのケアの実施 ・学校の教育機能の回復 ・災害廃棄物の処理 ・応急仮設住宅の整備・確保 ・海外からの支援の受入 	<ul style="list-style-type: none"> ・救援物資の需給調整 ・応援要員の派遣・受入調整 ・広域避難の受入調整 ・ボランティアの活動促進 ・帰宅困難者への支援 ・広域的な災害廃棄物（がれき等）処理の推進
復旧・復興期 (仮設住宅期)	<ul style="list-style-type: none"> ・復興計画の策定・復興財源の確保 ・インフラ施設等の復旧・復興 ・恒久住宅への移行支援 ・生活再建支援 ・経済・雇用再生 	<ul style="list-style-type: none"> ・復興戦略の策定 ・被災自治体の復興業務への支援

1 初動シナリオ

災害対応にあたって、最も肝要なことは、初動体制である。被災状況の把握、応援の要・不要、支援ニーズなどを迅速・的確に判断し、支援行動に移す必要がある。広域連合では、情報収集すべき事象をあらかじめ定め、広域防災局、構成府県及び連携県による緊急派遣を行って支援ニーズを把握し、応援体制を確立する。

<初動対応手順>

発 災

※圏域：構成府県及び連携県の区域

- ・圏域内で震度5強以上の揺れが観測
- ・圏域内で津波警報（大津波）が発表
- ・圏域内の府県で災害対策本部が設置
- ・圏域外（国内に限る）で震度6弱以上の揺れが観測
- ・その他圏域内外（国内に限る）で甚大な被害が推測

情報収集体制の確立

- ・気象庁発表、各種メディアからの情報収集
- ・消防、警察、自衛隊、海上保安庁からの情報収集
- ・災害の状況や府県災害対策本部設置状況等を確認

緊急派遣チーム（先遣隊）の派遣【広域防災局チーム、近隣府県チーム】

- <圏域内>
- ・震度6弱以上の揺れが観測
 - ・通信の途絶等により情報の収集が困難
- + 甚大な被害が推測
- <圏域外>
- ・震度6強以上の揺れが観測
 - ・通信の途絶等により情報の収集が困難
- + 甚大な被害が推測

→ 必要に応じて現地支援本部に移行

構成府県・連携県間で情報共有

応援・受援体制の確立

支援体制の確立

- ・被災府県から応援要請があった場合
- ・その他被害が甚大で広域応援が必要と判断される場合

→ 災害対策（支援）本部の設置【事務局：広域防災局】

- ・被害が甚大で広域連合の組織をあげた広域応援が必要と判断される場合

現地支援本部、現地連絡所の設置

- ・被災府県災害対策本部、被災市町村災害対策本部等との連携
- ・被災地の支援ニーズに係る情報収集、応援活動

→ 政府現地対策本部が設置された場合、職員を派遣

構成府県及び連携県の応援・受援体制の確立

- ・応援体制（応援府県）、受援体制（受援府県）を確立
- ・災害対策（支援）本部へ連絡要員を派遣

情報共有・連携体制

(1) 情報収集体制の確立

広域連合は、次の①から④の事態が発生した場合には、情報収集及び連絡調整に必要な人員を確保するとともに、構成府県及び連携県と連携し、災害の状況、府県災害対策本部の設置状況等について情報を入手する。また、構成府県等の地震被害想定、さらには消防庁の簡易型地震被害想定システムを活用して被害予測情報を把握する。これらの情報について、構成府県及び連携県と共有する。

また、消防、警察、自衛隊、海上保安庁との間で被災状況や活動状況について、国の出先機関等との間で道路、空港、港湾等の交通施設の被災状況について、情報の共有を図る。あわせて各種メディア等からの情報を収集する。

- ① 圏域（構成府県及び連携県の区域。以下同じ。）内で震度5強以上の揺れが観測された場合
- ② 圏域内で津波警報（大津波）が発表された場合
- ③ 圏域内の府県で災害対策本部が設置された場合
- ④ その他圏域内で甚大な被害が推測される場合

【圏域外での災害発生の場合】

広域連合は、圏域外（国内に限る。以下同じ。）で震度6弱以上の揺れが観測された場合又は報道等で甚大な被害が推測される場合は、被災都道県に連絡し災害の状況を把握する。

広域連合は、把握した被災府県の状況を構成府県及び連携県に提供し、情報を共有する。

(2) 緊急派遣チーム（先遣隊）の派遣

広域連合は、圏域内で震度6弱以上の揺れが観測された場合又は府県間の通信途絶等により情報の収集が困難な場合において、甚大な被害が推測されるときは、速やかに緊急派遣チーム（先遣隊）を被災府県に派遣し、被害状況、支援ニーズ等、応援に必要な情報を収集する。

広域連合は、事態の状況を勘案し、必要に応じて被災府県の近隣の構成府県又は連携県に緊急派遣チームの派遣を要請する。

【圏域外での災害発生の場合】

広域連合は、圏域外で震度6強以上の地震が観測された場合又は通信途絶等により情報の収集が困難な場合において、甚大な被害が推測されるときは、速やかに緊急派遣チーム（先遣隊）を被災都道県に派遣し、応援に必要な情報を収集する。

広域連合は、事態の状況を勘案し、必要に応じて構成府県又は連携県に緊急派遣チームの派遣を要請する。

(3) 応援・受援体制の確立

広域連合、構成府県及び連携県は、広域応援が必要と判断される場合は、次のとおり体制を確立し、広域応援を実施する。

① 応援体制の確立

広域連合は、被災府県から応援要請があった場合、その他被害が甚大で広域応援が必要と判断される場合には、応援調整に必要な人員を確保し、構成府県及び連携県と連絡を取り合い、応援・受援の調整を行い、関西が一体となって災害対

策を実施する。

② 災害対策本部の設置

広域連合は、被害が甚大で広域連合の組織をあげた広域応援が必要と判断される場合には、各構成府県の知事を本部員、広域連合長を本部長、副広域連合長及び広域防災担当委員を副本部長とする広域連合災害対策本部を兵庫県災害対策センターに設置し、災害対策にあたる。

また、災害対策本部は兵庫県災害対策センターが壊滅的な被害を受けた場合、兵庫県災害対策本部と同一場所に設置する。

ア 災害対策本部会議の開催

広域連合は、災害対策本部を設置した場合には、速やかに本部会議を開催し、次のaからeまでの事項について協議する。

本部長は、連携県及び消防、警察、自衛隊、海上保安本部にオブザーバーとしての参加を求めるとともに、必要に応じてアドバイザー等の参加を求め助言を得る。

本部員が、自府県の災害対応又は交通途絶等のため、一堂に会することができない場合はWEB会議システム等を活用し本部会議を開催する。

- a 物資の提供、緊急派遣チームの派遣その他の当面の対策
- b 応援方式（カウンターパート方式等）の決定
- c メッセージの発出
- d 現地支援本部及び現地連絡所の設置
- e その他協議が必要な事項

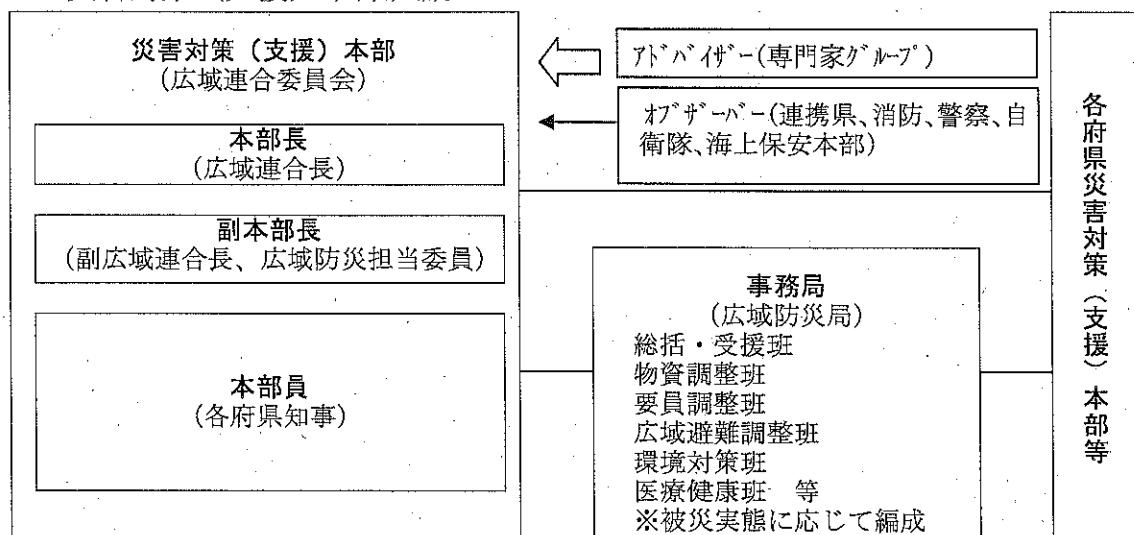
イ 災害対策本部事務局

災害対策本部に、その事務を処理させるため、災害対策本部事務局を置く。

災害対策本部事務局は、広域防災局が担う。

構成府県及び連携県は、連絡員として災害対策本部事務局に関係職員を派遣する。ただし、自府県の災害対応が必要で派遣が困難な場合はこの限りではない。

○ 災害対策（支援）本部組織



【圏域外での災害発生の場合】

広域連合は、圏域外で災害が発生した場合において、被害が甚大で広域連合の組織をあげた広域応援が必要と判断される場合には、災害対策支援本部を設置し、応援調整を実施する。

災害対策支援本部の組織等は、災害対策本部に準じる。

③ 構成府県及び連携県の応援・受援体制の確立

ア 応援体制の確立

被災していない府県又は被災の程度が軽微で被災府県を応援できる状況にある府県（以下「応援府県」という。）は、災害対策支援本部の設置等、応援体制を確立し、被災府県を応援する。

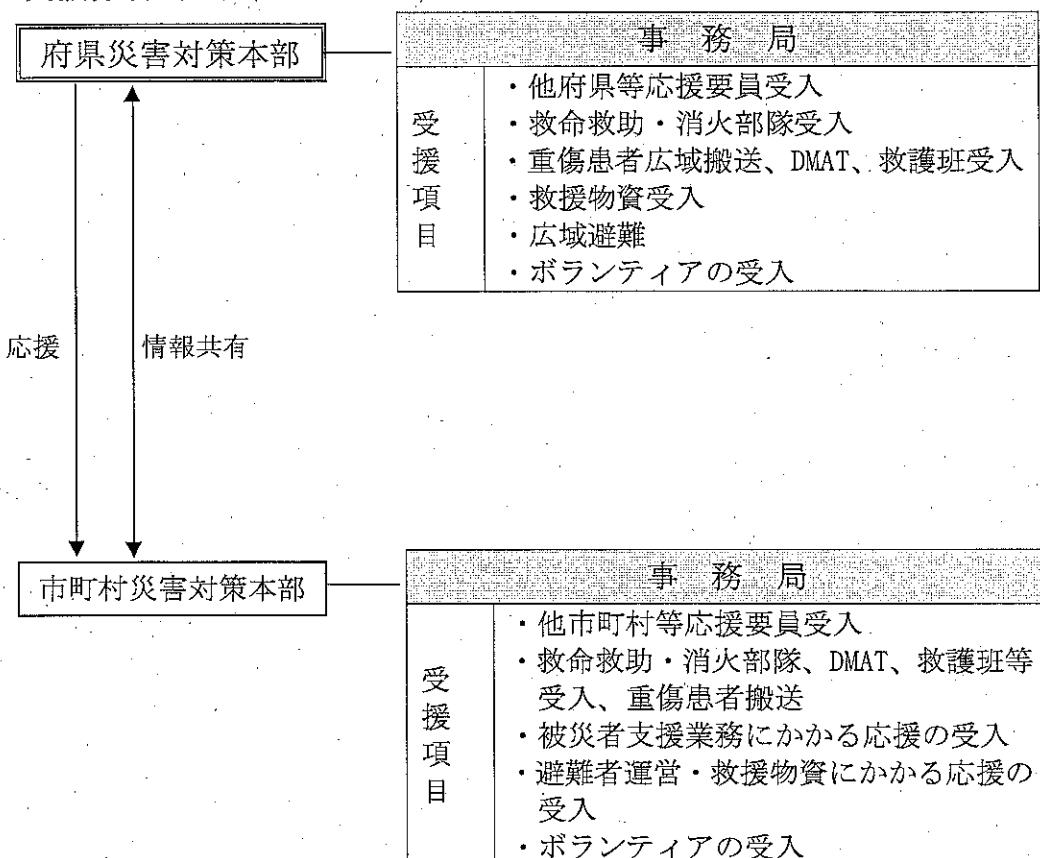
イ 受援体制の確立

被害が甚大で構成府県・連携県からの応援を受ける府県（以下「受援府県」という。）は、円滑に応援を受け入れるための体制を整備する。また、被害が甚大と想定される市町村に職員を派遣し、情報を収集するとともに、被災市町村が行う災害対応を支援する。さらに応援に入る他の自治体との連絡・調整を図る。

なお、具体的な受援体制については、関西広域応援・受援要綱を策定し、府県のモデルとなる受援体制を検討する。

また、必要に応じて、被災地外に人的・物的支援の拠点を設置することについて検討する。

<受援体制（想定）>



(被災府県の受援業務)

区分	主な受援業務
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・応援の要請 ・被害状況、被災者ニーズ等の迅速・的確な情報収集と提供 ・応援部隊（消防、警察、自衛隊、海上保安庁、DMAT等）や応援要員（他府県等）との現地調整所や調整会議等による情報共有 ・応援部隊等の活動拠点、広域搬送拠点、救援物資受入拠点等と府県災害対策本部との通信の確保 ・活動の長期化による応援部隊等の生活物資の確保 ・必要に応じて応援部隊等の宿泊場所の確保 等
他府県等応援要員受入	<ul style="list-style-type: none"> ・受援の総合調整 ・自府県及び被災市町村が必要とする職員の職種、人数、派遣先、派遣期間等をとりまとめ、応援府県又は広域連合に要請 ・長期応援要員等の宿泊場所を確保 ・臨時ヘリポートの開設及び運用要員、通信機器、燃料確保 等
救命救助・消火部隊受入	<ul style="list-style-type: none"> ・部隊の進出拠点、活動拠点の確保・開設 ・通行不能の緊急輸送ルートの代替ルート選定（陸上ルートが通行不能な場合の航空ルート、海上ルートの確保） ・部隊への情報提供（被害状況、活動場所、緊急輸送ルート、進出拠点・活動拠点等の位置図等） ・重機類及び救援資材の確保 ・必要に応じて活動拠点等への誘導 等
重傷患者広域搬送、DMAT、救護班受入	<ul style="list-style-type: none"> ・広域搬送拠点の確保・運営 ・DMAT、救護班への情報提供（被害状況、活動場所等） ・災害拠点病院等活動場所への救護班搬送体制の確保 等
救援物資受入	<ul style="list-style-type: none"> ・救援物資受入拠点の開設・運営 ・協定を締結している宅配業者、倉庫業者等に物資受入拠点の運営協力要請 ・被災市町村の物資受入拠点を確認 ・被災市町村が必要とする物資に関する情報を収集・とりまとめ (必要に応じ、被災市町村に職員を派遣し、物資ニーズを把握) ・緊急輸送道路の被害情報の提供 ・通行不能の緊急輸送ルートの代替ルートの情報提供 ・陸路が寸断されている場合、海路、空路を活用するため航空・海運事業者、空港・港湾管理者や自衛隊、海上保安庁との調整 ・被災市町村等と密に連絡をとり合い、物資が末端まで届いているか確認 等
広域避難	<ul style="list-style-type: none"> ・被災市町村と連携し、府県外への避難が必要な被災者の人数を把握 ・広域連合から、避難者受入府県の避難者受入可能施設に関する情報を受け、被災市町村と調整のうえ被災者に周知 ・必要に応じて、被災市町村、受入府県等と調整しバス等の移動手段を確保 ・要援護者の広域避難の調整 等
ボランティアの受入	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアセンターの立ち上げ ・ボランティア活動を後方支援するインフォメーションセンターの設置 ・ボランティアコーディネーターの確保 ・スコップ等のボランティア用資機材の貸出 ・ボランティアを大量に搬送するバス等の確保 等

(市町村の受援業務)

区分	主な受援業務
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・応援の要請 ・被害状況、被災者ニーズ等の迅速・的確な情報収集と提供 ・応援部隊（消防、警察、自衛隊、海上保安庁、DMAT等）や応援要員（他市町村等）との現地調整所や調整会議等による情報共有 ・応援部隊等の活動拠点、救援物資受入拠点等の確保。応援部隊等の通信手段の確保 ・活動の長期化による応援部隊等の生活物資の確保 ・必要に応じて応援部隊等の宿泊場所の確保 等
他市町村等応援要員受入	<ul style="list-style-type: none"> ・受援の総合調整 ・人的応援について被災府県へ要請 ・長期応援要員等の宿泊場所を確保 ・孤立集落の有無の確認。衛星携帯電話等の確保。不足する場合は、被災府県に必要数を要請 ・臨時ヘリポートの開設及び運用要員、通信機器、燃料確保 等
救命救助・消防部隊、DMAT、救護班等受入、重傷患者搬送	<ul style="list-style-type: none"> ・応援部隊、DMAT 及び救護班等への情報提供（被害状況、活動場所、緊急輸送ルート、進出拠点・活動拠点等の位置図等） ・応援部隊及び DMAT・救護班等の受け入れ調整
被災者支援業務にかかる応援の受入	<ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明書発行、生活復興資金等窓口の開設。対応職員が不足する場合は、被災府県を通じ、他の市町村職員等の応援を要請するとともに、応援職員受入計画を作成し、それに基づき、他の市町村職員等を受け入れ ・要援護者の安否確認。福祉避難所の開設 ・要援護者の移送が必要な場合は、移送を手配。市町村内のみでは対応できない場合は、被災府県に受け入れを要請 ・被災府県から、避難者受入府県の避難者受入可能施設に関する情報を受け、被災者に周知。必要に応じて、被災府県等と調整しバス等の移動手段を確保 等
避難者運営・救援物資にかかる応援の受入	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営職員の確保。不足する場合は、被災府県に応援を要請 ・避難所の必要ニーズを把握・とりまとめ。必要に応じ、被災府県に必要な支援を要請するとともに、救援物資等を受入れ ・救援物資受入拠点の開設・運営 ・通行可能な緊急輸送ルートの確保及びその情報提供 ・物資が避難所・被災者まで届いているかの確認 ・応急給水計画を作成。不足する場合は、被災府県に応援を要請 等
ボランティアの受入	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアセンターの立ち上げ ・社会福祉協議会等と調整のうえ、ボランティアのコーディネートを実施。ボランティアコーディネーターが不足する場合は被災府県にボランティアコーディネーターの派遣を要請 ・スコップ等のボランティア用資機材の貸出。不足する場合は、被災府県に資機材の調達を要請 ・必要に応じてボランティア村等ボランティア拠点の開設・運営。ボランティア拠点運営職員が不足する場合には、被災府県に応援を要請 等

ウ 応援方式

被災府県が複数の場合、原則として、被災府県を応援府県が分担するカウンターパート方式による応援方式をとる。ただし、応援府県の被災経験の有無、救援物資の保有状況を勘案して、必要に応じてカウンターパート方式にこだわらずに広域連合が応援府県と調整の上、応援先を調整する。

被災府県が単数の場合は、原則として、広域連合が応援府県の具体的な応援内容、応援先を調整する方式をとる。

○ カウンターパート方式とは

被災自治体に対し、応援する自治体を割り当てて応援する方式。

応援自治体が複数になる場合もある。府県レベルの他、市町村レベルのカウンターパート方式があり、東日本大震災でこの方式による応援が高く評価された。

④ 現地支援本部・現地連絡所の設置

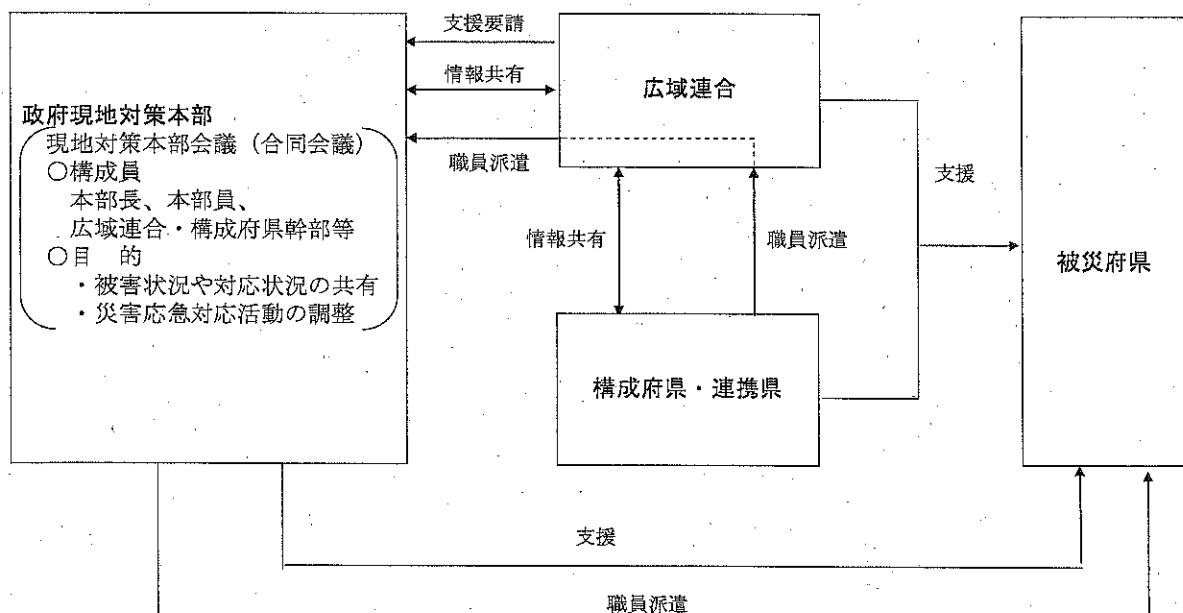
広域連合及び応援府県は、災害対策（支援）本部を設置したときは、必要に応じて被災自治体の災害対策本部等との連携及び支援ニーズに係る情報収集や応援活動のため、被災府県内等に現地支援本部を、被災市町村役場内等に現地連絡所を設置する。

⑤ 政府現地対策本部への職員派遣

東海・東南海・南海地震が発生し、政府現地対策本部が設置された場合は、広域連合、構成府県及び連携県から職員を派遣し情報収集等を行う。

なお、具体的な運用ルール等は、国と協議し、関西広域応援・受援実施要綱等で定める。

<政府現地対策本部との連携>



初動期オペレーションマップ（1）

このオペレーションマップは、大規模広域災害発生時に被災市町村、被災府県、広域連合・応援府県、他都道県、国・国出先機関及び広域実動機関が、相互に連携しながら対応すべきことを災害対応項目ごとに示したものである。

項目		被災市町村	被災府県
1 情報の収集と共有	情報収集・伝達	<ul style="list-style-type: none"> ○被災情報の収集（自主防災組織・自治会・消防団等への連絡、マスメディアからの情報収集） ○被災地区への職員派遣、被災状況の確認 ○孤立地区の確認 ○通信手段の確保（衛星携帯電話等の手配、活用、貸与要請） ○府県災害対策本部への被害状況の伝達【応援要請】 ◇職員派遣要請 ◇通信手段確保要請（衛星携帯電話等の貸与） 	<ul style="list-style-type: none"> ○被災情報の収集（マスメディア、被災市町村、消防、警察、海上保安庁等からの情報収集） ○被災市町村への職員派遣、被災状況の確認 ○ヘリの運用による被災状況の確認 ○孤立地区の状況把握 ○通信手段の確保（衛星携帯電話等の手配、被災地への貸与） ○広域連合・応援府県、国（消防庁）への被災情報の伝達【広域応援要請】 ◇職員派遣要請 ◇情報収集用ヘリの派遣要請 ◇通信手段確保要請（衛星携帯電話等の貸与）
	情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ○災害情報のとりまとめ ○あらゆる手段による情報の発信（防災行政無線、広報車、広報誌、ホームページ、携帯電話、報道発表、CATV、コミュニティFM等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害情報のとりまとめ ○あらゆる手段による情報の発信（広報誌、ホームページ、携帯電話、報道発表等）
2 避難誘導、消火、水防等、被害防止活動	避難指示等の発令・避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> ○防災行政無線、広報車、CATV等による住民への避難等の呼びかけ ○的確な避難誘導（地震規模・津波高等の適切な情報提供、津波避難ビル等の利用、交通手段・渋滞情報等の提供） ○防潮扉、水門等の閉鎖指示・確認 ○活動機関・職員等への的確な避難指示 	<ul style="list-style-type: none"> ○観測機関からの地震規模・津波高等の情報収集と市町村への提供 ○被害シミュレーションの実施と市町村への提供 ○避難指示等の発令状況の確認 ○必要に応じ被災市町村への助言
	大規模火災への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○消防機関による消火活動【応援要請】 ◇消防応援要請 ◇空中消火の出動要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○府県内消防機関への出動要請 ○消防防災ヘリの運用【広域応援要請】 ◇緊急消防援助隊の出動要請 ◇ヘリの出動要請
3 人命救助の実施	関係機関による活動	<ul style="list-style-type: none"> ○消防機関による人命救助・救急活動【応援要請】 ◇警察への救助等の協力要請 ◇府県災害対策本部への要請（自衛隊派遣、消防機関の応援） 【受援業務】 <ul style="list-style-type: none"> ◆応援チームの受入（滞在場所の確保、被災情報の提供、資機材の提供） ◆応援チームとの調整（執務スペースの確保、活動に係る調整会議の開催） 	<ul style="list-style-type: none"> ○警察による救助、救急、捜索活動【広域応援要請】 ◇緊急消防援助隊、広域緊急援助隊（警察）、海上保安庁への応援要請 ◇自衛隊への災害派遣要請【受援業務】 ◆応援チームの受入調整（被災市町村との調整） ◆応援チームの受入（滞在場所の確保、被災情報の提供、資機材の提供） ◆応援チームとの調整（執務スペースの確保、活動に係る調整会議の開催）
	海外応援チームの受入（含医療チーム）	<ul style="list-style-type: none"> 【受援業務】 <ul style="list-style-type: none"> ◆チームの受入調整（被災府県との調整） ◆チームの受入（滞在場所の確保、活動場所の指定、資機材の提供） ◆チームとの調整（ミーティングの開催） 	<ul style="list-style-type: none"> 【受援業務】 <ul style="list-style-type: none"> ◆チームの受入調整（被災市町村との調整） ◆チームの受入（滞在場所の確保、活動場所の指定、資機材の提供） ◆通訳ボランティアの派遣【広域応援要請】 ◇通訳ボランティアの派遣要請

凡例 ○：対応業務、◇：応援要請業務、◆：受援業務

広域連合・応援府県	他都道県	国・国出先機関	広域実動機関（消防・警察・自衛隊・海上保安庁）
<ul style="list-style-type: none"> ○被災情報の収集（マスメディア、被災府県等からの情報収集） ○要請に基づく情報収集用ヘリの派遣 ○被災府県への職員派遣（緊急派遣チーム）、被災状況の確認 ○被災府県との連携による被災市町村への職員派遣 ○通信手段確保の支援（衛星携帯電話等の貸与、国・事業者への要請） <p>〔広域連合〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○構成府県・連携県への被災情報の伝達 ○カウンターパート府県の指定・伝達 ○国の動き（現地本部の設置等）についての情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> ○独自の情報収集活動 ○要請に基づく情報収集用ヘリの派遣 	<p>〔国・地方機関〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被災府県、関係機関からの情報収集 ○被災府県への職員派遣 <p>〔総務省・総合通信局〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○総務省の通信機器（MCA無線、簡易無線局、衛星携帯電話）の貸し出し ○通信機器確保についての事業者への要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○独自の情報収集活動（自衛隊先遣隊派遣、ヘリの活用等） ○被災府県等への要員派遣
<ul style="list-style-type: none"> ○災害情報のとりまとめ ○あらゆる手段による情報の発信（広報誌、ホームページ、携帯電話、報道発表等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○支援情報の発信 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害情報のとりまとめ ○支援情報の発信 	<ul style="list-style-type: none"> ○活動状況の発信
<ul style="list-style-type: none"> ○要請に基づく消防防災ヘリ等の出動 	<ul style="list-style-type: none"> ○要請に基づく消防防災ヘリ等の出動 		<ul style="list-style-type: none"> ○緊急消防援助隊の出動 ○警察、自衛隊、海上保安庁によるヘリの派遣
<p>〔広域連合〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○実動機関からの情報収集・応援府県との共有 	<ul style="list-style-type: none"> ○独自の情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> ○実動機関からの情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急消防援助隊の出動 ○広域緊急援助隊（警察）の出動 ○自衛隊の災害派遣 ○海上保安庁船艇等の出動 ○救命、救助、捜索、搬送等の活動
<ul style="list-style-type: none"> ○通訳ボランティアの派遣 ○被災府県、外務省との調整 		<p>〔外務省〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○支援国との調整、受入計画の策定 ○広域連合・被災府県・市町村との調整 	

初動期オペレーションマップ（2）

項目	被災市町村	被災府県
4 医療活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○公的医療機関の医療活動 【応援要請】 <ul style="list-style-type: none"> ◇民間医療機関への医療活動協力要請 ◇府県災害対策本部への医療関係者の派遣要請 【受援業務】 <ul style="list-style-type: none"> ◆応援チームの受入（滞在場所の確保、被災情報の提供、資機材の提供） ◆応援チームとの調整（活動場所の指定、活動に係る調整会議の開催） 	<ul style="list-style-type: none"> ○公的医療機関の医療活動 ○県内DMA T、救護班等の被災地への派遣 【広域応援要請】 <ul style="list-style-type: none"> ◇DMA T、ドクターへり、救護班等医療支援の要請 ◇傷病者、入院患者、要援護避難者等の広域受入要請 【受援業務】 <ul style="list-style-type: none"> ◆応援チームの受入調整（被災市町村との調整） ◆応援チームの受入（滞在場所の確保、被災情報の提供、資機材の提供） ◆応援チームとの調整（活動場所の指定、活動に係る調整会議の開催）
5 避難者対策の実施 (災害時要援護者への支援を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所となる施設の管理者への開設指示・要請 ○避難所職員派遣 ○避難者数、避難者氏名等の確認 ○災害時要援護者の適切な避難の実施（避難誘導、福祉避難所の開設、被災施設入所者の一時受入施設の確保等） ○物資の必要数量、備蓄数量の確認と不足量の把握 ○避難者のニーズ、体調等の確認 ○自宅避難等、指定避難所外避難者の把握 ○ホテル、旅館、空き住宅所有者等への避難者受入要請 ○愛玩動物保護への配慮 【応援要請】 <ul style="list-style-type: none"> ◇避難所運営職員の派遣要請 ◇避難者受入要請 ◇災害時要援護者の受入要請 ◇広域避難者の移送手段の要請 【受援業務】 <ul style="list-style-type: none"> ◆応援職員の各避難所への割当 ◆広域避難者の移送手段の手配 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所運営職員の派遣 ○府県内市町村への避難者受入調整 ○府県内市町村への応援職員派遣要請 ○災害時要援護者の受入調整（受入施設の確保等） ○ホテル、旅館、空き住宅所有者等への避難者受入要請 ○愛玩動物保護への支援 ○災害救助法の適用、基準の柔軟運用の要請 【広域応援要請】 <ul style="list-style-type: none"> ◇応援府県、広域連合への応援職員派遣要請 ◇応援府県、広域連合への広域避難受入要請（災害時要援護者を含む） ◇広域避難者の移送手段の要請（移動用バス、自衛隊・海上保安庁のへり・船舶等） 【受援業務】 <ul style="list-style-type: none"> ◆職員派遣の割当 ◆広域避難の割当（災害時要援護者を含む） ◆広域避難者の移送手段の調整（災害時要援護者を含む）
6 物資・燃料等の緊急輸送	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村内輸送ルートの確保 ○物資集積・配送拠点の開設 ○搬送手段の確保 ○物流事業者等への支援要請 【応援要請】 <ul style="list-style-type: none"> ◇府県災害対策本部へ緊急物資の支援、燃料の確保等を要請 【受援業務】 <ul style="list-style-type: none"> ◆市町村内輸送ルートの確保 ◆物資集積・配送拠点の開設 	<ul style="list-style-type: none"> ○府県内緊急輸送ルートの確保 ○物資集積・配送拠点の開設 ○トランク協会等に物資輸送を要請 【広域応援要請】 <ul style="list-style-type: none"> ◇応援府県、広域連合に緊急物資の供給を要請 ◇自衛隊、海上保安庁等にへりによる緊急輸送を要請 ◇国（内閣府）に燃料確保の要請 【受援業務】 <ul style="list-style-type: none"> ◆府県内緊急輸送ルートの確保 ◆物資集積・配送拠点の開設
7 道路等公共施設の緊急対策	<ul style="list-style-type: none"> ○通行止めなど管理道路の規制 ○管理道路の点検・啓開、緊急輸送路の確保 ○管理道路通行可否情報の発信 ○河川、砂防等管理施設の緊急点検 ○河川、砂防等管理施設の二次災害防止対策の実施 【応援要請】 <ul style="list-style-type: none"> ◇府県災害対策本部に道路啓開等の支援を要請 【受援業務】 <ul style="list-style-type: none"> ◆応援職員の受入、業務の割当 	<ul style="list-style-type: none"> ○通行止めなど管理道路の規制 ○管理道路の点検・啓開、緊急輸送路の確保 ○管理道路通行可否情報の発信 ○公安委員会による交通規制の実施 ○警察による迂回路の設定 ○警察による交通誘導 ○警備業協会に対する交通誘導業務支援要請 ○管理港湾、管理空港の緊急復旧 ○河川、砂防等管理施設の緊急点検 ○河川、砂防等管理施設の二次災害防止対策の実施 ○被災市町村への職員派遣等の支援 【応援要請】 <ul style="list-style-type: none"> ◇応援府県、広域連合への要員及び資機材の支援要請 【受援業務】 <ul style="list-style-type: none"> ◆応援職員の受入、業務の割当

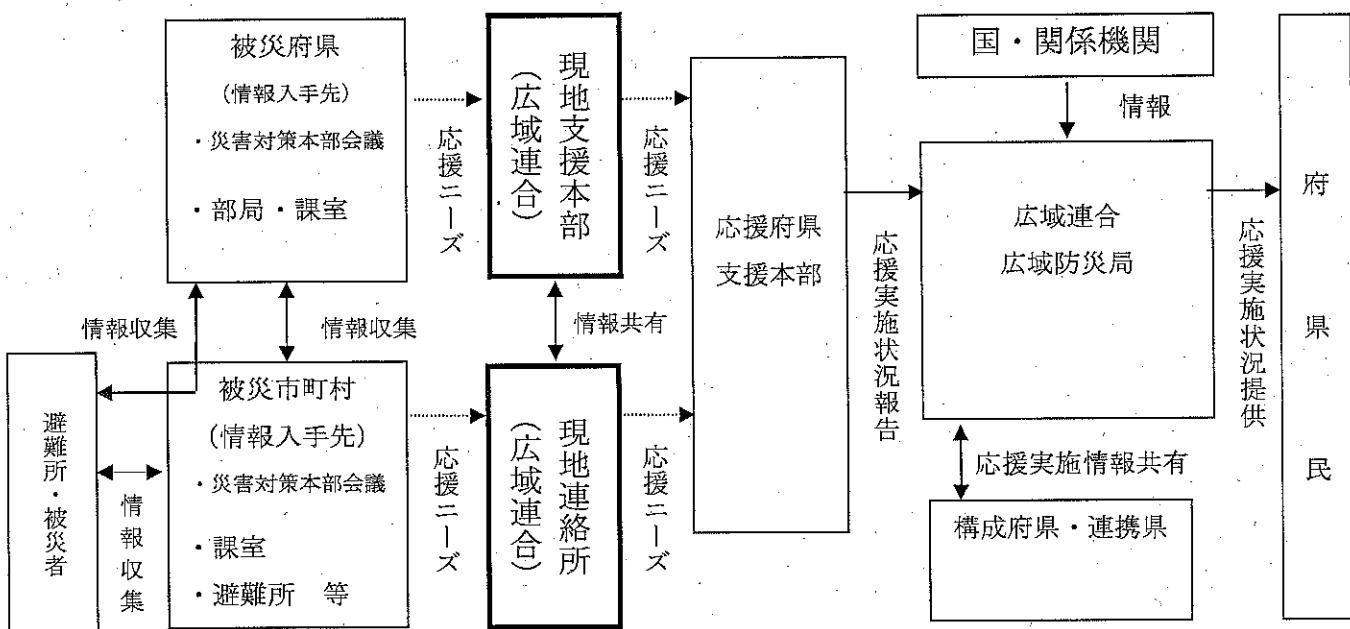
広域連合・応援府県	他都道県	国・国出先機関	広域実動機関（消防・警察・自衛隊・海上保安庁）
<ul style="list-style-type: none"> ○ドクターへり、救護班等の派遣 ○傷病者、入院患者、要援護避難者等の受入（管内市町村への要請を含む） <p>【広域連合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○上記の支援調整 ○実動機関からの情報収集・応援府県との共有 <p>【広域応援・受援調整】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国（厚生労働省）、他都道県への応援要請 ○被災府県・市町村の受入事務支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○要請に基づく応援チームの派遣 ○要請に基づく傷病者、入院患者、要援護避難者等の受入 	<ul style="list-style-type: none"> ○被災地域内の医療センター等の医療活動 〔厚生労働省・地方厚生局〕 ○D.M.A.T、救護班等の派遣調整 ○要請に基づく傷病者等の受入調整 <p>〔国土交通省〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○要請に基づく輸送手段の優先的確保などの配慮 	<ul style="list-style-type: none"> ○被災地域内の自衛隊の病院の医療活動 ○要請による自衛隊の救護班派遣 ○消防庁による被災地以外の救急隊等からの救護班の応援 ○要請に基づき輸送手段の優先的確保などの配慮
<ul style="list-style-type: none"> ○避難所運営職員の派遣（管内市町村への要請を含む） ○広域避難受入調整（施設の確保、移送手段の支援（災害時要援護者を含む）） ○避難者登録システムの運用、管内市町村への導入要請 <p>【広域連合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○応援職員、広域避難受入等が不足した際の構成府県間調整（災害時要援護者を含む） <p>【広域応援・受援調整】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○他都道県への応援依頼（災害時要援護者を含む） ○災害救助法柔軟運用の国への要請 ○海上保安庁のへり、船舶等による移送支援の要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○広域連合からの要請に基づく職員の派遣 ○広域避難の受入準備、要請に基づく受入（災害時要援護者を含む） ○被災者登録システムの運用 	<p>〔厚生労働省〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害救助法の柔軟運用の決定・通知 	<ul style="list-style-type: none"> ○自衛隊、海上保安庁のへり、船舶等による広域避難者の移送
<ul style="list-style-type: none"> ○救援物資の緊急輸送（トラック協会等への輸送要請） <p>【広域連合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○海上保安庁へのへり出動要請 ○地方運輸局に輸送手段確保を要請 <p>【広域応援・受援調整】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○他都道県への応援要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○要請に基づく救援物資の緊急輸送 	<p>〔国土交通省・地方運輸局〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○貨物輸送事業者、船舶運航事業者への協力要請 ○旅客の代替輸送、迂回輸送にかかる調整 ○交通機関利用者への情報提供 <p>〔内閣府、経済産業省〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○燃料確保について業界等への要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○自衛隊、海上保安庁のへり、船舶等による緊急輸送の実施
<ul style="list-style-type: none"> ○応援要員の派遣、資機材の供給（管内市町村への要請を含む） <p>【広域連合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○不足する場合の構成府県間調整 <p>【広域応援・受援調整】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○他都道県への応援要請 ○地方整備局への支援要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○要請に基づく要員の派遣、資機材の供給 	<p>〔国土交通省・地方整備局〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○通行止めなど管理道路の規制 ○管理道路の点検・啓開、緊急輸送路の確保 ○管理道路通行可否情報の発信 ○緊急災害対策派遣隊（T E C - F O R C E）の派遣（災害対策用ヘリコプターによる広域にわたる被災状況調査等） ○被災府県への応援要員の派遣及び資機材の供給にかかる都道府県への調整 ○管理港湾、管理空港の緊急復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ○警察による交通誘導要員の派遣 ○海上保安庁による海上交通確保対策の実施

2 応援・受援シナリオ

応急対応期には、被災自治体は災害対応業務に忙殺されることとなる。そのなかで、円滑な応援・受援が実施されるよう、広域連合は、構成府県及び連携県とともに職員を派遣して現地支援本部・現地連絡所を開設し、被災自治体はもとより、緊急・応急対策を実施する関係機関や全国から応援に入っている自治体等との調整を行う。

2-1 情報の収集・提供

<情報の流れ>



※ 情報伝達手段：加入電話、衛星電話、インターネット通信、ファクシミリ、テレビ電話、WEB会議システム等

(1) 被災府県の対応

被災府県は、広域連合・応援府県に対し、災害対策本部会議、報道発表及び課室からのレクチャー等を通じ、府県内の被災状況の適時・適切な情報の発信に努める。また、被害が甚大と想定される市町村に職員を派遣し、情報を収集するとともに、被災市町村が行う災害対応を支援する。さらに応援に入る他の自治体との連絡・調整を図る。

(2) 応援府県の対応

① 必要な情報収集・整理

応援府県は、次の手順で具体的な応援に必要な情報収集を行うとともに、収集した情報の整理を行う。

- ・現地支援本部（府県庁）及び現地連絡所（市町村）からの情報入手体制を確保する。
- ・被災自治体災害対策本部、被災自治体との連絡会議、応援派遣職員等からの情報入手など被災地からの情報収集・伝達体制を確立する。

② 応援実施状況の報告

応援府県は、応援実施状況を広域連合に報告する。

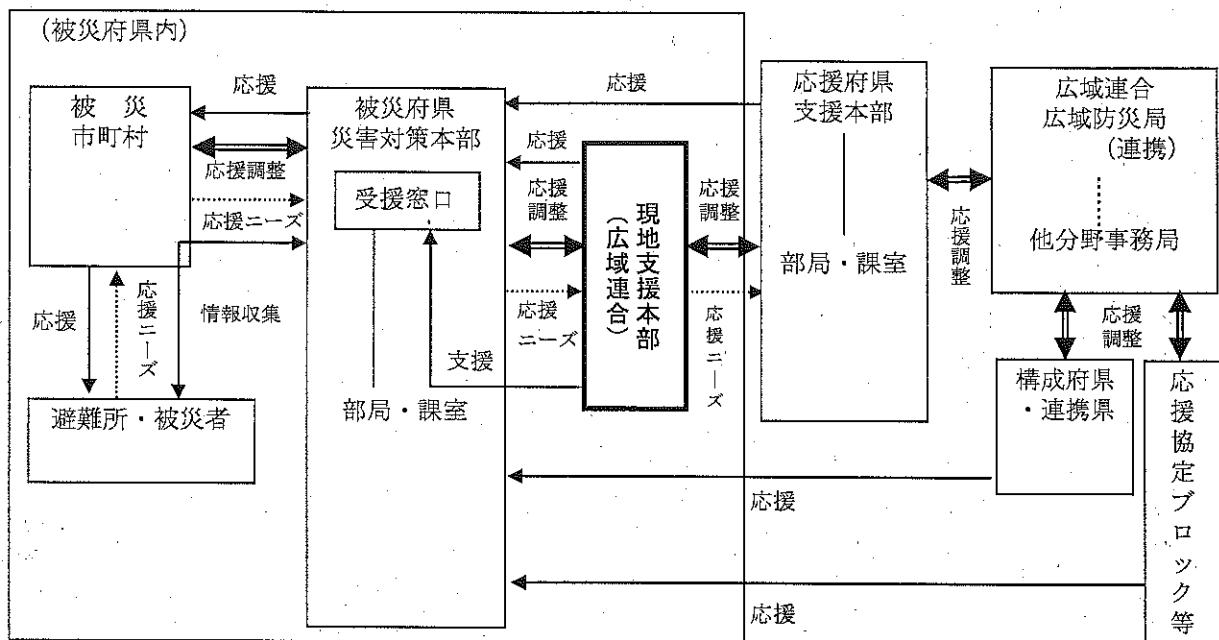
(3) 広域連合の対応

広域連合は、応援府県の応援実施状況をとりまとめ、構成府県及び連携県と情報共有を行うとともに、府県民に情報提供を行う。あわせて、被災自治体の情報発信について支援を行う。

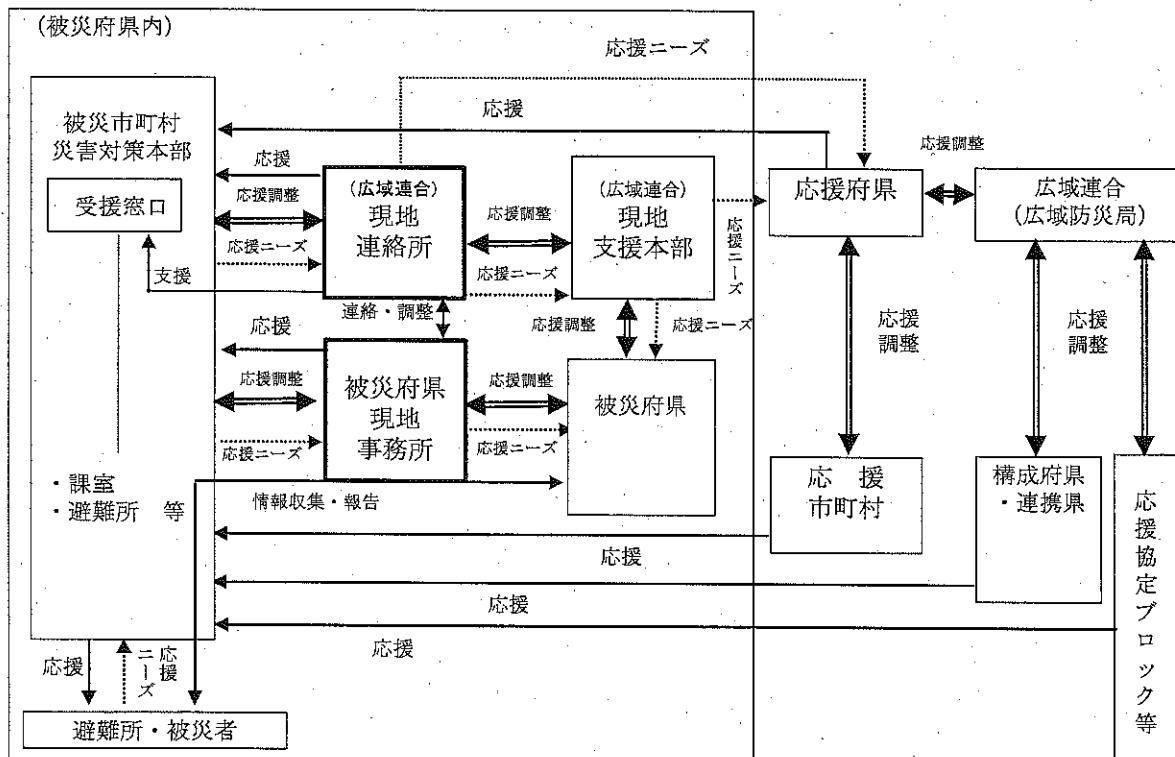
また、広域連合は、政府現地対策本部で得られた情報を集約した上で、構成府県及び連携県に提供し情報共有を図る。

2-2 現地支援本部・現地連絡所の設置

<現地支援本部（被災府県内）の機能>



<現地連絡所（被災市町村役場内等）の機能>



(1) 被災自治体の対応

① 現地事務所の設置

大規模広域災害の場合は、甚大な被害を受けた地域からは、情報が入ってこない。そのため、積極的に情報収集を行う必要がある。

被災府県は、特に甚大な被害を受けた市町村に、必要に応じて現地事務所を設置し、情報収集にあたるとともに、被災市町村が行う災害対応を支援する。

また、当該現地事務所においては、広域連合及び応援府県が設置する現地連絡所との連絡調整にあたる。

② 受援体制の整備

被災府県及び被災市町村は、広域連合及び応援府県等からの応援受入体制の整備を行う。

〔主な受援業務〕

- ・ 応援を受け入れるための受援窓口の設置
- ・ 可能な範囲で、現地支援本部等の設置のための場所、机、椅子等の提供
- ・ 現地支援本部等応援に入っている自治体等との定期的な意見交換の場の設定
- ・ その他主な受援業務は p31～32 に記載

(2) 広域連合及び応援府県の対応

広域連合及び応援府県は、災害対策（支援）本部を設置したときは、必要に応じて被災府県の災害対策本部等との連携及び支援ニーズに係る情報収集や応援活動のため、被災府県に現地支援本部を、現地連絡所を被災市町村に設置する。

現地支援本部及び現地連絡所の開設及び運営については、被災府県の業務に負担をかけないことを旨とし、原則として自給自足によるものとする。

設置場所については、原則として被災自治体の庁舎内とするが、それが望めない場合には、近隣の建物、又は仮設テント等で対応する。

〔主な業務〕

- ・ 被災自治体災害対策本部や課室、避難所などから応援ニーズの把握
- ・ 全国から応援に入っている自治体の応援情報の取りまとめ
- ・ 応援ニーズの応援府県への伝達、応援の調整及び実施
- ・ 有効な応援を実施するための被災自治体との定期的な意見交換の場の設定
- ・ 被災自治体、全国から応援に入っている自治体と NPO との避難所支援、救援物資などの課題別の定期的な情報交換の場の設定の働きかけ

<現地支援本部（被災府県庁）、現地連絡所（被災市町村役場）設置・運営要領の主な項目>

ア 現地支援本部（府県庁）設置・運営要領

(ア) 業務内容

- ・現地の被災状況と交通情報を収集し、逐次報告
- ・各被災府県の支援ニーズを把握し、逐次報告
- ・阪神・淡路大震災や東日本大震災などの過去の災害の経験を生かし、緊急・応急対応から被災者支援、復旧・復興にかかる課題・対策事例を伝え、今後発生する対応業務についての情報提供・対応支援を行う
- ・被災府県、応援府県間の応援調整を行う

(イ) 編成

- ・総括担当（チーム全体のとりまとめ、被災府県との調整の窓口）、情報収集・連絡担当（総括の補助・情報整理）、ロジスティックス担当（チーム員の業務、生活のサポート）、車両運転担当の府県職員4名の編成を基本とする。

(ウ) 設置・運営手順

- ・被災府県災害対策本部周辺に、執務のためのスペースと机・椅子を確保する。状況に応じて、被災府県に依頼する。
- ・被災府県の災害対策本部会議や災害対策本部事務局において、被災府県の業務に支障のない範囲で、情報収集を行う。
- ・被災府県との意見交換の場、及び被災府県と全国から応援に入っている自治体間の情報交換の場を定期的に開催するしくみを構築する。
- ・派遣元の府県においては、現地支援本部を支援できるよう、あらかじめ派遣職員からの照会窓口を1本化しておく。

(エ) 装備品

- ・移動用車両、シュラフ、飲料水、食料、デジタルカメラ、携帯電話（衛星携帯電話）・同充電器、パソコン・データ通信機器、USBメモリ、事務用品、「阪神・淡路大震災1年の記録」「阪神・淡路大震災1ヶ月の記録」「伝える」などの阪神・淡路大震災の教訓・事例集
- ・必要に応じてテント、発電機、投光器など

イ 現地連絡所（市町村）設置・運営要領

(ア) 業務内容

- ・被災市町村からの応援ニーズを把握する。
- ・被災市町村と応援府県との応援調整を行う。
- ・①教育、②ボランティア、③避難所運営、④行政通常業務、⑤災害時発生行政業務（家屋被害認定、罹災証明書発行、災害弔慰金、生活再建支援金、義援金、住宅応急修理、被災者健康相談・衛生対策、心のケア、仮設住宅対策、がれき処理等環境対策）など被災市町村に生じる課題解決を直接支援する。

(イ) 編成

- ・総括担当、情報収集・連絡員、ロジスティックス担当、教育担当、ボランティア総括コーディネーター、避難所運営担当、市役所・町村役場業務担当、保健師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士、仮設住宅等住宅対策担当、がれき処理等環境対策担当などから構成する。

(ウ) 設置・運営手順

- ・被災府県に、被災市町村の支援について協議する。
- ・被災市町村と支援の実施について協議し支援分野、応援職員の配置を決める。
- ・被災市町村災害対策本部周辺に一定のスペースと机・椅子を確保する。状況に応じて、被災市町村に依頼する。
- ・総括担当者、情報収集・連絡員は、被災市町村の災害対策本部会議、災害対策本部事務局で、被災市町村の業務に支障のない範囲で、情報収集を行う。
- ・現地連絡所（市町村）への派遣職員は、定期的に情報交換・打ち合わせ会議を開催する。
- ・被災市町村との意見交換の場、全国から応援に入っている自治体、被災市町村とNPOとの避難所支援、救援物資など課題別の意見交換の場を定期的に開催するしくみを構築する。
- ・市町村業務の支援を行う職員は、それぞれの分野を所管する被災市町村の局部課の長の指示のもとで支援業務を実施する。
- ・総括担当者は、状況に応じた派遣職員の業務分野等について、被災市町村の人事担当者と調整する。
- ・派遣元の府県及び被災県に設置した現地支援本部において、現地連絡所を支援できるよう、体制を整える。

(エ) 装備品

- ・移動用車両、シュラフ、飲料水、食料、デジタルカメラ、携帯電話（衛星携帯電話）・同充電器、パソコン・データ通信機器、USBメモリ、事務用品、「阪神・淡路大震災1年の記録」「阪神・淡路大震災1ヶ月の記録」「伝える」などの阪神・淡路大震災の教訓・事例集
- ・必要に応じてテント、発電機、投光器など

2-3 被災者の支援

被災者の生活状況や支援ニーズは応急対応期から復旧・復興へと向かう過程で大きく変化していく。広域連合、構成府県及び連携県は、これに対応したきめ細かい支援を行う。

<被災者の生活状況の変化と必要な対応>

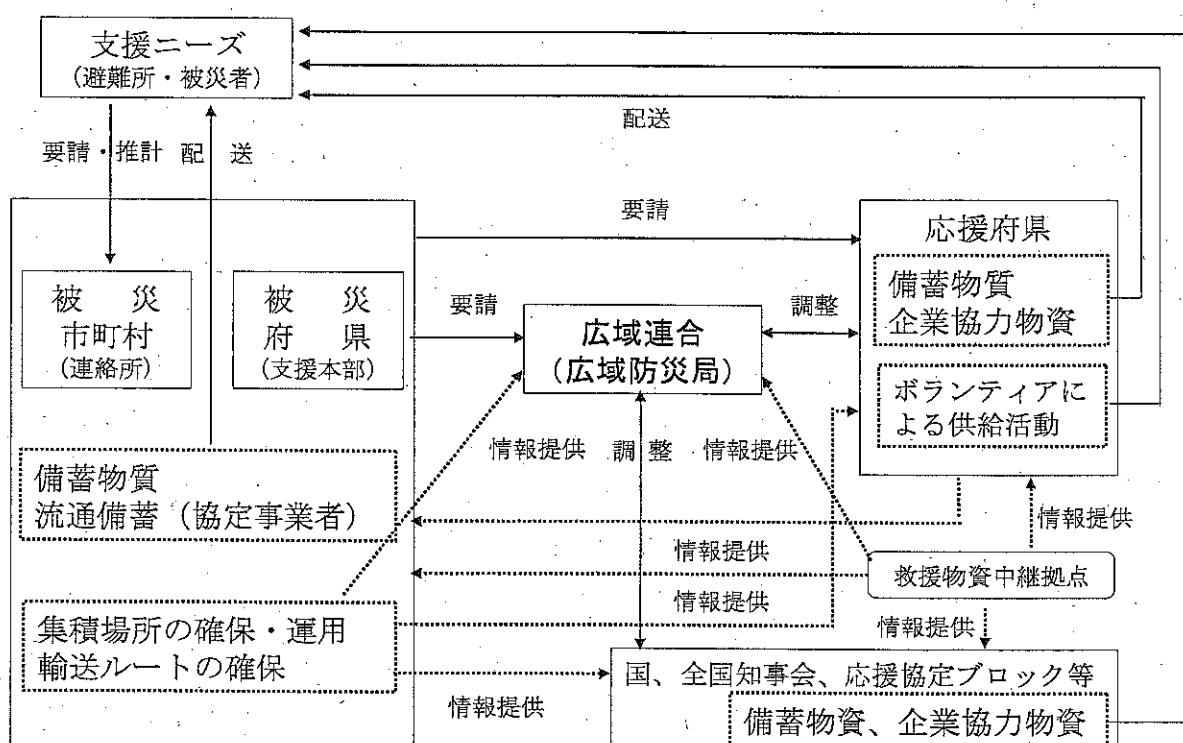
	生活の状況	必要な対応	広域連合の対応
避難所期・被災直後の一時的な生活空間	<p>1 食料・物資 ・道路の途絶や電気、ガス、水道などライフラインの寸断、膨大な被災者の発生などにより、食料、水、生活必需品が不足</p> <p>2 避難所の居住環境 ・暑さ・寒さへの対応ができない ・トイレ、風呂が利用できない ・多数の避難者で混雑、プライバシーの確保が困難</p> <p>3 医療・健康 ・食生活の偏り、劣悪な環境による感染症懸念、治療中断 ・災害のストレスによる精神的不調</p> <p>4 避難所の運営 ・被災市町村職員が対応 ・避難住民による自治が求められる ※在宅避難、指定されていない場所での避難の存在に留意</p>	<p>1 食料・物資 ・救援物資調達・救援ルートの確保</p> <p>2 避難所の居住環境 ・冷暖房機器などの整備、福祉避難所の確保、企業の研修施設・保養施設などの活用、広域避難受入 ・仮設トイレ、仮設風呂の応援、周辺施設の風呂の開放 ※女性の視点に留意</p> <p>3 医療・健康 ・医師による診察 ・保健師等による健康相談、家庭訪問 ・管理栄養士による食生活のチェック ・歯科衛生士等による口腔ケアに関する支援 ・薬剤師による服薬指導、お薬相談 ・食生活、居住環境の衛生環境の改善 ・こころのケアチームによる地域精神医療の補完、こころのケア相談</p> <p>4 避難所の運営 ・応援職員等による支援、ボランティアによる支援</p>	<p>○救援物資の供給調整（2-4で詳細を記載 p45～48）</p> <p>○応援職員の派遣調整（2-5で詳細を記載 p49～51）</p> <p>○広域避難の調整（2-6で詳細を記載 p52～54）</p> <p>○ボランティアの活動促進（2-7で詳細を記載 p55～56）</p>
定期期	<p>1 食料・物資 ・炊き出し、仕出し弁当、食料の多品目化、個炊、一般的な支援物資の充足 ・物的ニーズの多様化（シャワー、殺虫剤、季節衣料等）</p> <p>2 避難所の居住環境 ・プライバシーの向上（間仕切り、更衣ルームなど） ・悪臭・はえ・蚊の発生</p> <p>3 避難所の運営 ・応援職員やボランティアに依存 ・昼間の避難者の減→運営への支障</p> <p>4 医療・健康 ・生活不活発病等二次的な健康問題発生 ・災害のストレスによる精神的不調</p>	<p>1 食料・物資 ・ボランティアなどによる支援 ・栄養士による栄養相談の実施</p> <p>2 避難所の居住環境 ・避難所のバリアフリー化、間仕切用パーテイションの設置 ・害虫駆除等の衛生管理対策</p> <p>3 避難所の運営 ・避難者の自主運営へ働きかけ</p> <p>4 医療・健康 ・医師による診察 ・保健師等による健康相談、二次健康問題発生予防のための健康教育、家庭訪問の実施 ・歯科衛生士等による口腔ケアに関する支援 ・薬剤師による服薬指導、お薬相談 ・予防接種や健診など通常業務再開 ・こころのケアチームによる被災者及び支援者のメンタルヘルスに関する支援</p> <p>5 その他 ・避難所パトロール ・災害廃棄物の早期撤去</p>	
仮設住宅期	<p>1 応急仮設住宅の運営 ・多数の単身高齢世帯 ・見知らぬ隣人が多い</p> <p>2 生活の自立 ・食事の供給がなくなる ・家庭用品を用意する必要がある</p> <p>3 健康の不安 ・身近な相談相手の不在 ・生活環境の変化による新たなストレス</p>	<p>1 応急仮設住宅の運営 ・コミュニティに配慮した住戸配置、地域型仮設住宅の設置、集落ごとの集団入居、ふれあいセンターの設置</p> <p>2 健康不安への対応 ・保健師等による健康相談強化、生活支援アドバイザー、民生委員・児童委員、健康アドバイザー、ボランティア等による支援、こころのケアチームによる被災者及び支援者のメンタルヘルスに関する支援</p>	<p>○仮設住宅のコミュニティづくりへの専門家の派遣調整</p>

2-4 救援物資の需給調整

救援物資のニーズは、時間の経過とともに変化する。災害発生直後には、生活のための最低限必要な水・食料・毛布等の物資について、たとえ過剰となつても不足にはならないよう供給する必要がある。避難所での生活に一定の落ち着きが生じる時期には、その生活状況の改善に向けた物資をきめ細かく供給することが求められる。

物資の支援は原則としてカウンターパート割当府県が責任を持って行うものとするが、広域連合は、適時適切に被災自治体のニーズやカウンターパート割当府県の状況を把握し、構成府県・連携県間の調整を行うとともに、円滑な支援が行われるよう輸送環境等の整備に努める。

<救援物資需給調整の流れ>



【災害時期ごとに必要とされる救援物資】

時期	必要とされる物資例
緊急対応期 (概ね3日まで)	α化米、レトルト食品、毛布、ブルーシート、仮設トイレ、飲料水、乳幼児用粉ミルク、アレルギー食、介護食、水分補給ゼリー、流動食、ほ乳瓶、ほ乳瓶消毒剤、ほ乳瓶消毒容器、紙おむつ（大人用・子供用）、おしりナップ、生理用品、パーティション、消毒薬 等
応急対応期（避難所期）	炊き出し用食材、大鍋、アレルギー食、介護食、水分補給ゼリー、流動食、下着、マット、洗面用具、トイレ清掃道具、ベビーカー、医薬品、マスク、本、漫画、化粧水、乳液 等
（季節に応じて）	防寒着、夏物衣料、ストーブ、扇風機、蚊取り線香、殺虫剤、網戸 等

【東日本大震災において企業等から提供又は調達した物資の例】

区分	物資例
飲食物	飲料水、火を使わないで食べられる食料、離乳食、高齢食
衛生用品	大人用おむつ、生理用品、マスク
小児用	子供用おむつ、乳幼児粉ミルク、ほ乳瓶、ほ乳瓶消毒剤、ほ乳瓶消毒容器
衣料	防寒着、夏物衣料、下着
災害用資機材	ブルーシート、土のう袋、飲料用ポリ袋、避難所用パーテーション
その他	石油、運送サービス

(1) 被災府県の対応

① 応援要請

被災府県は、災害規模、被害程度等から、救援物資の調達に関し、物資支援の必要性について判断を行い、応援府県又は広域連合に応援要請を行う。

② 被災地内輸送ルートの確保

被災府県は、道路管理者等と調整し、輸送ルートの確保を図る。

③ 物資集積・配送拠点の開設・運営

被災府県は、物資集積・配送拠点を開設する。

また、その運営については、必要な物資がすみやかに被災者に行き渡るよう倉庫業者・宅配業者さらにはボランティアの協力を得られるよう努める。

④ 避難所まで物資が行きわたる仕組みづくり

被災府県は、被災者・避難所に関する情報、被災者が求める物資の内容・量・タイミングに関する情報等を被災市町村やボランティア等の関係者間で共有し、避難所まで物資が行き渡る仕組みを構築する。

なお、この場合において、在宅被災者にも留意する必要がある。

(2) 広域連合・応援府県の対応

① 物資調整班の設置

広域連合は、救援物資の調達に関し、広域応援の必要がある場合は、災害対策(支援)本部事務局に物資調整班を設置する。物資調整班は、被災地のニーズに沿った迅速な救援物資の調達・配送が適切に実施されるよう、構成府県・連携県、国、全国知事会等との間で調整する。

② 緊急物資の需給調整

応援府県は、被災府県からの応援要請に基づき、若しくは自ら必要と判断した場合には、備蓄物資を拠出する。

また、流通備蓄で対応する物資に関しては、協定締結先の事業者・業界団体等

に連絡を行い、物資の確保・送付を行う。

広域連合は、必要に応じ被災府県と応援府県との調整を行う。

③ 国・関係機関等との連絡・調整

ア 物資の融通

応援府県は、自府県や流通備蓄で必要な物資の確保が困難な場合は、広域連合を通じ、他の構成府県及び連携県、協定等を締結している他ブロック、国、全国知事会などと連絡・調整を行い、必要な物資の確保を行う。

なお、この場合においてカウンターパート方式により同一府県を応援する府県との連絡・調整を優先する。

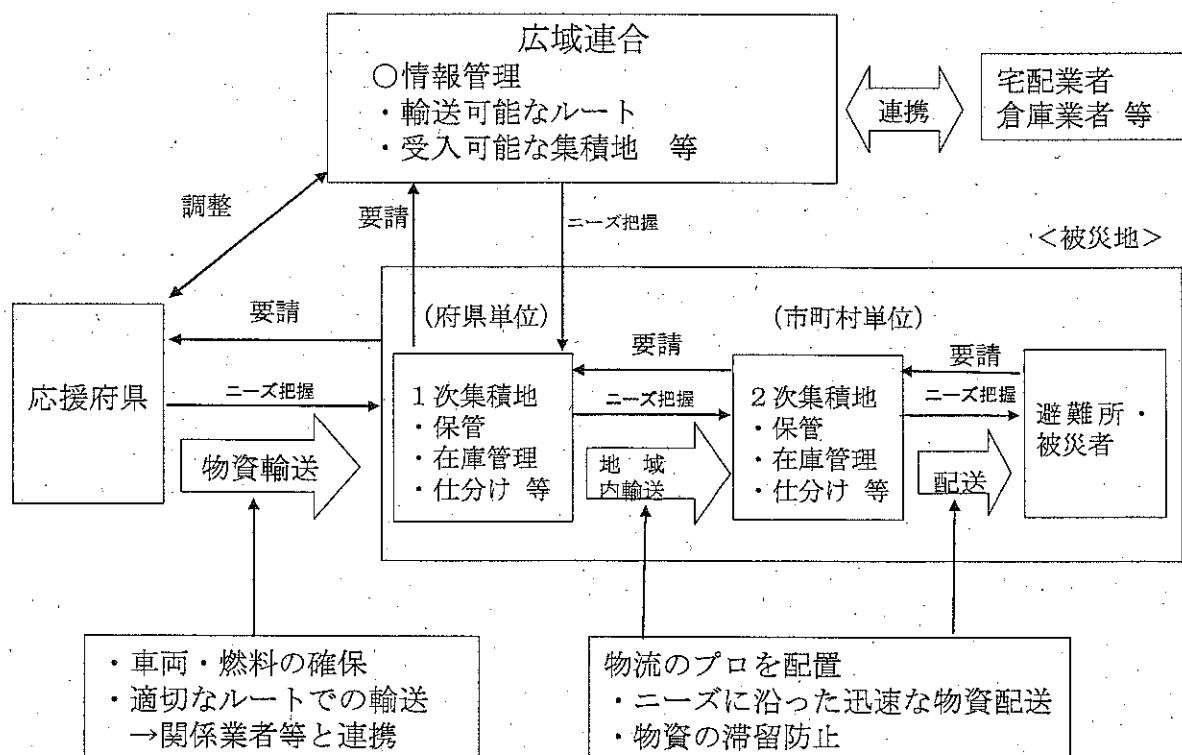
イ 救援物資配送システムの整備

広域連合、応援府県、被災府県は、被災地・被災者が求める物資を迅速かつ的確に把握することができる相互の情報伝達ルートを整備する。

また、広域連合及び応援府県は、宅配業者や倉庫業者等と連携し、集積地等に物流のプロを配置することにより、被災地のニーズに沿った迅速な物資配送及び物資の滞留を防ぐ配送システムの整備に努める。

さらに、ガソリン不足により輸送に支障が生じるときには、広域連合は、事業者や国に対してガソリンを確保し供給するよう要請する。

<フロー図>



④ 輸送手段の確保

応援府県は、トラック協会、宅配業者などとの調整により輸送手段を確保す

る。なお、陸上輸送ルートが確保できない場合の代替ルートとして、海運・航空事業者、空港・港湾管理者、自衛隊や海上保安庁と調整を行うなど海路・空路を活用した輸送ルートの確保を図る。

⑤ 道路規制当局（警察・道路管理者）との調整による輸送ルート確保

応援府県は、各輸送手段の規制当局との調整を通じ、輸送ルートを確保する。

⑥ 応援実績の報告

応援府県は、応援実績について、広域連合に報告するとともに、広域連合はその情報をとりまとめて定期的に公表する。

⑦ 救援物資中継拠点の開設・運営

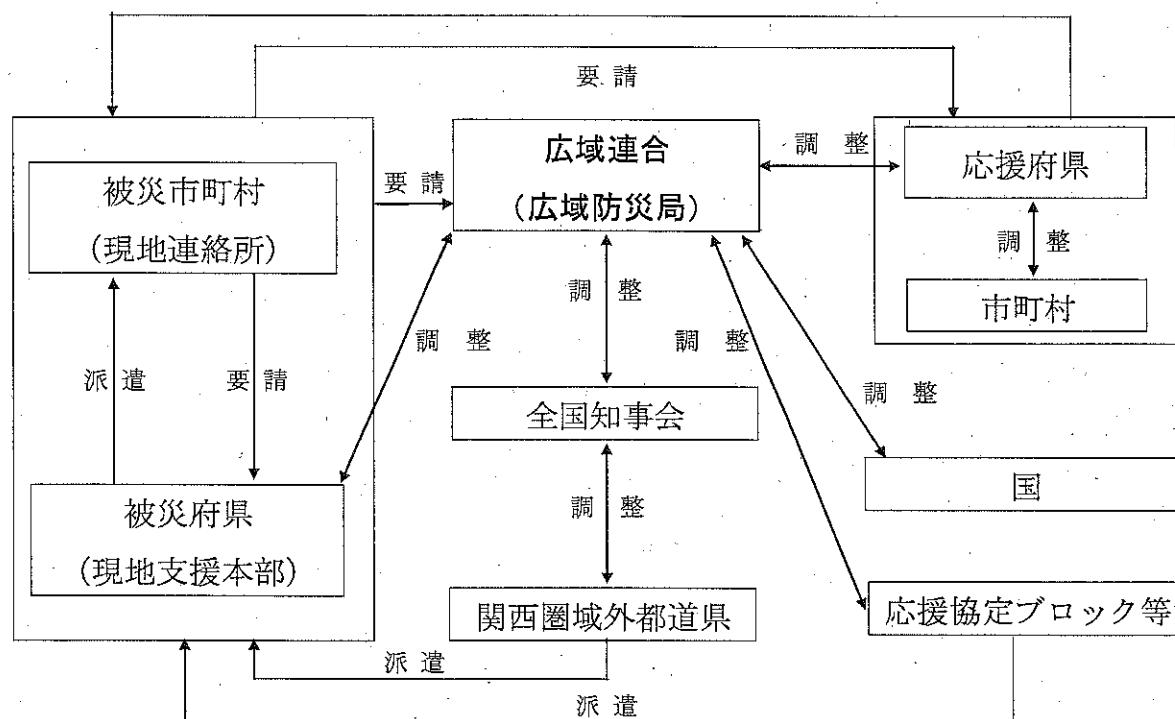
広域連合は、必要に応じ、被災地以外に全国からの救援物資中継拠点の設置にかかる調整を行い、救援物資中継拠点を設置した府県と連携して、中継拠点の運営を行う。

なお、救援物資中継拠点の運営にあたっては、必要な物資がすみやかに被災者に行き渡るよう倉庫業者・宅配業者さらにはボランティアの協力を得て行う。

2-5 応援要員の派遣・受入調整

被災府県等のニーズに応じ要員派遣・受入の調整を行うことを定める。

<応援要員の派遣・受入調整の流れ>



【災害対応時期ごとに必要とされる応援要員】

時期	必要とされる応援要員の用務例
応急対応期 (短期派遣)	<p>【府県・市町村共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保健・健康・福祉・医療 <ul style="list-style-type: none"> ・被災者の健康相談・避難所の衛生対策、こころのケア支援（消防職員等の救援者も対象）、救護所における診察・治療、死体検案支援、動物愛護支援、栄養相談、防疫・消毒 ○ 被災住宅対策 <ul style="list-style-type: none"> ・被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定 <p>【府県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境 <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理計画策定支援 ○ 住宅対策 <ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅建設支援 ○ 教育 <ul style="list-style-type: none"> ・文化財レスキュー、児童・生徒のこころのケア、学校再開支援、博物館復旧支援

時期	必要とされる応援要員の用務例
	<p>【市町村】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難者対策 <ul style="list-style-type: none"> ・物資搬入・受入、避難所運営、ボランティア受入支援、罹災証明・住民相談、炊き出し、家屋被害調査 ○ 環境・衛生 <ul style="list-style-type: none"> ・がれきの除去・運搬、し尿収集・運搬 ○ ライフライン復旧 <ul style="list-style-type: none"> ・給水、上水道復旧、下水道復旧 ○ 被災市町村行政業務支援
復旧・復興期 (中・長期派遣)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共土木・農林水産施設 <ul style="list-style-type: none"> ・公共土木施設（道路・河川・港湾・砂防）・農林水産施設（農地・農業用施設・漁港・治山・林道）の災害査定・復旧工事 ○ まちづくり・建築 <ul style="list-style-type: none"> ・府県有・市町村有施設（高等学校等）の復旧工事、公営住宅整備支援、復興まちづくり計画策定支援、まちづくりにかかる用地取得業務 ○ 環境 <ul style="list-style-type: none"> ・震災廃棄物処理等業務 ○ 保健・福祉・医療 <ul style="list-style-type: none"> ・保健活動支援、生活保護相談業務、孤児の養育環境調査支援、被災者の心のケア（消防職・団員等の救援者や災害業務従事者も対象）、仮設診療所の設置、被災者の保健活動計画策定支援 ○ 教育 <ul style="list-style-type: none"> ・教育活動支援

(1) 被災府県の対応

① 応援要請

被災府県は、災害対策の内容・事務量等から人的応援の必要性について判断し、応援府県又は広域連合に応援を要請する。また、災害対応体制確立後の応援要請については、職種ごとの概算人員の算定を行う。

② 応援職員の受け入れ

被災府県は、応援職員への業務の割当についての現地支援本部等との調整、執務スペースの提供及び応援の交代要員への引き継ぎ方法の確立等応援職員の受け入体制の整備に努める。また、必要に応じて応援要員の宿舎等の確保を行う。

③ 被災市町村への派遣

被災府県は、被災市町村から情報収集のために職員を派遣する。

また、被災府県は、必要応じて甚大な被害を受けた被災市町村の災害対応の支援を行う職員を派遣するとともに、他の自治体からの応援職員の派遣調整を行い、適切に応援職員が配置されるよう調整する。

(2) 広域連合・応援府県の対応

① 要員調整班の設置

広域連合は、応援要員に関し広域応援の必要がある場合は、災害対策（支援）本部事務局に要員調整班を設置する。要員調整班は、被災地のニーズに沿った迅速な応援職員の派遣が実施されるよう、構成府県・連携県、国、全国知事会等との間で調整する。

② 応援要員の派遣調整

応援府県は、被災府県からの応援要員の派遣要請に基づき、若しくは自ら必要と判断した場合には、要員を派遣する。

また、広域連合は、被災府県が先の災害で職員を他圏域に派遣している場合は、当該職員を戻し、代替職員の派遣を全国知事会等に求める。

③ 国・関係機関等との連絡・調整

応援府県は、自府県のみでは派遣に必要な要員の確保が困難な場合は、広域連合を通じ、他の構成府県及び連携県、協定等を締結している他ブロック、国、全国知事会などと連絡・調整を行い、必要な要員の確保を行う。

なお、この場合において、カウンターパート方式により同一府県を応援する府県との連携・調整を優先する。

④ 応援実績の報告

応援府県は、派遣実績について、広域連合に報告するとともに、広域連合は、その情報をとりまとめて定期的に公表する。

【広域連合において派遣調整を行う要員の例】

東日本大震災の被災地支援において、広域連合で要員の派遣調整を行った職種は以下のとおりである。

- 救護班等の医療チーム、保健福祉・こころのケア・要援護者対策要員（保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士等）
- 応急仮設住宅対策・県有施設復旧工事要員（建築技術職員）
- 復興まちづくり計画策定支援要員（都市計画従事職員）
- 土木復旧対策要員（土木技術職員）
- 廃棄物処理対策要員（環境技術職員）
- 家屋被害調査要員（税務職員、建築技術職員）
- 教育復興要員（震災・学校支援チーム(EARTH)、スクールカウンセラー、教職員、退職教員）
- 市町村業務全般を支援する職員（マンパワーの確保）等

【国で調整する要員の例】

東日本大震災において主に国が主導して人員派遣調整を行った職種は以下のとおりである。

- 広域緊急援助隊（警察庁）
- 緊急消防援助隊（消防庁）
- 自衛隊
- 巡視船艇、航空機等（海上保安庁）
- D M A T（厚生労働省）
- 給水車・水道施設要員（厚生労働省）
- 被災建築物応急危険度判定士（国土交通省）
- 被災宅地危険度判定士（国土交通省）
- 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）（国土交通省）
- 下水道施設要員（国土交通省）
- 農地・農業用施設復旧要員（農林水産省）
- 外国からの応援要員 等

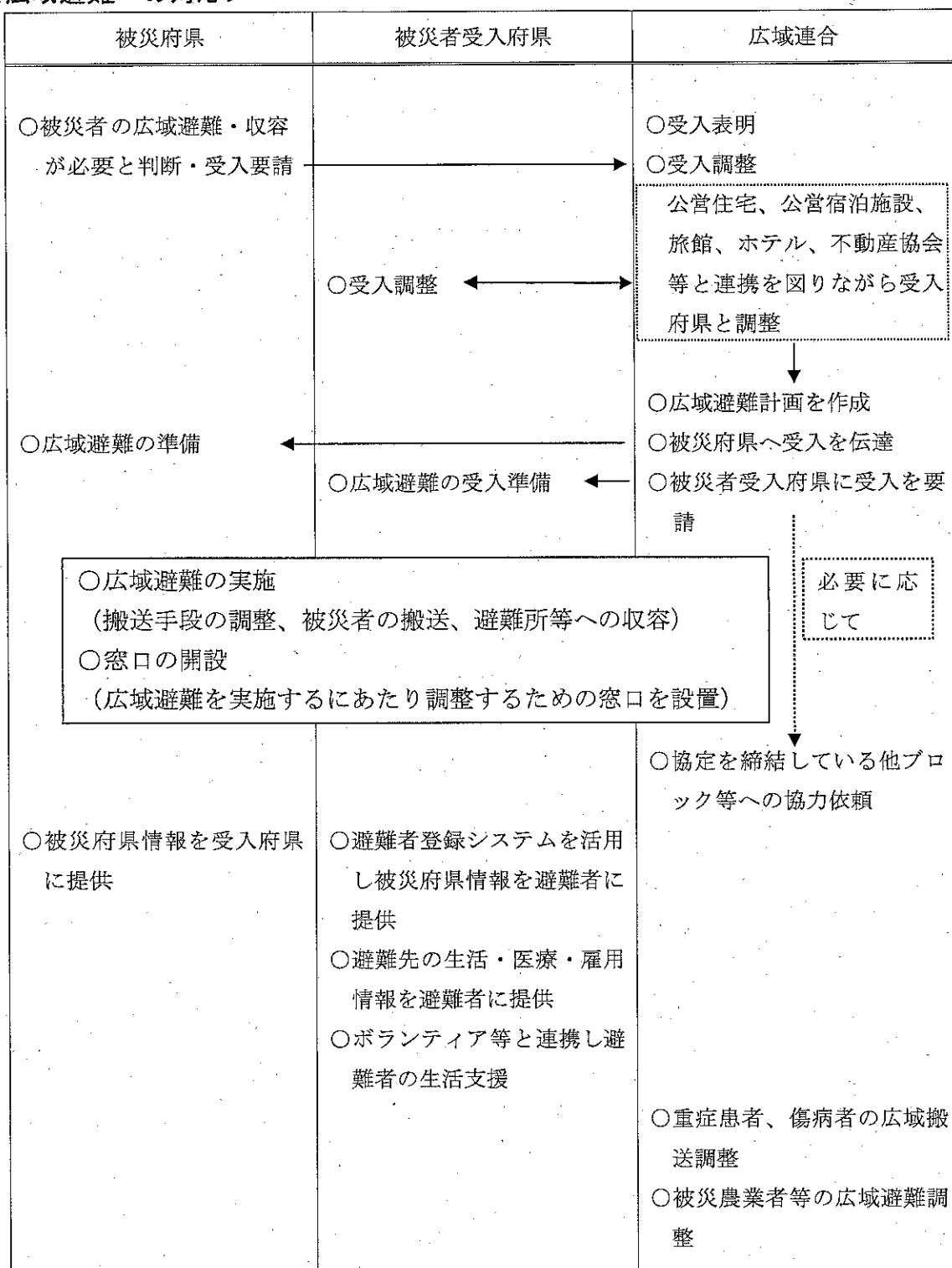
※広域防災局は、これらの職種の派遣状況を適宜把握し、必要に応じて広域連合が実施しているカウンターパート方式による応援先について、国に配慮してもらうよう調整に努める。

2-6 広域避難の受入調整

避難者が大量に発生した場合、被災地の避難所だけでは収容が困難になる。また、専門的な医療や介護などを必要とする被災者は、被災地内では必要なサービスを提供し得ない事態が発生する。

被災地外での避難を必要とする被災者を受け入れるため、広域連合は、応援団体と協調し、広域的な避難の受入を推進する。

<広域避難への対応>



(1) 被災府県の対応

① 応援要請

被災府県は、被災者の避難、収容状況等を考慮して、被災府県住民の区域外への広域避難、収容の必要性について判断を行い、広域避難受入について広域連合に対し要請する。

② 窓口の設置

被災府県は、広域避難にあたり、避難、搬送の調整のための窓口を設置する。

(2) 広域連合の対応

① 受入表明

広域連合委員会での決定や構成府県及び連携県との調整等を踏まえ、被災住民の広域避難の受入について表明する。

② 広域避難調整班の設置

広域連合は、広域避難に関し、広域応援の必要がある場合は、災害対策（支援）本部事務局において広域避難調整班を設置する。広域避難調整班は、被災者が府県を超えて円滑に避難し、適切に受け入れられるよう、被災府県、被災者受入府県、国、全国知事会等との間で調整する。

③ 広域避難計画の作成

広域連合は、被災者受入府県の被災者受入可能施設・人員・期間等を取りまとめる。

また、関西圏域内だけでは被災者を受入れができない場合には、国・全国知事会、協定等を締結している他ブロックなどと調整を行う。これらの手続きを進め、広域避難計画を作成する。

④ 被災府県への受入の伝達

広域避難計画に基づき、被災府県に対し、具体的な受入内容について伝達を行う。

⑤ 被災者受入府県への受入依頼

広域連合は、広域避難計画の内容を被災者受入府県に示し、計画に基づく措置をとるよう依頼する。

⑥ 避難者登録システムの構築

広域連合は、国と連携し、広域避難者に対し被災府県等に関する情報を提供する避難者登録システムを構築する。

⑦ 重症患者、傷病者の広域避難

広域連合は、重症患者、傷病者の広域避難にあたっては、広域医療局とも連携し、必要に応じて、ヘリによる患者搬送を実施する。

⑧ 被災農業者等の広域避難

広域連合は、応援府県と連携し、被災農業者等の就業や研修、被災畜産業者の家畜飼育などを目的とした広域避難についてニーズ把握を行い、被災農業者等の受入に努める。

(3) 被災者受入府県の対応

① 被災者の受入

被災者受入府県は、被災府県と連携し、広域連合が策定する広域避難計画に基づき、被災者の広域避難（被災者の搬送、避難所・応急仮設住宅等での受入）を実施する。

② 窓口の設置

広域避難を実施するにあたり、被災府県との調整や避難者の登録、情報提供等を行う窓口を設置する。

③ 避難者登録システムの活用

被災者受入府県は、市町村の協力を得て避難者登録システムを活用し、避難者情報を被災府県に提供するとともに、避難者に対し被災府県等に関する情報を提供する。

④ 避難者への生活支援

被災者受入府県は、避難先の生活・医療・雇用情報等をとりまとめ、避難者に対し情報提供を行うとともに、ボランティアとも連携し避難者の生活支援に努める。

⑤ 災害時要援護者への配慮

被災者受入府県は、高齢者、障害者等災害時要援護の避難者に対し、避難場所での保健師・看護師等による健康状態の把握や定員を超えた福祉施設での受入調整など、支援の充実に努める。

⑥ 自主避難者への支援

被災者受入府県は、自主的に避難してきた被災者に対しても、③、④、⑤の支援に努める。

2-7 ボランティアの活動促進

広域連合、構成府県及び連携県は被災者の救援や被災地の復旧・復興に大きな力を発揮するボランティア活動を積極的に促進する。

なお、ボランティア活動には、社会福祉協議会やNPO等との協力が必要であり、これらの団体と連携を図る。

	ボランティアニーズ	被災府県・市町村	広域連合・応援府県
応急対応期 (避難所期)	<ul style="list-style-type: none"> ○被災者の生活支援 <ul style="list-style-type: none"> ・救援物資の仕分け、配布 ・炊き出し ・泥のかきだし、清掃 ・がれき撤去 ・家具・荷物の搬出 ・避難所運営支援 ○災害ボランティアセンターの運営支援 など 	<p>【被災府県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被災地のボランティアニーズの把握 ○(必要に応じ) 被災市町村へ応援職員を派遣し、情報収集 ○災害ボランティアセンターの設置・運営 ○府県内外市町村災害ボランティアセンターの設置要請及び運営支援 ○災害ボランティアの呼びかけを広域連合・応援府県へ要請 ○災害ボランティアの募集にかかる広報、ボランティアバスの運行等の支援 ○ボランティア用資機材の需給調整 <p>【被災市町村】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被災地のボランティアニーズの把握 ○災害ボランティアセンターの設置・運営 ○府県内外からボランティア受入表明 ○災害ボランティアの受入れ(ボランティアのコーディネート、災害従事車両証明書の発行等) ○ボランティア用資機材の提供 	<p>【広域連合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア活動に対するメッセージの発出 ○ボランティアインフォメーションセンターの設置・運営 <p>【応援府県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア活動支援 ○被災地のボランティア受入業務支援
復旧・復興期 (仮設住宅期)	<ul style="list-style-type: none"> ○被災者の精神的支援 <ul style="list-style-type: none"> ・傾聴ボランティア ・お茶会、話し相手 ・芸術文化を生かした支援(趣味活動、演奏・合唱などの慰問活動) ○仮設住宅のコミュニティづくり支援 ○高齢者の見守り など 	<p>【被災府県・被災市町村】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○傾聴ボランティアや慰問活動等避難者の精神的支援ができるボランティアを被災者のもとに派遣 ○仮設住宅のコミュニティづくりの経験があるボランティアを派遣 ○高齢者の見守りを行うスタッフの派遣 	<p>【広域連合・応援府県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○不足する傾聴ボランティアや慰問活動等避難者の精神的支援ができるボランティアを広域的に派遣調整 ○仮設住宅のコミュニティづくりの経験があるボランティアを広域的に派遣調整 ○高齢者の見守りを行うスタッフのための研修講師等の派遣調整

(1) 被災府県の対応

① 被災府県内のボランティアニーズの把握

被災府県は、被災地でのボランティアニーズの把握に努める。被災府県は、必要に応じて、被災市町村へ応援職員を派遣し、被災市町村が行うボランティアニーズの把握を支援し、早期のボランティアニーズの把握に努める。

② 災害ボランティア呼びかけの広域連合・応援府県への要請

被災府県は、応援府県及び広域連合に対して、災害ボランティア等の呼びかけについて要請する。

③ 災害ボランティアセンターの立ち上げ・ボランティア受入表明

被災府県は、社会福祉協議会等と連携して、直ちに災害ボランティアセンターを立ち上げ、府県内外からのボランティアの受入を表明するとともに、被災市町村に対し災害ボランティアセンターの設置及びボランティア受入を行うよう働きかける。

災害ボランティアセンターの運営にあたっては、社会福祉協議会、NPO、企業及び生活協同組合等との連携に努める。

府県災害ボランティアセンターでは、ボランティアの募集にかかる広報やボランティア資機材の需給調整等を行う。

(2) 広域連合の対応

① ボランティア活動に対するメッセージの発出

広域連合は、府県民に対して、構成府県知事の連名によるメッセージを発出し、被災地支援のボランティア活動を呼びかける。

② ボランティアインフォメーションセンターの設置・運営

広域連合は、応援府県と連携し、被災府県の災害ボランティアセンターの後方支援として、必要に応じボランティアインフォメーションセンターを設置し、ボランティアに対し、受入状況、活動内容、被災地の道路情報、交通情報、宿泊情報等の支援情報を提供するよう努める。

(3) 応援府県の対応

① 府県民のボランティア活動の促進

応援府県は、社会福祉協議会等と連携し、被災地支援のボランティア活動の呼びかけや、ボランティアバスの運行を行うなど府県民のボランティア活動を促進する。

② 被災地におけるボランティアの支援

応援府県は、必要に応じて社会福祉協議会等と連携し、被災地のボランティアニーズを把握するためのボランティア先遣チーム及びボランティアのマッチングを行うボランティアコーディネーターを派遣する。

また、応援府県は必要に応じて、社会福祉協議会等及び被災地の災害ボランティアセンターと連携し、ボランティア活動拠点の開設の支援を行う。

③ ボランティアグループへの支援

応援府県は、災害対応のステージに応じた被災者ニーズを踏まえ、高齢者の見守り、コミュニティづくり、傾聴ボランティアや芸術慰問等を行うボランティアグループへの支援に努める。

2-8 帰宅困難者への支援

公共交通機関の被災や運行停止により、大都市の都心部では自力で帰宅できない、いわゆる帰宅困難者が大量に発生する。

広域連合は、被災府県の行うメッセージの発出や災害時帰宅支援ステーションの展開を支援する。

<帰宅困難者への対応>

	発災 1 h	24 h	72 h
想定される外出者の行動	<ul style="list-style-type: none"> ○ ターミナル駅周辺や繁華街等で多くの人が滞留 ○ 安全な場所を求めて移動 ○ 被害状況の確認・家族の安否確認 ○ 徒歩帰宅の準備（情報入手、飲料水等の調達） ○ 帰宅 		
必要とされる対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 駅構内等の情報提供・落ち着いた対応の呼びかけ ○ 滞留者を安全な場所へ誘導 ○ 災害用伝言ダイヤル等の運用開始 ○ 災害時帰宅支援ステーション協定事業者に支援依頼 ○ 徒歩帰宅が困難な者、観光客の誘導・一時受入要請 		

(1) 被災府県の対応

① メッセージの発出

被災府県は、徒歩帰宅者や観光客に対して、無理に帰宅をせず、落ち着いた対応を求めるメッセージの発出をホームページやプレスリリースを通じて行う。

② 交通情報等の提供

被災府県は、交通情報等について、可能な範囲でホームページを通じて情報提供を行うよう努める。

③ 災害時帰宅支援ステーションの展開

被災府県は、災害時における帰宅困難者支援に関する協定書に基づき、帰宅支援ステーション協定事業者に対して、帰宅支援サービスの提供の実施を要請する。

④ ホテル・旅館業者等に対する観光客への情報提供の要請等

被災府県は、管内のホテル・旅館業者、旅行業者に対して、必要に応じ観光客への情報提供や安全な場所への誘導、さらに可能な場合には一時受け入れを要請する。

また、被災府県は、外国人支援を行うNPOや語学ボランティアに通訳等の協力を要請する。

(2) 広域連合の対応

広域連合は、被災府県と連携して必要な広報等を行うほか、災害時帰宅支援ステーションの展開において、必要に応じて、事業者との連絡調整を行う。

2-9 広域的な災害廃棄物（がれき等）処理の推進

災害により大量に発生し、復旧・復興を阻害する廃棄物を早期に処理するため、広域連合は、運搬・処分・活用等について、必要に応じ構成府県間の調整を行う。

<災害廃棄物の処理の支援>

	被災地の状況	必要な対応	広域連合による支援
発 災 時	<ul style="list-style-type: none"> ・倒壊等家屋・建物の発生 ・自動車、重機等大型廃棄物の発生 ・汚泥の堆積及び大量の浮遊物の流入 ・港湾海底への廃棄物の沈殿 	<ul style="list-style-type: none"> ・処分量の把握と処分体制の確立 ・運搬・輸送道路の確保（道路上のがれき等撤去） ・運搬業者等の確保 ・作業用重機の手配 	<ul style="list-style-type: none"> ○府県域を越えた災害を想定して、災害廃棄物（がれき等）処理計画の検討 ・撤去・処分方法：仮置き場、最終処分地の確保（市町村内、府県内、域内調整の仕組み） ・輸送手段の想定 ・活用方法の検討：土木資材（地盤嵩上げ、防潮堤整備など）への活用等
一 時 撤 去 ・ 仮 置	<ul style="list-style-type: none"> ・がれき・解体廃棄物等の仮置き場への搬入 ・廃棄物運搬車両による交通渋滞 ・個人所有物の処分と保存の区分 	<ul style="list-style-type: none"> ・倒壊家屋等建築物の解体・撤去（仮置き場への移動） ・解体撤去に伴う健康対策（アスベスト、粉じん等） ・不燃物・可燃物・リサイクル資源の分別（コンクリートガラ、木くず、土砂等） ・交通渋滞対策の検討（道路使用制限等） ・運搬手段の確保 ・個人所有物の一時保管 ・集合住宅の解体・補修の調整 	
中 間 処 理	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理にかかる環境保全（大気、水質等） ・リサイクルの実施 ・有害物質（産業廃棄物）の処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・汚泥のしゅんせつ ・可燃ゴミの焼却（市町村処理施設、民間処理施設の確保・調整） ・木くずのチップ化、埋立用材・建築資材等へのリサイクル（民間業者の確保等） ・民間業者の確保 	
最 終 処 分	・最終処分場への輸送、処分	<ul style="list-style-type: none"> ・広域での最終処分場の調整・確保 ・海上、鉄道等輸送手段の確保 	

(1) 被災府県の対応

① 被災市町村の支援

災害により発生した膨大な量の災害廃棄物の処理を迅速かつ適切に実施するため、市町村又は市町村間の連携のみでは処理することが困難な場合は、被災府県が市町村を積極的に支援して、災害廃棄物の処理を進める。また、被災府県は、処理目標期間を設定する。

② 応援要請

被災府県は、自府県で対応ができない場合、広域連合に対して、災害廃棄物の撤去・処分等の支援を要請する。

(2) 広域連合の対応

広域連合は、被災府県に協力して、災害廃棄物の撤去・処分、輸送手段の確保、活用方法について、必要に応じて、構成府県・連携県間の調整を行う。

① 撤去・処分

災害廃棄物の仮置き場及び最終処分場の場所等

② 輸送手段

運搬車両等の輸送手段

③ 活用

地盤嵩上げ、防潮堤整備などの土木資材としての活用等

応急対応期オペレーションマップ（1）

このオペレーションマップは、大規模広域災害発生時に被災市町村、被災府県、広域連合・応援府県、他都道県、国・国出先機関及び広域実動機関が、相互に連携しながら対応すべきことを災害対応項目ごとに示したものである。

項目	被災市町村	被災府県
1 生活物資の供給	<p>水の供給</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保存飲料水の供給 ○給水車の派遣 【応援要請】 <ul style="list-style-type: none"> ◇被災府県及び日本水道協会（府県支部）へ給水の応援を要請（保存飲料水、給水車） 【受援業務】 <ul style="list-style-type: none"> ◆給水支援の受入、割当 <p>食料・救援物資の供給</p> <ul style="list-style-type: none"> ○食料・物資の必要品目・数量の把握 ○備蓄物資の供出 ○避難者等への食料・物資の配布 ○流通業者への物資供給要請 ※在宅被災者にも留意 【応援要請】 <ul style="list-style-type: none"> ○食料・物資の供給要請 【受援業務】 <ul style="list-style-type: none"> ◆応援申し出に対する支援先の調整 <p>物流の調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ○物資集積・配送拠点の開設・運営 ○必要な物資の品目や量の把握できる仕組みの確立（避難所等との連絡調整方法の確立） ○市町村内輸送ルートの確立 ○避難所内の配布方法の確立 ○物資集配にかかる事業者への協力要請 【応援要請】 <ul style="list-style-type: none"> ◇配送システムの確立に向けたノウハウ等の提供要請 ◇物資集積・配送拠点の運営要員の派遣要請 【受援業務】 <ul style="list-style-type: none"> ◆物資集積・配送拠点の開設・運営（再掲） ◆市町村内輸送ルートの確立（再掲） ◆応援職員の配置、職務の割当 ◆各種応援要員との調整場所の設定、調整会議の開催 	<p>○管内市町村と保存飲料水、医療用水に係る給水調整（給水車の派遣）</p> <p>○被災市町村への保存飲料水の提供</p> <p>【広域応援要請】 <ul style="list-style-type: none"> ◇日本水道協会に給水応援を要請 ◇自衛隊や海上保安庁に応援要請 </p>
		<p>○備蓄食料・物資の被災市町村への供出</p> <p>○協定事業者への供給要請</p> <p>○流通業者への物資供給要請</p> <p>○企業・ボランティア等に対する物資支援や炊き出しの呼びかけ</p> <p>○支援要請品目以外の必要性にかかる多角的な検討及びその供給</p> <p>【広域応援要請】 <ul style="list-style-type: none"> ◇応援府県、広域連合への備蓄食料・物資の供給要請 ◇必要とされる具体的な物資等の支援要請 </p> <p>【受援業務】 <ul style="list-style-type: none"> ◆応援物資や炊き出しの申し出に対する支援場所等の特定 ◆救援物資の受け入れ </p> <p>○広域的な物資集積・配送拠点の開設・運営</p> <p>○被災市町村が必要とする物資の品目や量の把握できる仕組みの確立</p> <p>○府県内輸送ルートの確立</p> <p>○集配システムの確立に向けた事業者への協力要請</p> <p>【広域応援要請】 <ul style="list-style-type: none"> ◇応援府県、広域連合に対する配送システムの確立・活用に関する要請 ◇物資集積・配送拠点の運営要員の派遣要請 </p> <p>【受援業務】 <ul style="list-style-type: none"> ◆物資集積・配送拠点の開設・運営（再掲） ◆府県内輸送ルートの確立（再掲） ◆応援職員の配置先の割当 ◆各種応援要員との調整場所の設定、調整会議の開催 </p>

凡例 ○：対応業務、◇：応援要請業務、◆：受援業務

広域連合・応援府県	他都道県等	国・国出先機関	広域実動機関（消防・警察・自衛隊・海上保安庁）
<p>○保存飲料水の提供（管内市町村への要請を含む） ○日本水道協会からの要請に基づき、給水車を派遣</p> <p>【広域連合】 【広域応援・受援調整】 ○保存飲料水について構成府県間で調整</p>	<p>○要請等に基づき保存飲料水を提供、給水車を派遣</p>	<p>【厚生労働省】 ○日本水道協会を通じ、派遣すべき給水車を調整</p>	<p>○自衛隊や海上保安庁による給水活動</p>
<p>○備蓄食料・物資の供出（管内市町村への要請を含む） ○企業・ボランティア等に対する物資支援や炊き出しの呼びかけと具体的な支援先の調整 ○大量に必要とする物資の府県民からの募集</p> <p>【広域連合】 ○不足についての構成府県間調整 ○関係業界への食料・物資供給要請 ○企業・ボランティア等への応援呼びかけ</p> <p>【広域応援・受援調整】 ○他都道県への備蓄食料・物資の供出要請 ○他都道県に対し、企業・ボランティア等への呼びかけを実施するよう要請 ○国への食料・物資供給要請</p>	<p>○要請に基づき備蓄食料・物資の供出 ○企業・ボランティア等への応援呼びかけ</p>	<p>【農林水産省・地方農政局】 ○災害救助用米穀の供給 ○精米、パン等食料関係業界への出荷要請</p> <p>【経済産業省・経済産業局】 ○生活必需品等関係業界への協力要請</p>	<p>○自衛隊による食料供給活動 ○海上保安庁により物資輸送を支援</p>
<p>○後方支援的な物資集積・配送拠点を必要に応じて開設・運営 ○被災府県への供給を迅速に行える連絡調整体制の確立 ○被災府県までの輸送ルートの確立 ○物流事業者（トラック協会、海運事業者等）、交通事業者（JR、私鉄、航空会社等）等への配達要請 ○応援職員の派遣（管内市町村への要請を含む）</p> <p>【広域連合】 【広域応援要請・受援調整】 ◇他都道県への応援職員派遣要請 ◇国、実動機関（海上保安庁等）、関係業界への支援・協力要請</p>	<p>○物流事業者、交通事業者への配達要請 ○実動機関（自衛隊、海上保安庁）への協力要請 ○要請に基づき応援職員を派遣</p>	<p>【国土交通省・地方運輸局】 ○物流事業者、交通事業者への協力要請</p>	<p>○自衛隊、海上保安庁による搬送活動 ○自衛隊による物資集積・配達拠点の運営支援</p>

応急対応期オペレーションマップ（2）

項目	被災市町村	被災府県
2 被災者の健康対策の実施 (感染症対策、健康・栄養調査、衛生対策等)	<ul style="list-style-type: none"> ○保健師等による巡回相談 ○栄養士による巡回相談 ○避難所トイレの衛生保持 ○建物内外の消毒等防疫活動 <p>【応援要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇保健師、栄養士等の派遣要請 <p>【受援業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆応援職員の業務の割当 ◆執務場所の確保、調整会議の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○保健師等による巡回相談 ○栄養士による巡回相談 ○管内市町村への保健師、栄養士等の派遣要請 <p>○保健師、栄養士等の配置先・巡回先等に関する調整</p> <p>【広域応援要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇応援府県、広域連合等への保健師、栄養士等の派遣要請 <p>【受援業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆応援職員の活動市町村の割当
3 生活衛生対策の実施	し尿の処理	<ul style="list-style-type: none"> ○仮設トイレの設置 ○仮設トイレ等の汲み取りの実施 ○仮設トイレ等の衛生の確保（消毒剤の配布、散布等） <p>【応援要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇仮設トイレの提供要請 ◇汲み取り作業の支援要請 <p>【受援業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆仮設トイレ配置場所の調整 ◆汲み取り作業実施場所の割当
	入浴の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設、旅館、ホテル等の浴場の開放要請 ○要支援者の移送手段の確保 ○避難所へのシャワーの設置 <p>【応援要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇周辺地域の施設の浴場の開放要請
	害虫対策、寒暖対策	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所周辺の消毒 ○殺虫剤の配備 ○扇風機、暖房設備等の配備
4 広域避難の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○被災者の意向把握、広域避難の働きかけ ○広域避難者のとりまとめ、移送 ○広域避難者への生活支援・復旧復興等の情報提供（避難者登録システムの活用） <p>【応援要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○広域避難の受入要請 <p>【受援業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難者の移送（再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> ○被災市町村に対する広域避難の呼びかけ ○受入先の確保 ○管内市町村との受入調整 ○避難者登録システムの活用 ○広域避難者への生活支援・復旧復興等の情報提供 <p>【広域応援要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇応援府県、広域連合への広域避難受入要請 <p>【受援業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆避難者の移送支援

広域連合・応援府県	他都道県等	国・国出先機関	広域実動機関（消防・警察・自衛隊・海上保安庁）
<ul style="list-style-type: none"> ○保健師、栄養士等の派遣 【広域連合】 ○不足する場合の構成府県間調整 【広域応援・支援調整】 ○他都道県、国への派遣要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○要請に基づく保健師、栄養士等の派遣 	<ul style="list-style-type: none"> 【厚生労働省】 ○保健師、栄養士等の全国的な派遣調整 	
<ul style="list-style-type: none"> ○仮設トイレの供給 ○汲み取り作業への応援調整（管内市町村への要請） 【広域連合】 ○不足する場合の構成府県間調整 【広域応援・支援調整】 ○他都道県への応援要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○仮設トイレの供給 	<ul style="list-style-type: none"> 【環境省・地方環境事務所】 ○必要な資機材の供給調整 	
○企業等へのシャワーの提供要請			○自衛隊による仮設風呂の支援
○企業等への支援物資の提供要請			
<ul style="list-style-type: none"> ○広域避難の受入表明 ○公営住宅等の受入施設の確保 ○管内市町村、ホテル・旅館業界、不動産業界等への協力要請 ○学校の受入体制の整備 ○生活、医療、福祉、就労等の情報提供 ○農業者・畜産業者（家畜を含む）の受入体制の構築と情報発信 ○避難者登録システムの導入（管内市町村への要請を含む） 【広域連合】 ○不足する場合の構成府県間調整 【広域応援・支援調整】 ○他都道県への受入要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○要請に基づく受入 ○管内市町村等への受入要請 ○避難者登録システムの活用（管内市町村への要請を含む） 	<ul style="list-style-type: none"> 【関係省庁】 ○全国自治体への受入要請 ○避難者登録システムの導入要請 	

応急対応期オペレーションマップ（3）

項目	被災市町村	被災府県
5 道路等公共土木施設の応急復旧	<ul style="list-style-type: none"> ○管理道路の応急復旧工事の実施 ○河川、砂防等管理施設の応急復旧工事の実施 <p>【応援要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇応援職員の派遣要請 <p>【支援業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆応援職員の受入、業務の割当 	<ul style="list-style-type: none"> ○管理道路の応急復旧工事の実施 ○管理港湾、管理空港の応急復旧工事の実施 ○河川、砂防等管理施設の応急復旧工事の実施 <p>【応援要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇被災市町村への職員派遣等の支援 <p>【応援要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇応援府県、広域連合への応援職員の派遣要請 <p>【支援業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆応援職員の受入、業務の割当
6 ライフラインの応急復旧	電気・ガス・通信の復旧	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者への復旧要請 ○優先的復旧箇所（医療機関、公共機関等）への早期復旧要請 ○事業者への道路通行可否情報の提供
	水道の復旧	<ul style="list-style-type: none"> ○被害箇所の確認・点検 ○復旧工事の実施（要員、資機材の確保） <p>【応援要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇被災府県、日本水道協会（府県支部）へ復旧工事業務等の応援及び復旧用資機材の供給要請 <p>【支援業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆応援職員の受入、業務割当 ◆復旧用資機材の受入、割当
	下水道の復旧	<p>1. 流域下水道が被災した場合（被災自治体となる場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被災状況の調査及び復旧 <p>【支援要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇日本下水道協会が定めた災害時支援ルールに基づき被災市町村を所管する府県へ支援要請 <p>【支援業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆応援隊の受入れに対して、応援活動が円滑に行えるように、必要な情報や資料の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供：現地への交通・アクセス状況、宿泊施設の斡旋、資機材リスト、水・食料事情等 ・資料提供：被災状況、下水道台帳、連絡体制表等 <p>2. 管内市町村の公共下水道が被災した場合（支援自治体となる場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被災状況の調査及び復旧 ○応援職員の派遣、復旧用資機材の提供（管内市町村への要請を含む） <p>【支援要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇日本下水道協会が定めた災害時支援ルールに基づき下水道対策本部を設置し、支援を要請

広域連合・応援府県	他都道県等	国・国出先機関	広域実動機関（消防・警察・自衛隊・海上保安庁）
<ul style="list-style-type: none"> ○応援要員の派遣 【広域連合】 ○不足する場合の構成府県間調整【広域応援・支援調整】 ○他都道県への応援要請 ○地方整備局への支援要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○要請に基づく職員の派遣 	<p>【国土交通省・地方整備局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○総合的な輸送ルート復旧計画の策定 ○被災府県、市町村等との復旧計画の調整 ○高速道路無料化の調整 ○港湾の運用計画の立案 ○管理道路の応急復旧工事の実施 ○管理港湾、管理空港の応急復旧工事の実施 ○河川、砂防等管理施設の応急復旧工事の実施 ○緊急災害対策派遣隊（T E C - F O R C E）の派遣 ○被災府県への応援職員の全国調整 	
<ul style="list-style-type: none"> ○被災状況・復旧状況の確認 ○必要に応じて事業者への早期復旧の申し入れ 	<p>【ライフライン事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○復旧作業の実施 ○全国の関係事業者への応援要請 ○臨時電話の設置 ○伝言ダイヤル等、安否確認情報の提供 	<p>【経済産業省・経済産業局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業者への復旧指導 ○全国の関係事業者への協力要請 	
<ul style="list-style-type: none"> ○被災状況の把握 ○応援職員の派遣、復旧用資機材の提供（管内市町村への要請を含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ○要請に基づく応援職員の派遣、資機材の提供 	<p>【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被災状況の把握 ○日本水道協会を通じた応援調整 	
<ul style="list-style-type: none"> ○被災状況の調査及び復旧 ○応援職員の派遣、復旧用資機材の提供（管内市町村への要請を含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ○被災状況の調査及び復旧 ○応援職員の派遣、復旧用資機材の提供（管内市町村への要請を含む） 	<p>【国土交通省・地方整備局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被災自治体及び支援自治体との連携・協力、支援・応援活動等の総合調整 ○下水道対策本部の特別本部員として参画 	

応急対応期オペレーションマップ（4）

項目	被災市町村	被災府県
7 遺体の安置、葬送	<ul style="list-style-type: none"> ○遺体の安置場所の開設、運営（身元不明者にかかる情報把握と遺族への適切な提供） ○火葬等の調整、実施 【応援要請】 ◇火葬の受入を要請 【受援業務】 ◆遺体の搬送手段の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○管内市町村との遺体の受入調整 ○搬送方法にかかる支援 【広域応援要請】 ◇応援府県、広域連合への受入要請
8 災害ボランティアの受入	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアの受入表明 ○被災地外からの自由活動ボランティアの活動推奨 ○ボランティニアーズの把握 【応援要請】 ◇ボランティアの積極的な派遣要請 ◇ボランティアコーディネーターの派遣要請 【受援業務】 ◆災害ボランティアセンターの開設・運営 ◆災害従事車両証明書の発行 ◆ボランティア用資機材の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアの受入表明 ○被災地外からの自由活動ボランティアの活動推奨 ○ボランティニアーズの把握 ○ボランティア用交通手段の確保（バスの運行等） ○災害ボランティアセンターの開設・運営 ○ボランティアにかかる広報の積極展開 ○コーディネーターの被災地への派遣（管内市町村への要請を含む） ○ボランティア用資機材の供給 【広域応援要請】 ◇ボランティアの積極的な派遣要請 ◇ボランティアコーディネーターの派遣要請 【受援業務】 ◆災害ボランティアセンターの開設・運営（再掲）
9 被災者の生活支援	各種給付の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○災害弔慰金の支給 ○災害救助法事務の実施（災害援護資金の貸付、家屋の応急修理等） ○義援金の受入と被災者への配分 ○生活再建支援金（基礎支援金）の給付
	相談窓口の開設	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口の開設 【応援要請】 ◇不足する職員の派遣要請 【受援業務】 ◆応援職員の業務の割当
10 被災者のこころのケアの実施	<ul style="list-style-type: none"> ○こころのケアにかかる相談場所の開設 ○相談要員（医師、看護師等）の確保 【応援要請】 ◇専門家（医師等）の派遣要請 【受援業務】 ◆相談場所の開設 	<ul style="list-style-type: none"> ○精神科救護所の開設 ○こころのケア相談の実施 ○被災市町村への専門家の派遣 【広域応援要請】 ◇専門家の派遣要請 【受援業務】 ◆応援専門家の配置調整

広域連合・応援府県	他都道県等	国・国出先機関	広域実動機関（消防・警察・自衛隊・海上保安庁）
<ul style="list-style-type: none"> ○広域受入にかかる管内市町村との調整 ○管内市町村による受入 【広域連合】 ○不足する場合の構成府県間調整【広域応援・支援調整】 ○他都道県、国への受入要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○要請に基づき管内市町村での受入を調整 	<ul style="list-style-type: none"> 〔厚生労働省〕 ○遺体の埋葬方法にかかる規制の弾力運用 ○全国的な受入調整 	<ul style="list-style-type: none"> ○行方不明者の捜索、遺体の安置場所への搬送 ○要請に基づく遺体の広域搬送
<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアの呼びかけ、メッセージの発出 ○コーディネーターの派遣（管内市町村への要請を含む） ○ボランティアインフォメーションセンターの設置・運営 ○ボランティアバスの運行 ○ボランティアに関する積極的な広報 <p>【広域連合】 【広域応援・支援調整】 ○他都道県へのボランティア活動の呼びかけ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○都道県民に対するボランティアの呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ○国民に対するボランティアの呼びかけ 	
<ul style="list-style-type: none"> ○義援金の募集、受入、被災府県への配分 【広域連合】 ○災害救助法事務、被災者生活再建支援法事務等にかかる実態に即した提案 	<ul style="list-style-type: none"> ○義援金の募集、受入、被災府県への配分 ○（財）都道府県会館による生活再建支援金の早期支給 	<ul style="list-style-type: none"> 〔内閣府〕 ○被災者生活再建支援法の柔軟運用、財源措置 〔厚生労働省〕 ○災害救助法の柔軟運用 	
<ul style="list-style-type: none"> ○応援職員の派遣（管内市町村への要請を含む） 【広域連合】 ○不足する場合の構成府県間調整【広域応援・支援調整】 ○他都道県への職員派遣要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○要請に基づく応援職員の派遣（管内市町村への要請を含む） 		
<ul style="list-style-type: none"> ○こころのケア専門家の派遣 【広域連合】 ○不足する場合の構成府県間調整【広域応援・支援調整】 ○他都道県、国への派遣要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○要請に基づく専門家の派遣 	<ul style="list-style-type: none"> 〔厚生労働省〕 ○専門家の全国的な派遣調整 	

応急対応期オペレーションマップ（5）

項目	被災市町村	被災府県
11 学校の教育機能の回復	<ul style="list-style-type: none"> ○被災した学校施設の応急復旧・安全確保 ○学習スペースの確保（避難者等との棲み分け） ○応急教育の実施 【応援要請】 <ul style="list-style-type: none"> ◇応援教員の派遣要請 ◇被災した児童生徒、教員等へのこころのケアの要請 【受援業務】 <ul style="list-style-type: none"> ◆応援教員の業務分担の割当 ◆応援教員との打合せ会議等の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○被災した学校施設の応急復旧・安全確保 ○学習スペースの確保（避難者等との棲み分け） ○応急教育の実施 ○被災市町村への応援教員の派遣（管内市町村への要請を含む） ○教育復旧のための専門相談要員の派遣 ○こころのケアの専門家の派遣 ○文化財、博物館等の復旧 【広域応援要請】 <ul style="list-style-type: none"> ○応援教員の派遣要請 ○こころのケアの専門家の派遣要請 ○災害復旧・復興経験者・専門家の派遣要請 ○文化財復旧等にかかる応援職員の派遣要請 【受援業務】 <ul style="list-style-type: none"> ◆応援教員の業務分担の割当 ◆教育復旧にかかる打合せ会議・講演会・講習会等の開催
12 災害廃棄物の処理	<ul style="list-style-type: none"> ○環境部局による撤去、収集、分別、処分 ○廃棄物業者への処理要請 ○仮置き場の確保 【応援要請】 <ul style="list-style-type: none"> ◇撤去、収集、分別、処分に関する広域応援の要請 ◇処理計画策定にかかる職員応援要請 【受援業務】 <ul style="list-style-type: none"> ◆応援現場等の割当調整 	<ul style="list-style-type: none"> ○仮置き場の確保にかかる支援 ○管内市町村の応援にかかる業務分担調整 ○廃棄物事業者への協力要請と業務分担調整 ○処理計画策定にかかる応援職員の派遣 【広域応援調整】 <ul style="list-style-type: none"> ◇応援府県、広域連合に対する廃棄物受入要請 ◇被災市町村の処理計画策定業務等への職員派遣要請 【受援業務】 <ul style="list-style-type: none"> ◆廃棄物受入府県との受入量、方法等に関する調整 ◆応援職員の配置先の調整
13 応急仮設住宅の整備・確保	<ul style="list-style-type: none"> ○空き公営住宅等の活用 ○空き住宅所有者、不動産事業者等への協力要請 ○建設用地の調査・確保 ○応急仮設住宅必要個数の調査・確定 ○生き甲斐づくり、コミュニティづくり等良好な生活環境をもった仮設住宅団地計画の策定 ○コミュニティを維持できる方法での入居調整 【応援要請】 <ul style="list-style-type: none"> ◇仮設住宅の建設要請 ◇建設用地調査、設計調整等にかかる応援要員の派遣要請 ◇被災市町村外での仮設住宅建設要請 【受援業務】 <ul style="list-style-type: none"> ◆応援職員の業務割当、調整会議等の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○空き公営住宅等の提供（管内市町村への要請を含む） ○空き住宅所有者、不動産事業者等への協力要請 ○借上住宅の確保 ○良好な生活環境をもった仮設住宅団地計画の提案 ○コミュニティを維持できる方法での入居調整の提案 ○多彩な建設手法の提案 ○応急仮設住宅の建設 ○応援職員の派遣（管内市町村への要請を含む） ○被災市町村外での建設にかかる調整 【広域応援要請】 <ul style="list-style-type: none"> ◇応援府県、広域連合への応援要員の派遣要請 【受援業務】 <ul style="list-style-type: none"> ◆応援職員の配置先の調整
14 海外からの支援の受入	<ul style="list-style-type: none"> ○府県災害対策本部との調整 	<ul style="list-style-type: none"> ○被災市町村・外務省等との調整

広域連合・応援府県	他都道県等	国・国外出先機関	広域実動機関（消防・警察・自衛隊・海上保安厅）
<ul style="list-style-type: none"> ○応援教員の派遣 ○教育復旧の経験者・専門家の派遣 ○こころのケアの専門家の派遣 ○文化財復旧等の要員の派遣 [広域連合] ○不足する場合の構成府県間調整 ○他都道県、国への応援要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○要請に基づく必要な人材の派遣 	<ul style="list-style-type: none"> [文部科学省] ○応援教員、専門家等にかかる全国調整 	
<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物の受入（管内市町村への要請を含む） ○応援職員の派遣 [広域連合] ○廃棄物の受入、職員の派遣等について、不足する場合の構成府県間調整 ○他都道県への応援要請 ○国（環境省）に対する全国調整の実施要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○要請に基づく廃棄物の受入、応援職員の派遣 	<ul style="list-style-type: none"> [環境省・地方環境事務所] ○廃棄物の全国的な受入に関する調整 ○廃棄物処理制度の柔軟運用 ○必要な資機材の供給調整 	<ul style="list-style-type: none"> ○自衛隊によるがれきの収集、運搬
<ul style="list-style-type: none"> ○応援職員の派遣（管内市町村への要請を含む） [広域連合] ○不足する場合の構成府県間調整 ○良好な生活環境をもった仮設住宅団地計画の提案 ○コミュニティを維持できる方法での入居調整の提案 ○多彩な建設手法の提案 【広域応援・受援調整】 ○他都道県への職員派遣要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○要請に基づく応援職員の派遣 	<ul style="list-style-type: none"> [国土交通省・地方整備局] ○応援職員の派遣にかかる全国調整 ○空きU.R.住宅、空き国家公務員住宅等の提供 ○プレハブ協会等業界に対する早期供給要請 	
○被災府県、外務省との調整		<ul style="list-style-type: none"> [外務省] ○受入計画の作成 ○広域連合・被災府県・市町村との調整 	

3 復旧・復興シナリオ

災害からの復旧・復興は、被災地自らが将来の目標像を定め、そこに至るシナリオを描くことが必要である。

一方、大規模災害にあっては、復旧・復興に広域的な視点が欠かせない。また、被災からの復旧・復興経験やそれによって培われたノウハウは、被災地の早期復旧・復興に向け参考となる。

広域連合は、被災地の復旧・復興にあたり、必要に応じて関西全域の復興指針を示すとともに、阪神・淡路大震災等の復興ノウハウを提供する。

3-1 復興戦略の策定

複数構成府県に被害を及ぼし、関西が壊滅的被害を受けるような大規模広域災害において、広域連合は、必要に応じて、関西全体の将来像を見据え復興の指針となる「関西復興戦略」として、中長期を見据えた「基本戦略」及び急施を要する「緊急復興戦略」を策定する。

(1) 関西復興戦略の策定方針

関西全体の復興イメージを「基本戦略」として打ち出し、構成府県はこの戦略を共有し、震災以前の状態を回復するだけではなく、新たな視点から地域を再生すること（「創造的復興」）を目指す。

また、インフラ・まちづくり、住宅及び産業・農林水産分野等で急施を要する分野について、広域連合は、「緊急復興戦略」を策定し、その戦略と整合を図りつつ被災府県は具体的な計画を策定し、早期復旧・復興を目指す。

(2) 策定手順

「関西復興戦略」は、構成府県の主体的な参画に加え、被災者、各分野にわたる有識者、市民団体等、多様な価値観を持った様々な主体の参画を得て策定する。

(3) 策定体制

① 復興戦略本部の設置

広域連合は、著しい被害を受けた地域の復興を総合的に支援する必要があると認めるときは、被災後、早期に復興戦略本部を設置し、被災地の復旧・復興支援に関する関西広域連合としての方針を示す「関西復興戦略」を策定するとともに、被災地に対する各種支援を調整する。

- 構成員：構成府県知事
- 事務局：広域連合本部のもとに別途検討組織を立ち上げ
- 機能：
 - ・ 関西復興戦略（基本戦略・緊急復興戦略）の策定方針の決定
 - ・ 関西復興戦略（基本戦略・緊急復興戦略）の策定・決定
 - ・ 被災府県への復旧・復興支援に関する構成府県間調整
 - ・ 復旧・復興支援に関する他ブロック都道県との調整 等

② 復興戦略会議の設置

復興戦略本部のもとに、学識経験者や関係団体等により構成し、専門的な立場から被災地の復旧・復興のあり方に関する提言・助言を行う復興戦略会議を設置する。

なお、各分野における「緊急復興戦略」の検討にあたっては、必要に応じて、復興戦略会議のもとに各分野ごとの専門部会を設置し検討する。

- 構成員：学識者、関係団体 等
- 事務局：広域連合本部のもとに別途検討組織を立ち上げ
- 機能：
 - ・ 復興課題の整理
 - ・ 目標の明確化
 - ・ 復興に関する意見集約、調整
 - ・ 基本戦略及び緊急復興戦略の策定にかかる提言 等

<関西復興戦略（基本戦略）の構成イメージ>

区分	内 容
基本理念	関西の復興にかかる基本理念を表現 (被災住民が復興への意欲を持ち、すべての住民が共感できるものとする。)
目標像	関西の復興目標をわかりやすい言葉で表現 (被災状況に応じて、中長期的な関西のあり方まで視野に入れた地域の未来像を提示し、地域住民との共有を図る。)
基本方向	(復興に向けて重点となる柱(分野)を整理)
①生活	(復興に向けた分野ごとの目標を端的に表現) ・被災医療機関・社会福祉施設等の早期機能回復 ・保健・医療・福祉の確保 ・高齢者等の自立支援(高齢者の見守り体制構築等) ・障害者への支援(多様な障害特性に対応した障害者支援体制構築) ・被災者の生活相談、心のケア、資金面からの支援 ・教育・文化対策(教育環境の確保、防災学習等) ・地域コミュニティの再生・活性化 ・ボランティア・NPO活動促進 等
②まちづくり	(復興に向けた分野ごとの目標を端的に表現) ・土地利用の再編等を速やかに実現できるしくみづくり ・建築制限の実施 ・住民主体のまちづくり ・歴史文化の厚み ・府県民、企業、市町村、国等との協働と連帯によるまちづくり ・交流ネットワーク ・防災・減災先進地 ・学術研究基盤 ・エネルギー革新の拠点 ・持続的発展が可能なまちのにぎわいづくりの創出 ・都市の連たんと豊かな自然 ・アジアとの交流 等
③住宅	(復興に向けた分野ごとの目標を端的に表現) ・自力重建に関する支援・情報提供 ・民間住宅の再建・供給支援 ・早期の公的恒久住宅の供給 等
④インフラ	(復興に向けた分野ごとの目標を端的に表現) ・公共土木施設、ライフラインの早期復旧 ・災害に強い交通ネットワークの構築 ・防災基盤の整備 等
⑤産業・農林水産業	(復興に向けた分野ごとの目標を端的に表現) ・直接、間接の被災企業支援(仮設店舗・工場提供、相談体制確立、サプライチェーンの回復等) ・空洞化対策 ・技術革新の促進 ・新産業創出の拠点整備 ・モノづくりセンター ・競争力のある農林水産業 ・農地のがれき除去・除塩 ・農地・農業用施設、漁港施設等の復旧 ・農林水産業者への経営・金融相談 ・農林水産業への企業参入 ・観光振興 ・雇用の確保 等

<関西復興戦略（緊急復興戦略）の構成イメージ>

分野	項目	内容
インフラ	計画期間	3ヵ年
	対象地域	関西全体の地域
	策定趣旨	府県民の生活や産業活動の基盤となる道路、鉄道、港湾などの早期回復を図るとともに、災害に強く安心して暮らせる都市づくりを目指し、関西として急施を要する復興事業を示す緊急インフラ整備戦略を策定する。
	事業計画	(1)緊急復興事業 関西の主要な道路、鉄道、港湾等の交通施設等の復興事業 (2)緊急防災まちづくり事業 関西の被災市街地、地域の核、広域防災帯、広域防災拠点、ライフライン等の整備事業 (3)戦略的基盤整備事業 関西全体を災害に強い地域とするための戦略的整備事業
住宅	計画期間	3ヵ年
	対象地域	関西全体の地域
	策定趣旨	震災により失われた住宅ストックを早期に回復し、将来に向けて災害に強く、高齢者等にも配慮した安全で恒久的な住宅を関西全体として供給していくために、緊急住宅復興戦略を策定する。
	事業計画	(1)住宅供給方針 防災性に配慮した人にやさしい住まいづくりをめざし、関西全体としての住宅供給方針を示す。 (2)供給計画 関西全体としての住宅供給計画を示す。 (3)住宅供給のための施策 関西全体で取り組む住宅供給施策を示す。 (例)民間住宅の再建支援、被災地の面的整備に伴う住宅建設、自力再建に関する支援・情報提供、行政による公的融資や助成、情報提供・指導・相談（自立のための環境整備）
産業・農林水産業	計画期間	3ヵ年
	対象地域	関西全体の地域
	策定趣旨	関西の既存産業・農林水産業の一日も早い復旧・復興を図るとともに、技術革新により持続的発展することにより被災地の本格復興の足固めを行うため、緊急産業・農林水産業復興戦略を策定する。
	事業計画	(1)産業・農林水産業復興の基本方針 関西全体の早期の復興を成し遂げるため、緊急産業・農林水産業復興戦略の基本方針を示す。 (2)復興施策 原状復旧に加え、持続的発展を可能にするため、関西全体で取り組む復興施策を示す。 (例)被災企業への資金供給、被災地での資金循環、被災地域の産業の高度化を推進する新産業の創出、被災地の雇用確保、物流の安定や物流ルート情報の提供等による経営の安定化、競争力のある農林水産業、農地・農業用施設、漁港施設等の復旧等

<参考>

○ 阪神・淡路大震災（阪神・淡路震災復興戦略ビジョン）

1 策定時期：平成7年3月30日（発災後2か月半）

2 事業期間：10年間（平成7年度～平成16年度）

3 基本理念：①災害に強いまちづくり

②近隣が助け合い、安心して暮らせる福祉のまちづくり

③既存産業が新生し、次世代産業もたくましく活動する生き生きしたまちづくり

④世界に開かれた、文化豊かなまちづくり

4 内容

(1) 戰略的復興事業

① 住宅の建設による生活再建

② 事業再開と「国際経済文化アクセスゾーン」の整備による産業復興

③ 都市インフラストラクチャーの復興

(2) 復興促進事業

① 新しい住まいとまち並みをつくる－住宅復興事業

② 既存産業が新生し、次世代産業がたくましく活動して、生き生きと働くまちをつくる－産業・雇用復興事業

③ 近隣が助け合い、安心して暮らせる福祉のまちをつくる－保健・医療・福祉復興事業

④ 世界に開かれた、文化豊かなまちをつくる－阪神・淡路文化復興事業

⑤ 災害に強いまちをつくる－防災都市基盤整備事業

○ 東日本大震災（復興への提言～悲惨の中の希望～）

1 策定時期：平成23年6月25日（発災後3か月半）

2 基本理念：復興構想7原則

原則1：失われたおびただしい「いのち」への追悼と鎮魂こそ、私たち生き残った者にとって復興の起点である。この観点から、鎮魂の森やモニュメントを含め、大震災の記録を永遠に残し、広く学術関係者により科学的に分析し、その教訓を次世代に伝承し、国内外に発信する。

原則2：被災地の広域性・多様性を踏まえつつ、地域・コミュニティ主体の復興を基本とする。国は、復興の全体方針と制度設計によってそれを支える。

原則3：被災した東北の再生のため、潜在力を活かし、技術革新を伴う復旧・復興を目指す。この地に、来るべき時代をリードする経済社会の可能性を追求する。

原則4：地域社会の強い絆を守りつつ、災害に強い安全・安心のまち、自然エネルギー活用型地域の建設を進める。

原則5：被災地域の復興なくして日本経済の再生はない。日本経済の再生なくして被災地域の真の復興はない。この認識に立ち、大震災からの復興と日本再生の同時進行を目指す。

原則6：原発事故の早期収束を求めつつ、原発被災地への支援と復興にはより一層のきめ細やかな配慮をつくす。

原則7：今を生きる私たち全てがこの大災害を自らのことと受け止め、国民全体の連帯と分かち合いによって復興を推進するものとする。

3 内容

(1) 新しい地域のかたち

(2) くらしとしごとの再生

(3) 原子力災害からの復興に向けて

(4) 開かれた復興

<参考>阪神・淡路大震災の緊急復興計画

○ 阪神・淡路大震災復興計画緊急インフラ整備 3カ年計画

- 1 策定時期：平成7年11月
- 2 計画期間：平成7年度～平成9年度
- 3 対象地域：兵庫県内の10市10町（復興事業の内容は被災市町を越えた地域も含む）
- 4 事業計画
 - (1) 緊急復興事業
 - ① 主要交通網の復興
 - ② みなと神戸の復興
 - (2) 緊急防災まちづくり事業
 - ① 被災市街地の整備
 - ② 新しい都市核の建設
 - ③ 広域防災帯の整備
 - ④ 広域防災拠点等の整備
 - ⑤ 市街地防災強化街路ネットワーク形成のための街路等の整備
 - ⑥ ライフラインの整備
 - (3) 戦略的基盤整備事業
 - (4) 推進の基本的方向

○ ひょうご住宅復興3カ年計画

- 1 策定時期：平成7年8月
- 2 計画の内容
 - ① ひょうご住宅復興3カ年計画の基本的な考え方
 - ② 供給方針
 - ③ 供給計画
 - ア) 全体計画
 - イ) 公的住宅地域別供給計画
 - ④ 計画実現のための主要な施策
 - ア) 災害復興（賃貸）住宅の供給促進
 - イ) 民間住宅の再建支援
 - ウ) その他の支援策
 - ⑤ ひょうご住宅復興3カ年計画主要施策一覧表

○ 産業復興3カ年計画

- 1 策定時期：平成7年8月
- 2 計画の内容
 - ① 産業関連基盤の早期復旧及び本格的整備・高度化
 - ② 被災企業の早期事業再開支援及び既存産業の再建・再構築
(被害実態の把握と相談指導・支援体制の確立、金融面・税制面の支援、事業の場の確保等、既存産業の高度化・新分野進出支援)
 - ③ 成熟社会に相応しい新産業の導入・育成
 - ④ 高度情報通信基盤の整備と情報通信関連産業の振興
 - ⑤ 産業配置と広域的連携
 - ⑥ 世界都市機能の拡充
 - ⑦ 雇用安定への支援及び産業の復興と高度化に対応した人材育成

3-2 被災自治体の復興業務への支援

被災自治体では、総合的な復興計画や分野ごとの緊急復興計画の策定をはじめとする復興業務が発生する。広域連合は、必要に応じ、広域防災局が他の分野局との連携のもと、職員派遣や専門家の紹介等を通じ、業務の支援を行うとともに、ノウハウの提供や政府等への提言を行う。

大規模な災害からの復興は、あらゆる分野において必要になる。そのうち、主要な分野の復興に向けての視点・課題・シナリオについて、以下に例示的に示すとともに、阪神・淡路大震災における取組内容等を参考として掲載する。

(1) 国等への提言等

広域連合は、東日本大震災に際して行った以下の提言を参考に、復旧・復興を促進するための施策や財政上の措置等国や被災地に対する提言のとりまとめ及び発信を行う。

加えて、鉄道、高速道路、電気、ガス等のライフライン事業者に対し、被災した施設の早期復旧を働きかける。

(東日本大震災における広域連合による提言)

- 3/29 東日本大震災に関する緊急提案（第1次）
- 4/4 農畜産物等食の安全確保等について
- 4/19 復興を支えるための観光推進に関する緊急要望
- 4/28 東日本大震災に関する緊急提案（第2次）
- 4/28 首都機能バックアップ構造の構築に関する提言
- 7/5、11/21 平成24年度国の予算編成等に対する提案

(2) 主要分野の復興に向けた視点と課題

分野	視点	想定すべき課題例
インフラ・まちづくり	<ul style="list-style-type: none">・災害に強いインフラの創出・住民参加のもと災害に強く安心して暮らせるまちづくり	<ul style="list-style-type: none">・主要交通施設（道路、鉄道、港湾等）の整備・ライフラインの早期復旧と耐震強化等による整備・防災基盤の整備・市街地の復興・府県民、企業、市町村、国等との協働と連帯によるまちづくり・減災のまちづくり・持続的発展が可能なまちのにぎわいづくりの専門家、コンサルタントの参画

分野	視点	想定すべき課題例
住宅・生活復興	<ul style="list-style-type: none"> ・被災した住宅を早期に回復し災害に強い恒久的な住宅供給を図る ・被災者のくらしを一日も早く震災前の状態に戻し、その安定を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・早期の恒久的住宅建設 ・入居者の生活環境に配慮した公的賃貸住宅の提供 ・民間住宅の再建支援 ・被災地の面的整備に伴う住宅建設 ・個人の責任や共助による生活復興 ・行政による公的融資や助成、情報提供・指導・相談（自立のための環境整備） ・自力復興が困難な被災者への直接支援（医療・福祉の提供）
産業・農林水産業	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地の未来を見据えた競争力のある産業の復興 ・被災した農林水産業従事者の速やかな生活再建と府県民への生鮮食品の安定供給促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・きめ細かい中小企業・地場産業への支援による復興 ・まちづくりと地域住民が一体となった地域産業（商店街・小売市場）の復興 ・観光復興 ・被災企業への資金供給、被災地での資金循環 ・規制緩和や税の優遇措置等を求めるエンタープライズ・ゾーン構想 ・被災地域の産業の高度化を推進する新産業の創出 ・被災地の雇用確保 ・新たな支援制度による生産力の回復 ・物流の安定や物流ルート情報の提供等による経営の安定化

(3) 主要分野の復興シナリオ

① インフラ・まちづくり

区分	緊急・応急対応期 〔発災直後～避難所期 (約6ヶ月)〕	復旧期 〔仮設住宅期 (6ヶ月後～2年後)〕	復興前期 〔恒久住宅移行期 (2年後～5年後)〕
インフラの復旧状況	電気 → 復旧完了		
	ガス → 復旧完了		
	水道 → 復旧完了		
	下水道 → 復旧完了		
	電話 → 復旧完了		
	道路 → 高速道路全線復旧		
	鉄道 → 全鉄道復旧完了		
まちづくり	建築制限 (発生から最大2ヶ月)	都市計画決定 (被災市街地復興推進地域)	都市計画決定 (土地区画整理事業等)
			土地区画整理事業・市街地再開発事業の施行
求められる取り組み	・まちづくり復興計画の策定 (府県) ・インフラ整備計画の策定 (府県) ・上記計画策定支援 (広域連合)		

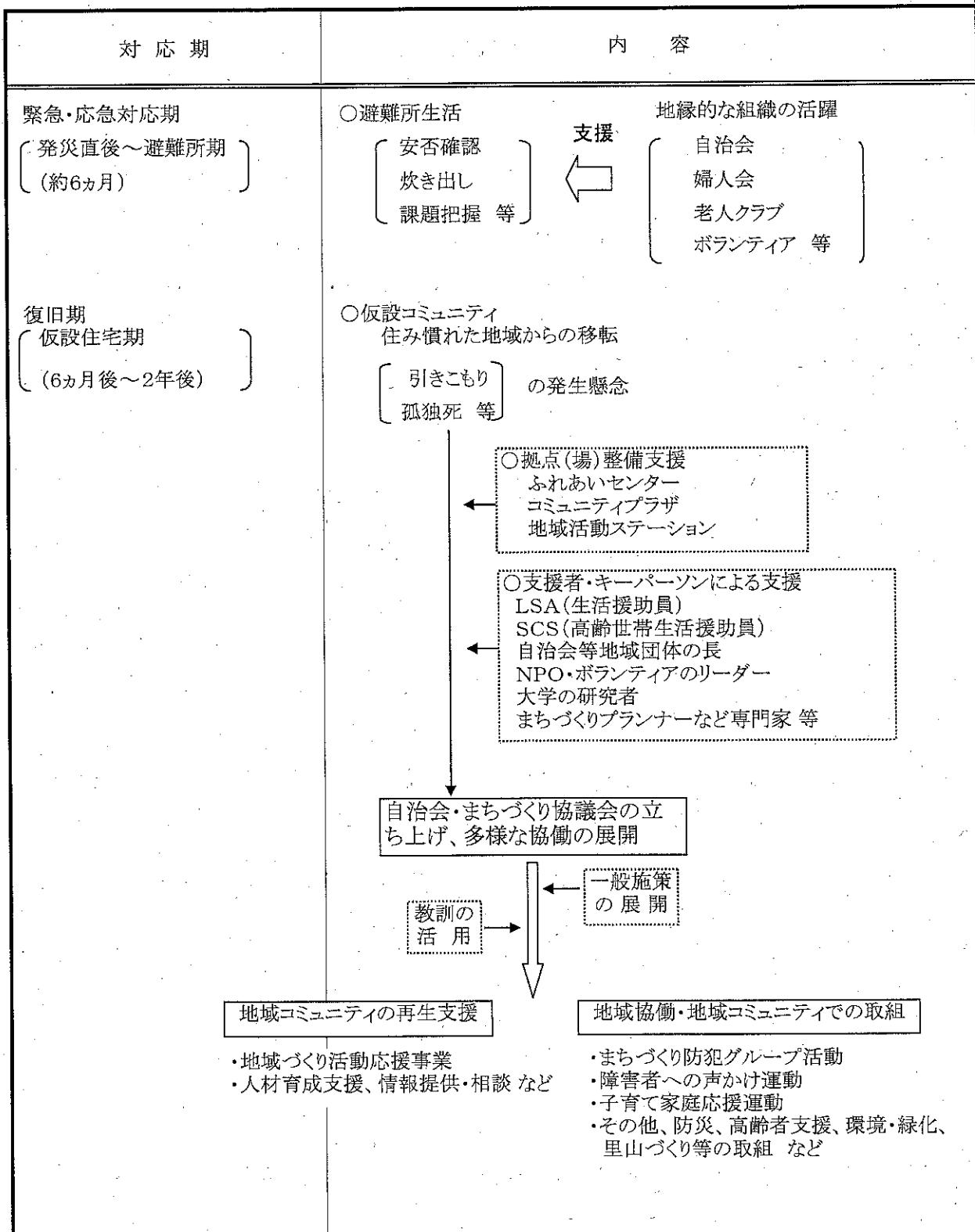
② 住宅・生活

区分	緊急・応急対応期 〔発災直後～避難所期 (約6ヶ月)〕	復旧期 〔仮設住宅期 (6ヶ月後～2年後)〕	復興前期 〔恒久住宅移行期 (2年後～5年後)〕
被災者の状況	・被災者避難所に避難 ・応急仮設住宅建設 ・応急仮設住宅募集開始 ・応急仮設住宅へ移行 ・被災住宅の災害廃棄物処理完了 ・恒久住宅再建 ・恒久住宅へ移行		
	・義援金(第一次)受領 ・義援金(第二次)受領 ・災害弔慰金・災害見舞金の受領 ・災害援護資金等の各種貸付金の活用 ・生活再建支援金の受領		
	・再就職先探し ・高齢者等の生きがい発掘		
求められる取り組み	避難所運営支援(府県、広域連合) 応急仮設住宅の早期建設のための支援(府県、広域連合) 生活資金給付の早期処理のための市町村行政支援(府県、広域連合) 被災者ニーズに応じた資金供給策の実施(府県) 被災地雇用確保の実施(府県、広域連合) ○住宅復興計画の策定(府県) ○同計画策定支援(広域連合)		

③ 産業・農林水産業

	緊急・応急対応期 〔発災直後～避難所期 (約6ヵ月)〕	復旧期 〔仮設住宅期 (6ヵ月後～2年後)〕	復興期 〔本格復興期 (2年後～)〕
工 場	<p>○元の工場で操業ができない</p> <p>避難所 〔避難生活の段階から操業の再開・再建に向けた取組を開始〕</p>	<p>応急的な工場等の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃貸工場での操業 ・空き工場での操業開始 ・自力仮設工場の建設 ・公的仮設工場への入居 	<p>本格的な工場等の再建</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工場の再建 ・本設工場への入居 ・本格操業の再開 <p>→ 地域産業の復興</p>
	<p>○修理すれば操業できる</p> <p>工場等の応急修理</p>		<p>→ 工場等の本格修理</p>
商 店 街	<p>○元の店舗で操業ができない</p> <p>避難所 〔避難生活の段階から営業再開・商店街再建に向けた取組を開始〕</p>	<p>応急的な店舗等の確保 (仮設であっても街としての形成が重要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・露店、屋台等での営業再開 ・空き店舗等での営業再開 ・自力仮設店舗の建設 ・公的仮設店舗への入居 	<p>本格的な店舗等の再建</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店舗、共同施設の再建 ・本設店舗への入居 ・本格営業の再開 <p>→ 商店街の復興</p>
	<p>○修理すれば営業できる</p> <p>店舗の応急修理</p>		<p>→ 店舗等の本格修理</p>
農 林 水 産 業	<p>○元の農地等で再建できない</p> <p>避難所 〔避難生活の段階から生産再開に向けた取組を開始〕</p>	<p>代替農地等の確保・貸付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同施設・園芸農業施設、 生産物加工共同施設等の代替 ・施設整備と貸付等 	<p>農林水産業の復興</p>
	<p>○農地・農業用施設等を復旧できる</p> <p>農地等の応急復旧</p>		<p>→ 農地等の本格復興</p>
求められる取組	<p>○緊急産業復興計画の策定(府県)</p> <p>○緊急農業復興計画の策定(府県)</p> <p>○上記計画策定支援(広域連合)</p>		

④ 地域コミュニティ再生・構築



復旧・復興期オペレーションマップ（1）

このオペレーションマップは、大規模広域災害発生時に被災市町村、被災府県、広域連合・応援府県、他都道県及び国・国出先機関が、相互に連携しながら対応すべきことを災害対応項目ごとに示したものである。

項目	被災市町村	被災府県				
1 復興計画の策定・復興財源の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○復興計画の策定（関係会議の開催、有識者からの意見聴取、施策ニーズの調査等） ○復興予算の編成 ○きめ細かな復興施策の推進 ○復興財源の確保要請 ○復興施策の国・府県への提案 ○緊急インフラ整備計画の策定 ○まちづくり復興計画の作成 ○市町村住宅復興計画の策定 ○産業復興計画の策定 <p>【応援要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇復興計画等の策定に係る専門家の派遣要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○復興ビジョン、復興計画の策定（関係会議の開催、有識者からの意見聴取、施策ニーズの調査等） ○復興予算の編成 ○復興基金の造成 ○きめ細かな復興施策の推進 ○復興計画策定に係る専門家の派遣 ○復興財源の確保のかかる国への要請 ○復興施策の国への提案 ○緊急インフラ整備計画の策定 ○住宅復興計画の策定 ○産業・農林水産業復興計画の策定 <p>【広域応援要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇復興ノウハウの提供要請 ◇応援府県、広域連合に復興計画等の策定支援のための職員派遣を要請 				
2 インフラ施設等の復旧・復興	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">道路・鉄道・港湾・空港・河川・漁港等の復旧</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○市町村道等の復旧 ○早期復旧に向けた府県、国への要望 <p>【応援要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇応援職員の派遣要請 <p>【受援業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆応援職員の受入、業務の割当 </td> </tr> </table>	道路・鉄道・港湾・空港・河川・漁港等の復旧	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村道等の復旧 ○早期復旧に向けた府県、国への要望 <p>【応援要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇応援職員の派遣要請 <p>【受援業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆応援職員の受入、業務の割当 	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">府県管理の道路・港湾等の復旧</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○被災市町村への応援職員を派遣 ○管内市町村と応援職員派遣を調整 ○早期復旧に向けた国への要望 <p>【広域応援要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇応援府県、広域連合に応援職員派遣を要請 <p>【受援業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆応援職員の受入、業務の割当 </td> </tr> </table>	府県管理の道路・港湾等の復旧	<ul style="list-style-type: none"> ○被災市町村への応援職員を派遣 ○管内市町村と応援職員派遣を調整 ○早期復旧に向けた国への要望 <p>【広域応援要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇応援府県、広域連合に応援職員派遣を要請 <p>【受援業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆応援職員の受入、業務の割当
道路・鉄道・港湾・空港・河川・漁港等の復旧	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村道等の復旧 ○早期復旧に向けた府県、国への要望 <p>【応援要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇応援職員の派遣要請 <p>【受援業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆応援職員の受入、業務の割当 					
府県管理の道路・港湾等の復旧	<ul style="list-style-type: none"> ○被災市町村への応援職員を派遣 ○管内市町村と応援職員派遣を調整 ○早期復旧に向けた国への要望 <p>【広域応援要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇応援府県、広域連合に応援職員派遣を要請 <p>【受援業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆応援職員の受入、業務の割当 					
まちづくり	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">住民主体のまちづくり協議会等による住民の合意形成</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○土地区画整理事業の実施 ○市街地再開発事業の実施 ○商店街の空き店舗対策などまちのにぎわい対策の実施 <p>【応援要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇被災府県に応援職員の派遣を要請 <p>【受援業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆応援職員の受入、業務割当 </td> </tr> </table>	住民主体のまちづくり協議会等による住民の合意形成	<ul style="list-style-type: none"> ○土地区画整理事業の実施 ○市街地再開発事業の実施 ○商店街の空き店舗対策などまちのにぎわい対策の実施 <p>【応援要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇被災府県に応援職員の派遣を要請 <p>【受援業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆応援職員の受入、業務割当 	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">土地区画整理事業の実施</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○被災市町村への応援職員の派遣 ○管内市町村と応援職員の派遣を調整 ○復興基金を活用して、被災地のにぎわいづくり施策を支援 <p>【広域応援要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇応援府県、広域連合に応援職員派遣を要請 <p>【受援業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆応援職員の受入、業務割当 </td> </tr> </table>	土地区画整理事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○被災市町村への応援職員の派遣 ○管内市町村と応援職員の派遣を調整 ○復興基金を活用して、被災地のにぎわいづくり施策を支援 <p>【広域応援要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇応援府県、広域連合に応援職員派遣を要請 <p>【受援業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆応援職員の受入、業務割当
住民主体のまちづくり協議会等による住民の合意形成	<ul style="list-style-type: none"> ○土地区画整理事業の実施 ○市街地再開発事業の実施 ○商店街の空き店舗対策などまちのにぎわい対策の実施 <p>【応援要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇被災府県に応援職員の派遣を要請 <p>【受援業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆応援職員の受入、業務割当 					
土地区画整理事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○被災市町村への応援職員の派遣 ○管内市町村と応援職員の派遣を調整 ○復興基金を活用して、被災地のにぎわいづくり施策を支援 <p>【広域応援要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇応援府県、広域連合に応援職員派遣を要請 <p>【受援業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆応援職員の受入、業務割当 					

凡例 ○：対応業務、◇：応援要請業務、◆：受援業務

広域連合・応援府県	他都道県等	国・国出先機関
<p>○被災府県の復興計画等を策定するため、応援職員を派遣 【広域連合】 ○関西復興戦略の策定（復興戦略会議の開催） ○国への施策・制度の提案 ○被災地への復興施策の提案 ○復興戦略会議を開催し、関西復興戦略「基本戦略」と「緊急復興戦略」を策定</p>	—	<p>○復興基本方針の策定 ○復興関連制度の創設、立法化 ○復興関連予算の編成 【地方運輸局】 ○被災自治体の復興計画策定支援</p>
<p>○応援職員を派遣 【広域連合】 ○早期復旧に向けた国への要望 ○不足する場合の構成府県間調整 【広域応援・受援調整】 ○他都道県、地方整備局又は地方農政局に応援職員の派遣を要請</p>	<p>○要請に基づく応援職員の派遣</p>	<p>【国土交通省・地方整備局】 ○直轄施設の復旧 ○被災府県への応援職員の派遣及び他都道県への調整 【航空局】 ○直轄施設の復旧 【農林水産省・地方農政局】 ○管理施設の復旧 ○被災府県への応援職員の派遣及び他都道県への調整</p>
<p>○応援職員を派遣 【広域連合】 ○不足する場合の構成府県間調整 【広域応援・受援調整】 ○他都道県又は地方整備局に応援職員の派遣を要請</p>	<p>○要請に基づき、応援職員を派遣</p>	<p>【国土交通省・地方整備局】 ○財政措置 ○被災府県への応援職員の派遣及び他都道県への調整</p>

復旧・復興期オペレーションマップ（2）

項目	被災市町村	被災府県
3 恒久住宅への移行支援	<ul style="list-style-type: none"> ○災害公営住宅の整備・供給 ○被災者への住宅復興支援を展開 【応援要請】 <ul style="list-style-type: none"> ◇災害公営住宅整備・供給に係る応援職員の派遣要請 【応援業務】 <ul style="list-style-type: none"> ◆応援職員の受入、業務割当 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害公営住宅の整備・供給 ○復興基金を活用して、被災者の住宅復興支援策を展開 ○被災市町村の災害公営住宅建設に係る応援職員派遣及び管内市町村との調整 【広域応援要請】 <ul style="list-style-type: none"> ◇応援府県、広域連合に災害公営住宅整備・供給のため応援職員派遣要請 【応援業務】 <ul style="list-style-type: none"> ◆応援職員の受入、業務割当
4 生活再建支援	被災者生活再建支援金	<ul style="list-style-type: none"> ○被災者生活再建支援金（加算支援金）の請求のとりまとめ
	被災者の生活再建支援策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○被災者の支援ニーズの把握 ○被災者の生活再建のための支援策を実施 ○被災者への生活再建支援メニュー等の情報を支援員やマスコミ、ホームページを活用して提供 ○地域主体の高齢者見守り活動の推進
5 経済・雇用再生	<ul style="list-style-type: none"> ○中小企業、地場産業への支援策の実施 ○被災企業への資金供給支援策の実施 ○雇用確保策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○被災市町村が行う中小企業への資金供給支援策の支援 ○被災企業への資金供給支援策の実施 ○被災府県としての雇用確保策の展開

広域連合・応援府県	他都道県等	国・国出先機関
<p>○被災府県の災害公営住宅整備・供給支援を行うため応援職員を派遣 〔広域連合〕 ○不足する場合の構成府県間調整 【応援要請・受援調整】 ○他都道県又は地方整備局に応援職員の派遣を要請</p>	○要請に基づき、応援職員を派遣	<p>〔国〕 ○財政措置 〔国土交通省・地方整備局〕 ○被災府県の災害公営住宅整備・供給を行うための応援職員の派遣及び他都道県への調整 〔財務局〕 ○災害公営住宅の建設予定地の提示</p>
<p>〔広域連合〕 ○被災府県の請求とりまとめ状況及び支給状況の確認</p>	○（財）都道府県会館は生活再建支援金（加算支援金）を早急に審査し支給	<p>〔国〕 ○財政措置</p>
<p>〔広域連合〕 ○被災府県の生活再建支援メニューをとりまとめ、ホームページなどにより情報発信</p>	—	<p>〔国〕 ○財政措置</p>
<p>〔広域連合〕 ○被災府県等の中小企業支援メニューをとりまとめ、ホームページなどにより情報発信</p>	—	<p>〔経済産業局〕 ○被災地の復興支援</p>

(参考) 阪神・淡路大震災からの復興における取り組み

① 阪神・淡路大震災における兵庫県の生活再建のための経済的支援>

支援項目	支援内容等
給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・災害弔慰金（災害弔慰金法） ・災害障害見舞金（災害弔慰金法） ・被災者自立支援金（基金） ・府県、市町村独自の見舞金等
貸付	<ul style="list-style-type: none"> ・災害援護資金貸付（災害弔慰金法） ・生活福祉資金貸付（厚生省通知等） ・母子・寡婦福祉資金貸付（母子及び寡婦福祉法） ・府県、市町村独自の貸付制度
各種減免・猶予等	<ul style="list-style-type: none"> ・国税の軽減・減免（所得税、相続税、贈与税、酒税、自動車重量税、法人税）（所得税法、災害減免法） ・国税の申告、納付等の期限延長・納付猶予（国税通則法、災害減免法） ・地方税の軽減・免除（地方税法） ・地方税の申告、納付等の期限延長・納付猶予（地方税法） ・国民健康保険、介護保険等の納付等の期限延長・徴収猶予（国民健康保険法、介護保険法） ・各種免許証の有効期限延長等（特定非常災害特例措置法） ・公共料金の減免等 <p>※ ライフライン事業者等による各種料金の減免に必要な情報提供について配慮する。</p>
義援金	<ul style="list-style-type: none"> ・義援金の支給 <ul style="list-style-type: none"> ・義援金の受付 ・義援金配分委員会の設置 ・義援金の配分の決定 ・義援金の交付受付

② 阪神・淡路大震災における兵庫県の雇用の維持・確保対策

支援項目	支援内容等
雇用維持	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者等への雇用維持の要請及び支援策の周知 ・雇用調整助成金制度等の活用 ・生涯能力開発給付金制度の活用 ・中小企業事業転換等能力開発給付金制度の活用 ・労働保険料未納事業主の徴収延期措置
離職者支援	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地しごと開発事業（基金） ・就職斡旋の推進（合同就職説明会の開催等） ・被災者雇用奨励金の支給（基金） ・震災失業者雇用奨励金の支給（基金） ・特定求職者雇用開発助成金制度の特例措置の活用 ・雇用・労働相談窓口の開設 ・被災地求職者に対する特別訓練 ・いきいき就労特別訓練（基金） ・被災地求職者企業委託特別訓練（基金） ・雇用保険求職者給付（雇用保険法） ・雇用保険求職者給付の特例措置（事業者の休・廃止により賃金を受けとることができない場合の失業扱い） ・労災補償・公務災害補償（労働者災害補償保険法、地方公務員災害補償法） ・緊急地域雇用創出特別交付金の活用 ・未払賃金立替制度の活用 ・生活福祉資金離職者支援資金貸付

※ 表中の基金とは、「阪神・淡路大震災復興基金」をいう。

③ 阪神・淡路大震災における兵庫県の住まいの確保対策

支援項目	支援内容等
被災住宅の応急修理	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法による民間住宅の応急修理支援の実施 ・被災者が自力で実施する応急修理支援 ・悪徳業者への注意喚起、価格監視
持ち家の建替・購入・修繕支援	<ul style="list-style-type: none"> ・建替・購入支援 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅金融支援機構融資 ・被災者住宅購入支援事業補助（基金） ・被災者住宅再建支援事業補助（基金） ・府県・市町村単独融資制度 ・県・市町単独住宅融資利子補給（基金） ・隣地買増し宅地規模拡大支援利子補給（基金） ・定期借地権方式による住宅再建支援事業補助（基金） ・高齢者住宅再建支援事業補助（基金） ・高齢者特別融資（不動産活用型）利子補給（基金） ・補修支援 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅金融支援機構融資 ・大規模住宅補修利子補給（基金） ・被災マンション向け支援 <ul style="list-style-type: none"> ・被災マンション建替支援利子補給（基金） ・被災マンション共用部分補修支援利子補給（基金） ・民間住宅共同化支援利子補給（基金） ・小規模共同建替等事業補助（基金） ・宅地防災工事支援 <ul style="list-style-type: none"> ・宅地防災工事融資利子補給（基金） ・被災宅地二次災害防止対策事業（基金） ・三重ローン対策 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅債務償還特別対策（基金）
民間賃貸住宅等入居支援	<ul style="list-style-type: none"> ・民間賃貸住宅家賃負担軽減事業（基金）
一時提供住宅の供給	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅等への一時入居 ・民間賃貸住宅の借上
応急仮設住宅の建設	<ul style="list-style-type: none"> ・建設可能用地の確保 ・応急仮設住宅等の建設 ・維持管理体制の構築・住環境の改善 ・巡回相談、見守り活動等の実施
仮設住宅からの移転 (災害公営住宅への円滑な 移行促進等)	<ul style="list-style-type: none"> ・住み替え情報の提供及び相談対応 ・住み替え支援策の実施 ・災害公営住宅入居予定者事前交流事業（基金） ・公営住宅入居待機者への家賃・移転費の補助（基金） ・持ち家再建待機者への家賃・移転費の補助（基金）

※ 表中の基金とは、「阪神・淡路大震災復興基金」をいう。

④ 阪神・淡路大震災における兵庫県の保健・医療・福祉サービスの提供

支援項目	支援内容等
医療・保健対策	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> ・仮設診療所・巡回移動診療所の設置 ・医療施設の早期再建 ・保健対策 <ul style="list-style-type: none"> ・健康診断・健康相談の実施 ・応急仮設住宅等への巡回健康相談の実施 ・アルコールリハビリテーション事業（基金） ・仮設住宅、復興公営住宅への健康アドバイザーの派遣（基金） ・仮設住宅入居者の健康づくり支援事業（基金）
福祉対策	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設の機能回復・再建 ・在宅福祉サービス（要援護者の把握、支援体制の整備、施設等への一時入所） ・見守り活動の推進（LSA（生活援助員）・SCS（高齢世帯生活援助員）による安否確認、交流事業の実施、保健師と連携した家庭訪問、健康教室の実施等） ・生活保護（仮設住宅等へのケースワーカーの巡回訪問、生活保護制度の周知）
高齢者等の見守り活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢世帯生活援助員の設置等（基金） <ul style="list-style-type: none"> ・高齢世帯生活援助員の設置 ・地域見守りネットワーク会議の開催 ・夜間・休日見守り安心システムの設置 ・ラジオによる被災高齢者等への語りかけ ・高齢者自立支援ひろばの設置
こころのケア対策	<ul style="list-style-type: none"> ・こころのケアに関する相談窓口の設置 ・巡回相談の実施 ・こころのケアセンターの設置・運営（基金）

※ 表中の基金とは、「阪神・淡路大震災復興基金」をいう。

⑤ 阪神・淡路大震災における兵庫県の被災児童・生徒への対策

支援項目	支援内容等
学校の早期再開	<ul style="list-style-type: none"> ・教育施設の復旧 ・仮設校舎の建設
相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・電話教育相談の開設
修学支援	<ul style="list-style-type: none"> ・授業料等の軽減 ・学用品の支給 ・奨学金等の支給
被災児童・生徒のこころのケア支援	<ul style="list-style-type: none"> ・被災児童・生徒のこころのケア ・教職員等へのこころのケア研修の実施

⑥ 阪神・淡路大震災における兵庫県の地域づくり活動支援

支援項目	支援内容等
仮設住宅等における コミュニティ支援	<ul style="list-style-type: none"> ・集会所の整備 ・住宅共同施設維持管理費補助（基金） ・仮設住宅スポーツ遊具の設置（基金） ・自治会の結成支援 ・見守り活動等の実施 ・交流イベントの実施
地域コミュニティの 維持・活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・地域づくり活動に対する助成（基金） ・地域づくり活動サポーターの設置（基金） ・高齢者向け講座の開設（基金） ・被災者参加のフリーマーケット開催（基金） ・高齢者語り部・昔のあそび伝承事業（基金） ・地域集会所の再建（基金）
地域の復興を住民自 ら考え、提案できるし くみの導入	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりアドバイザーの派遣（基金） ・まちづくりコンサルタントの派遣（基金） ・まちづくり協議会等への活動費助成（基金） ・まちのにぎわいづくりのための一括助成（基金）
行政と被災者をつな ぐしくみづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者と行政をつなぐ第三者機関の設置 (被災者復興支援会議の設立等)
ボランティア活動の 促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンターの設置 ・災害復興ボランティア活動補助（基金）
多様な主体のパートナーシ ップによる被災者支援	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の力を結集した支援の実施（生活復興県民ネットの設立等）

※ 表中の基金とは、「阪神・淡路大震災復興基金」をいう。

⑦ 阪神・淡路大震災からの復興の道のリーステージごとの取り組みの整理表一(総括表)

区分		I 緊急・応急対応期 (直後から避難所期:平成7年1月～平成7年8月)	II 復旧期 (仮設住宅期:平成7年9月～平成10年3月)
①被災者を取り巻く生活基盤	住まい	<ul style="list-style-type: none"> 被災者は避難所に避難 (ピーク時:1月23日、1,153カ所、316,678人) 応急仮設住宅を48,300戸整備、避難所を解消 応急仮設住宅にふれあいセンターを設置 避難所解消に向け公営住宅への一時入居を実施 シルバーハウジングへLSA(生活援助員)を派遣 被災直後に応急危険度判定を実施 国庫補助事業で損壊家屋等を解体 ひょうご住宅復興3カ年計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> 災害復興公営住宅を38,600戸整備 応急仮設住宅入居者調査を実施 災害復興公営住宅を一元募集 コレクティブ・ハウジング等の建設 住まい復興プログラムを策定 がれきの処理を完了
	インフラ	<ul style="list-style-type: none"> ライフラインの復旧 電気(1月下旬)、電話・LPガス(1月末)、ガス・水道(4月中旬)、下水道(4月) 鉄道の復旧 神戸市営地下鉄(2月中旬)、JR在来線(4月)、JR新幹線(4月上旬)、阪神・阪急・山陽・神戸電鉄(6月) 鉄道が復旧するまでの間は代替バスが運行 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急インフラ整備3カ年計画の策定 阪神高速道路全線復旧 神戸港の全面復旧 JR東西線開業、JR福知山線複線化、JR播但線の電化高速化等輸送力を強化 山陽自動車道全線開通
②暮らし		<ul style="list-style-type: none"> 義援金を募集し第1次配分(2月)と第2次配分(5月)を実施 緊急生活福祉資金(小口貸付)を開始 災害弔慰金、災害見舞金の支給 災害援護資金貸付の受付開始 こころのケアセンターを開設 すべての県立学校(2月中旬)、小中学校(2月下旬)で授業再開 	<ul style="list-style-type: none"> 阪神・淡路大震災復興支援館の開館 義援金の第3次配分(平成8年9月)を実施 生活復興資金貸付を創設 生活再建支援金、被災中高年恒久住宅自立支援金を創設し恒久住宅への移行を支援 民間賃貸住宅の家賃負担の軽減措置を実施 いきいき仕事塾等生きがいづくり関係事業の実施 生活復興支援プログラムの策定
③経済		<ul style="list-style-type: none"> 被災中小企業の復旧対策融資等の実施 雇用調整助成金・失業給付の特例扱い 中小企業総合相談所・総合労働相談所を開設 仮設工場・仮設店舗が完成 産業復興3カ年計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> (財)阪神・淡路産業復興推進機構(HERO)の設置 (財)新産業創造研究機構(NIRO)の設置 神戸ルミナリエの開催 県産業復興条例、神戸市神戸起業ゾーン条例の施行 商店街・小売市場復興イベント開催支援事業の実施 産業復興ベンチャーキャピタル制度の実施 観光復興リレーイベントなど観光対策の実施
④まちづくり		<ul style="list-style-type: none"> 被災地に建築基準法に基づく建築制限実施 被災市街地復興特別措置法施行 復興都市計画の決定告示 	<ul style="list-style-type: none"> 神戸東部新都心(HAT神戸)、西宮マリナパークシティ、南芦屋浜北部地区等でまちびらき 景観ルネサンス・まちなみ保全事業の実施
⑤地域づくり活動		<ul style="list-style-type: none"> 全国から138万人のボランティアが被災地で活動 災害復興ボランティア活動事業補助を創設 被災者復興支援会議が発足 	<ul style="list-style-type: none"> 生活復興県民ネットが発足 特定非営利活動促進法(NPO法)の制定
⑥防災・減災		<ul style="list-style-type: none"> 災害救助法を10市10町に適用 全国の消防、警察、自衛隊、海上保安庁が救助活動等を展開 救援物資の備蓄基地を4カ所に開設 放送協定に基づきNHKなどで生活情報を発信 臨時災害FM局を開局 	<ul style="list-style-type: none"> 知事直轄の危機管理専門職として防災監を設置 災害救援専門ボランティア制度の創設 県地域防災計画を全面修正 フェニックス防災システムの運用開始
⑦復興体制・復興計画	国	<ul style="list-style-type: none"> 兵庫県南部地震緊急対策本部を設置 地震対策担当大臣を任命 現地対策本部を兵庫県公館内に設置 阪神・淡路復興委員会、阪神・淡路復興対策本部を設置 	<ul style="list-style-type: none"> 阪神・淡路復興委員会の廃止 国と県・神戸市との協議会の設置
	県	<ul style="list-style-type: none"> 兵庫県南部地震災害対策総合本部を設置 阪神・淡路大震災復興本部を設置 震災復興総合相談センターで被災者相談を一元化 阪神・淡路震災復興計画(フェニックス計画)の策定に着手 都市再生戦略策定懇話会が阪神・淡路震災復興戦略ビジョンを提言 (財)阪神・淡路大震災復興基金を設立 	<ul style="list-style-type: none"> (財)阪神・淡路大震災記念協会を設立 阪神・淡路震災復興計画を策定 ひょうご住宅復興3カ年計画、産業復興3カ年計画、緊急インフラ整備3カ年計画の策定(再掲)

		III 復興前期 (恒久住宅移行期:平成10年4月～平成12年3月)	IV 復興後期 (本格復興期:平成12年4月～)
①被災者を取り巻く生活基盤	住まい	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地最後の仮設住宅解消 ・全仮設住宅撤去工事完了 ・災害復興公営住宅で整備されているコミュニティプラザを一般県営住宅にも設置 ・災害復興グループハウス整備事業を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者生活再建支援法が改正され居住安定支援制度を創設 ・居住安定支援制度に対する県単独の補完制度の創設 ・(財)兵庫県住宅再建共済基金の設立 ・兵庫県住宅再建共済制度(フェニックス共済)の創設 ・フェニックス共済にマネション共用部分再建共済制度を新設 ・被災者生活再建支援法が改正され使途を限定しない定額渡し切り方式に見直し
	インフラ	<ul style="list-style-type: none"> ・明石海峡大橋が開通 	<ul style="list-style-type: none"> ・神戸市営地下鉄海岸線開通 ・阪神高速道路北神戸線全線開通、神戸山手線一部(白川JCT～神戸長田)開通 ・JR 加古川線の電化高速化 ・神戸空港開港、ポートライナー延伸 ・関西国際空港2期開港
②暮らし		<ul style="list-style-type: none"> ・被災者生活再建支援法の制定 ・被災者自立支援金を支給 ・震災・学校支援チーム(EARTH)を創設 ・生活復興のための地域活動推進事業の実施 ・復興住宅コミュニティプラザ活動支援事業の実施 ・生活復興プログラムを策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・まちの保健室を開設 ・SCS(高齢世帯生活援助員)の設置 ・復興公営住宅等高齢者元気アップ支援事業の実施 ・「兵庫県こころのケアセンター」を開設 ・高齢者自立支援ひろばの創設 ・県立舞子高校に環境防災科を設置 ・兵庫県立芸術文化センターを開設 ・生活復興協働プログラムを策定
③経済		<ul style="list-style-type: none"> ・被災地コミュニティ・ビジネス離陸応援事業の開始 ・被災商店街空き店舗等活用支援事業の実施 ・市街地再開発商業施設等入居促進事業の実施 ・小規模事業者事業再開支援事業等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・See 阪神・淡路キャンペーンの実施 ・ひょうご経済・雇用再活性化プログラムの策定 ・産業集積条例の施行 ・淡路花博の開催 ・ひょうご経済・雇用再生加速プログラムを策定 ・(財)阪神・淡路産業復興推進機構が解散 ・のじぎく兵庫国体の開催
④まちづくり		<ul style="list-style-type: none"> ・県まちづくり基本条例を制定 ・県まちづくり支援事業を創設 ・空き地の環境整備、バザール設置等に助成 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業地区内の利用促進事業の実施 ・被災地花いっぱいモデル事業、空き地の緑化を推進 ・まちの再発見運動の実施 ・まちのにぎわいづくり一括助成事業を創設
⑤地域づくり活動		<ul style="list-style-type: none"> ・県民ボランタリー活動の促進に関する条例の施行 ・被災者復興支援会議Ⅱが発足 ・NPOと行政の生活復興会議が発足 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者復興支援会議Ⅲが発足 ・ひょうごボランタリープラザの開設 ・NPOと行政の協働会議に改組 ・県民の参画と協働の推進に関する条例の施行
⑥防災・減災		<ul style="list-style-type: none"> ・西播磨広域防災拠点を整備 ・野島断層保存館の開設 	<ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県災害対策センターの開設 ・但馬、丹波、淡路、阪神南に広域防災拠点を整備 ・兵庫県広域防災センターを整備 ・兵庫県災害医療センターの開設 ・人と防災未来センターの開設 ・阪神・淡路大震災10周年のつどいの開催 ・国連防災世界会議(兵庫・神戸会議)の開催 ・実大三次元振動破壊実験施設(E-ディフェンス)の完成
⑦復興体制・復興計画	国	<ul style="list-style-type: none"> ・阪神・淡路復興対策本部を解散 ・阪神・淡路大震災復興関係省庁連絡会議を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・阪神・淡路大震災復興関係省庁連絡会議の開催
	県	<ul style="list-style-type: none"> ・震災対策国際総合検証事業を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・阪神・淡路大震災復興本部を廃止 ・復興推進会議・復興フォローアップ委員会を設置 ・(財)ひょうご震災記念21世紀研究機構に改組 ・後期5か年推進プログラム(平成12年)、最終3か年推進プログラム(平成14年)、3か年推進方策(平成19年)を策定・実施 ・復興10年総括検証・提言事業を実施



平成 24 年(2012 年)3 月 13 日(火)

防 災 危 機 管 理 局

関西防災・減災プラン (原子力災害対策編)

関 西 広 域 連 合
広 域 防 災 局

目次

I	基本的な考え方	p
1	広域連合の役割	
(1)	国、事業者、関係自治体等の役割	1
(2)	広域連合の役割	2
2	原子力災害対策の留意点	
(1)	原子力災害の特殊性	3
(2)	被ばくの低減化対策（防護対策）	5
II	被害想定	
1	防災・減災プランで対象とする原子力災害	7
2	事故災害の影響が想定される地域	7
III	災害への備え	
1	事業者との覚書	9
2	通報連絡体制の整備	9
3	広域でのモニタリング状況の把握	10
4	平常時の情報発信と意識啓発	11
5	資機材の整備と協力体制の構築	11
6	広域避難に関する協力要請	11
IV	災害への対応	
1	災害対応のシナリオ	12
2	初動体制の確立	14
3	緊急時のモニタリング	
(1)	情報の収集と発信	15
(2)	資機材の相互支援	15
4	放射性物質拡散予測システムの活用	15
5	広域避難の調整	
(1)	避難指示が発令されることが想定される地域	15
(2)	広域避難の調整	15
(3)	広域避難のシナリオ	17
6	緊急被ばく医療	
(1)	緊急被ばくスクリーニング	17
(2)	被ばく医療機関	18
(3)	資機材の確保	18

7	除染活動	19
8	流通食品対策	19
9	家畜の移動	19
10	風評被害対策	19
11	水質汚染対策	19

【付属資料】

避難指示の発令が想定される地域・人口	21
--------------------	----

I 基本的な考え方

本計画は、国や原子力事業者が施設の防災対策に万全を期してあらゆる対策に取り組んでいてもなお、事故災害が発生した後、住民の安全を守るために広域的な避難の調整、そのためのモニタリングなどの情報収集等、関西広域連合（以下、「広域連合」という。）が行う対応策としてとりまとめたもの。

なお、広域連合構成府県内に立地しない施設の事故災害を想定するものであることから、施設の立地県に十分配慮しつつ調整し、とりまとめたもの。

[当面の対応]

現在、国の東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会において、福島第一原子力発電所事故災害の原因・経過や対応についての検証が行われており、平成24年夏頃にとりまとめの予定である。

また、原子力安全委員会において、「原子力施設等の防災対策について」（防災指針）の見直し作業が進められており、EPZ（防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲）の見直しなど、今年度末に中間とりまとめが行われる予定となっている。

こうした国の検証結果や指針を踏まえ、関西防災・減災プラン（原子力災害対策編）をとりまとめの必要があることから、今年度は、暫定的に概略的、骨格的な方向のとりまとめを行い、今後、国の指針等の改訂を踏まえて見直しを行う。

1 広域連合の役割

(1) 国、事業者、関係自治体等の役割

広域的な被害をもたらしうるような事故災害は、原子力施設の運用に際して発生する。

- ・ 原子力災害に際しては、放射性物質や放射線が五感で存在を感じられず、被ばくの程度を自ら判断できないこと、放射線等に関する基本的な知識が一般に理解が難しく、自らの判断が極めて難しいことから、原子力に関する専門的知識を有する機関の役割や指示、助言が重要である。
- ・ このため、発災時には、まず国や原子力事業者が応急、緊急の対策の中心的な役割・責務を果たすものである。それとともに、施設の立地自治体（県及び市町村）は、避難行動、緊急モニタリングその他の防災対策を行い、被害の拡大が予測されるに従い、隣接自治体（府県及び市町村）等影響が想定される自治体が連携しながら必要な対策を取る。

(現在の原子力防災体制)

	平常時の役割	緊急時の役割
国	<ul style="list-style-type: none">○安全基準の設定、確認検査○緊急時の対策拠点となる「オフサイトセンター」の指定○原子力施設の所在地区ごとに原子力防災専門官を常駐○防災基本計画を作成○地方公共団体、指定公共機関等の防災業務の推進、総合調整○総合防災訓練の実施	<ul style="list-style-type: none">○内閣総理大臣を長とする「原子力災害対策本部」の設置○現地に「原子力災害現地対策本部」設置○国と自治体の現地対策本部の連携を高めるための「原子力災害合同対策協議会」の設置（オフサイトセンター）○SPEEDIによる影響予測○自治体への避難等必要な措置の指示○各種対応機能の迅速な現場投入体制確保

事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○原子力防災業務関係者の教育及び訓練 ○防災業務計画の策定、原子力防災管理者の配置 ○施設周辺の環境モニタリング 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害の発生を防ぐ措置、拡大を防ぐ応急措置、復旧対策等の実施 ○事故の経過、状況、周辺への影響等の迅速、的確な通報連絡、説明
関係自治体	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者からの情報収受 ○市町村、指定公共機関の防災業務の支援、総合調整 ○緊急通報連絡網、防災業務関係者が必要とする資機材、緊急時モニタリングの設備、機器、緊急被ばく医療設備等の整備 ○周辺住民、特に防災対策を重点的に充実すべき範囲の地域の住民への情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質及び放射線に関する基礎知識 ・安全確保のしくみの概要、平常時及び緊急時の環境放射線の監視のしくみ ・被ばくの形態、放射線の影響及び被ばくを避ける方法 ・緊急時の通報連絡体制、住民の避難経路、場所及び防災活動の手順 ○周辺住民等が災害対策本部の指示に従った行動が必要なことの周知徹底 ○原子力発電所等への立入調査 	<ul style="list-style-type: none"> ○対策本部の設置 ○緊急時環境放射線モニタリングの実施 ○周辺住民に対する広報及び指示等の伝達 ○住民の屋内退避、避難 <ul style="list-style-type: none"> 避難または屋内退避の区域の設定、避難先の決定や誘導を実施 ○飲食物の摂取制限等 <ul style="list-style-type: none"> 必要と認められた場合、特定の飲食物の集出荷及び飲食の制限を市町村に指示、住民に広報、伝達 ○緊急時医療措置 <ul style="list-style-type: none"> 国の現地対策本部に医療班設置。救護班や診断班とともに住民の診断・医療の実施

(2) 広域連合の役割

広域連合は、緊急時には立地自治体や隣接自治体の避難対策等の防護措置を広域で支援するとともに、災害の状況を把握し、内外に広く関西圏域の安全安心のための情報を発信する。

(広域避難の調整)

広域連合は国、原子力事業者、施設立地県、隣接府県と連携を密にし、情報を共有しながら、府県を超える広域的な避難誘導支援や避難場所の確保など広域避難の調整、関西全体への的確な情報提供など、特に事故災害に密接な影響を受ける自治体の防災対応を支援する。

(情報の収集)

平常時からモニタリングの状況、原子力事業者の安全確保対策等の情報を共有し、発災時に関係自治体の対策を支援し、関西圏域として迅速かつ的確に対応できる体制を整備する。

(情報の発信)

また、広域連合の支援や広域避難などの情報を適宜適切に提供することで、府県民の不安の解消に努める。

(風評被害の抑止)

風評被害を抑止、軽減するため、農林水産物等の検査結果や観光等について、関西としてのわかりやすく的確な情報提供と安全性の積極的な広報を実施する。

2 原子力災害対策の留意点

(1) 原子力災害の特殊性

原子力災害は、地震や風水害などの他の災害と違って、放射線を五感で感じることができない。そのため、被害の程度・状況やそれに伴う対処方法を判断するためには、放射線などに関する知識と適切な情報が必要となる。

① 放射性物質は五感で感じられないこと

原子力発電所のような原子炉施設で事故が発生し、気体状の放射性物質が漏れると、放射性プルーム※という状態になり、風に乗って風下方向に移動する。

放射性プルームには放射性希ガス、放射性ヨウ素、放射性セシウム、ウラン、プルトニウムなどの放射性物質が含まれ、外部被ばく、内部被ばくの原因となる。

このため、機器を使ったモニタリングを行い、SPEEDI の予測結果等により、防災指針における基準値以上の放射性物質を浴びることのないようにする必要がある。

○ 日常生活で受ける放射線の量

自然放射線 (mSv)		人工放射線 (mSv)	
10	ガラパゴス(ブラジル)の放射線 (年間) [世界有数の高自然放射線地域]	50	放射線業務従事者の線量限度 (年間)
2.4	1人あたりの自然放射線 (年間) [世界平均]	6.9	胸部X線コンピュータ断層撮影検査 (CTスキャン) (1回)
1.5	1人あたりの自然放射線 (年間) [日本平均] 世界平均 日本平均 宇宙から 0.39 0.29 大地から 0.48 0.38 食物から 0.29 0.22 空気中のラドンから 1.26 0.59	1.0	一般公衆の線量限度 (年間) [自然放射線、医療は除く]
0.2	東京～ニューヨーク航空機旅行 (1往復) [高度による宇宙線の増加]	0.6	胃のX線集団検診 (1回)
		0.05	胸のX線集団検診 (1回)

文部科学省「日常生活と放射線」「放射線と安全確保」をもとに作成

※放射性プルーム

気体状(ガス状あるいは粒子状)の放射性物質が大気とともに煙突からの煙のように流れる状態を放射性プルームという。

種類	性質	どのように被ばくするか	
放射性希ガス (クリプトン、 キセノン等)	地表面等に 沈着しない。	外部 被ばく	放射性プルームが上空を通過中に、放射性物質から出される放射線を受ける。 (呼吸により体内に取込まれても体内に留まることはない)
放射性ヨウ素、 放射性セシウム、 ウラン、プルトニウム等	地表面等に 沈着する。	外部 被ばく	① 放射性プルームが上空を通過中に、放射性物質から出される放射線を受ける。 ② 沈着した放射性物質から出される放射線を受ける。
		内部 被ばく	① 放射性プルームの通過中に直接吸入する。 ② 沈着により汚染した飲料水や食物を摂取することによって、体内に取込んだ放射性物質から放射線を受ける。

文部科学省ホームページ「環境防災Nネット」を参考に作成

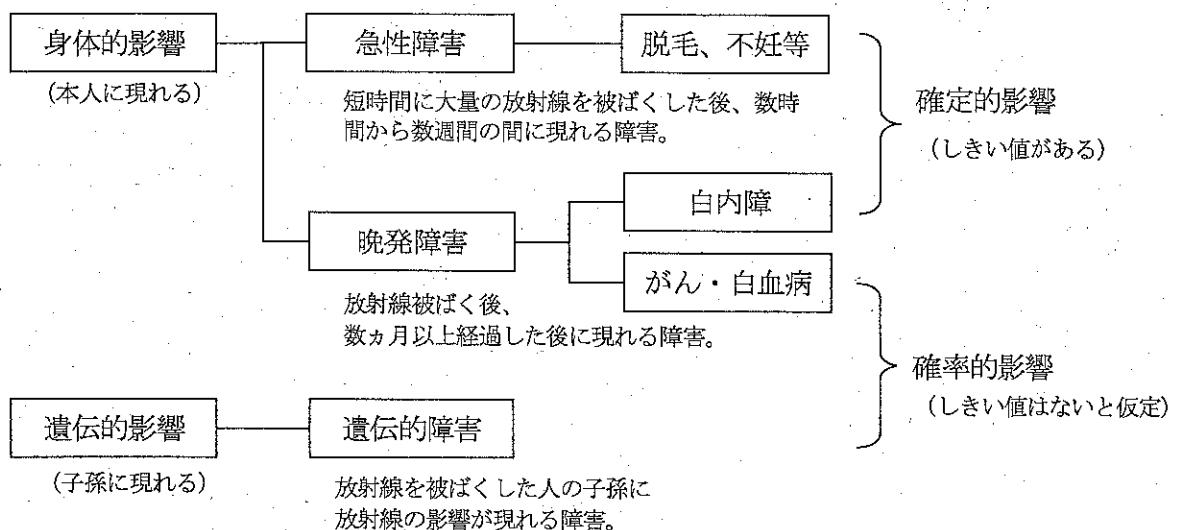
② 晚発的及び遺伝的な人体への影響を考慮する必要があること

放射線が人体へ及ぼす影響は、主として被ばくした本人に現れる身体的影響であり、急性障害及び晚発障害に分けられる。また、被ばくした人の子孫に現れる遺伝的影響も考えられている。

高線量の被ばくを防護する対策とともに、長期にわたる低線量被ばくの影響を防ぐ対応が必要になる。

なお、人体への影響は、科学的にすべてが解明されているわけではないことにも留意する必要がある。

○ 放射線の人体への影響



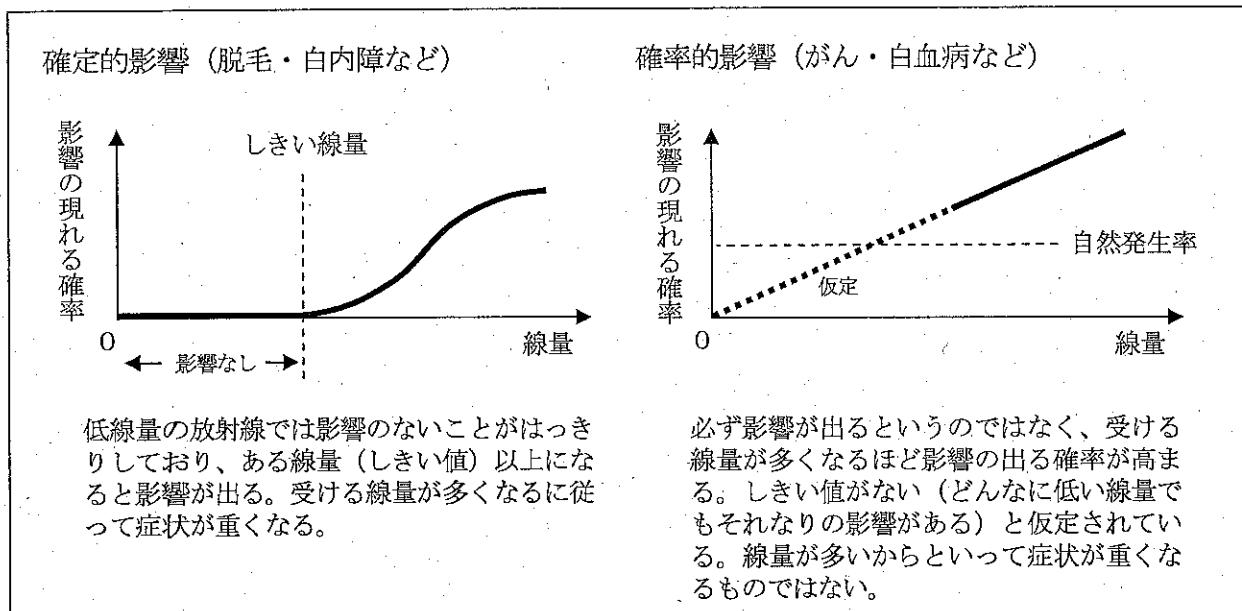
○ 放射線による急性障害

	被ばく線量(mSv)	症 状
全身被ばく	500	リンパ球数減少
	1,000	悪心、嘔吐
	2,000	頭痛、発熱
	4,000	下痢
	3,000~4,000	死亡 (60日以内半数) 治療なし
	6,000~7,000	死亡 (60日以内半数) 治療あり

	組織	被ばく線量(mSv)	症 状
局部被ばく	皮膚	2,000	一時的紅斑
		3,000	一時的脱毛
		6,000	紅斑
		7,000	永久脱毛
	生殖腺	150	精巢：一時的精子数減少
		3,500	精巢：不妊
		2,500	卵巣：不妊

出典：(財)原子力安全技術センター 原子力防災研修講座テキスト

○ 確定的影響と確率的影響



出典：(財)放射線影響協会「放射線の影響がわかる本」

③ 人体への影響には年齢差や性差があること

若年者（特に新生児や乳幼児）及び妊婦は、放射性ヨウ素による甲状腺への内部被ばくの影響を受けやすいため、次の予防措置を優先的に行う必要がある。また、晚発障害についても若年者ほどリスクが高くなる。

- ・屋内退避、避難 ※1
- ・飲食物の摂取制限
- ・安定ヨウ素剤の予防服用 ※2

※1 放射性ヨウ素（ヨウ素 131）の半減期は約 8 日であり、早急な退避により被ばくの危険性を大きく減少できる。

※2 40 歳以上は、放射性ヨウ素による被ばくによる甲状腺がん等の発生確率が増加しないため、安定ヨウ素剤を服用する必要がないと考えられている。

(2) 被ばくの低減化対策（防護対策）

原子力施設から放出された放射性物質による周辺住民の被ばくをできるだけ低減するために、周辺住民等に対して以下の防護対策が実施される。

① 屋内退避、避難等

原子力施設から放出された放射性物質による人の被ばくを低減するには、屋内への「退避」と放射性プルームから遠ざかる「避難」とがある。

○ 退避・避難の区分と効果

措置	効果的な状況	効果
屋内退避	予測線量があまり高くないとき。	建家の遮へい効果による外部被ばくの低減と、建家の気密性を高めて屋内への放射性物質の侵入の防止を図り、内部被ばくを低減する。屋内退避は、避難に比べて混乱の発生する可能性が比較的少ない。

コンクリート屋内退避	予測線量が比較的高い場合で、避難する時間的余裕がないとき。	屋内退避より遮へい及び気密効果が大きく、さらなる被ばくの低減が期待できる。 ※放射線には、アルファ線、ベータ線、ガンマ線、中性子線があり、透過力の強いガンマ線、中性子線でも厚いコンクリートで遮へいすることが可能
避 難	放射性物質の大量放出までに十分な時間的余裕があり、長期間放出が予想され、しかも避難によらなければ相当な被ばくが避けられないときなど。	避難は、放射性プルームから遠く離れ、放射線の外部被ばく及び放射性物質の吸入による内部被ばくを避ける。避難する方向は、風向きと直角の方向や風上方向に向かうのが有効だが、風向きが変化した場合を考慮して、放出源からできるだけ遠方に避難することが望まれる。

国の防災基本計画では、原子力安全委員会が定めた防災指針で示されている「屋内退避、避難等に関する指標」(下表)を踏まえた上で、緊急事態の状況に応じ、必要な指示等を行うこととされている。

○ 屋内退避及び避難等に関する指標 (防災指針)

予測線量 (単位: mSv)		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる等価線量 ・放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量 ・ウランによる骨表面又は肺の等価線量 ・プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量	
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ避難すること。 その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。 ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、指示があれば、コンクリート建家に退避するか又は避難すること。
50 以上	500 以上	住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、又は避難すること。

- 注) 1. 予測線量は、災害対策本部等において算定され、これに基づき周辺住民等の防護対策措置について指示等が行われる。
 2. 予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置も講じなければ受けると予測される線量。
 3. 外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量、ウランによる骨表面又は肺の等価線量、プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量が同一レベルにないときは、いずれか高いレベルに応じた防護対策をとる。

② 安定ヨウ素剤予防服用

体内に摂り込まれたヨウ素は甲状腺に集積することから、放射性ヨウ素を吸入等により体内に取り込むと、放射性ヨウ素は甲状腺に集まり、甲状腺が被ばくする。その防止策として、安定ヨウ素剤（放射性でないヨウ素）を予防服用することにより、放射性ヨウ素の甲状腺への集積を抑制する。

この際、安定ヨウ素剤の服用は、甲状腺以外への臓器への内部被ばくや希ガス等による外部被ばくに対しては、放射線の影響を防護する効果は全くないことに留意する必要がある。

③ 飲食物摂取制限

緊急時環境放射線モニタリングによる詳細な調査結果に基づき、原子力安全委員会により示された指標値を超える飲食物が見つかった場合に、摂取制限の実施を検討する。

福島第一原発事故では、防災指針の指標値を食品衛生法上の暫定規制値と定め、原子力災害特別措置法第20条第3項の規定に基づき、摂取制限及び出荷制限の指示が出された。

なお、厚生労働省は、長期的な状況に対応するための新しい基準値を検討しており、平成24年4月に適用される予定である。

○ 食品中の放射性物質に係る規格基準（案）

食品区分	放射性セシウムの基準値 (Bq/kg)
飲料水	10
乳児用食品	50
牛乳	50
一般食品	100

※ 規制対象とする放射性核種は、セシウム（Cs-134、Cs-137）、ストロンチウム（Sr-90）、ルテニウム（Ru-106）、プルトニウム（Pu-238、Pu-239、Pu-240、Pu-241）

※ 放射性セシウム以外の核種は、放射性セシウムとの比率を算出し、合計して年間1ミリシーベルトを超えないように放射性セシウムの基準値を設定

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会 放射性物質対策部会（平成23年12月22日）資料より

④ 立入制限措置

緊急時においては、放射性物質の放出による無用の被ばくを避けるため、また、住民の避難、屋内退避等の防護対策、防災業務関係者の活動、応急対策用資機材の輸送等が円滑に行えるよう立入制限区域を設け、車両、人の立入りが制限される。この立入制限区域は、一般には防護対策区域の外側に大きく網をかける形で設定される。

防護対策区域は、事故発生施設を起点として気象条件や放射性物質の放出の状況等により定められる。

福島第一原発事故では、避難指示が出された発電所から半径20kmの圏内が「警戒区域」に設定され、立ち入りが制限された。

II 被害想定

1 防災・減災プランで対象とする原子力災害

本プランでは、大規模な放射性物質の放出などにより、広域的な観測体制、避難活動等の対応が必要になる原子力発電所等の事故災害、特に大きな影響、被害が想定される、福井県内の高浜、大飯、美浜、もんじゅ、敦賀発電所での事故災害の発生を想定する。

また、福島第一原発事故のような、地震・津波等の自然災害と同時に発生する複合災害の想定についても、今後検討を行う。

2 事故災害の影響が想定される地域

- 原子力発電所に係る防災対策を重点的に充実すべき地域（EPZ）はこれまで8～10kmとされていたが、福島第一原発事故の被害の拡がりを踏まえ、原子力安全委員会において見直しが行われている。
- これまでのEPZを見直し、緊急事態の発生に際し、直ちに避難を実施するなど放射性

物質が放出される前の予防的な防護措置を準備する区域（「予防的防護措置を準備する区域」PAZ (Precautionary Action Zone)）を概ね5km、環境モニタリング等の結果を踏まえて避難や屋内待避、安定ヨウ素剤の予防服用を準備する区域（「緊急時防護措置を準備する区域」UPZ (Urgent Protective action Planning Zone)）を概ね30kmとして設定する考え方方が示されている。

- このため、東日本大震災における福島第一原発事故と同程度の規模を想定する場合、発電所から30km圏内は「緊急時防護措置を準備する区域」として域外退避の準備を行うとともに、風向により長期的な被ばく線量が許容範囲を超えると想定され計画的に避難する地域や、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用などの予防的防護措置を準備する地域が発生するものとする。
- 長期的に影響が及ぶ範囲は、緊急モニタリング体制を強化し、線量評価やSPEEDIの予測結果等を見極めながら対応する。

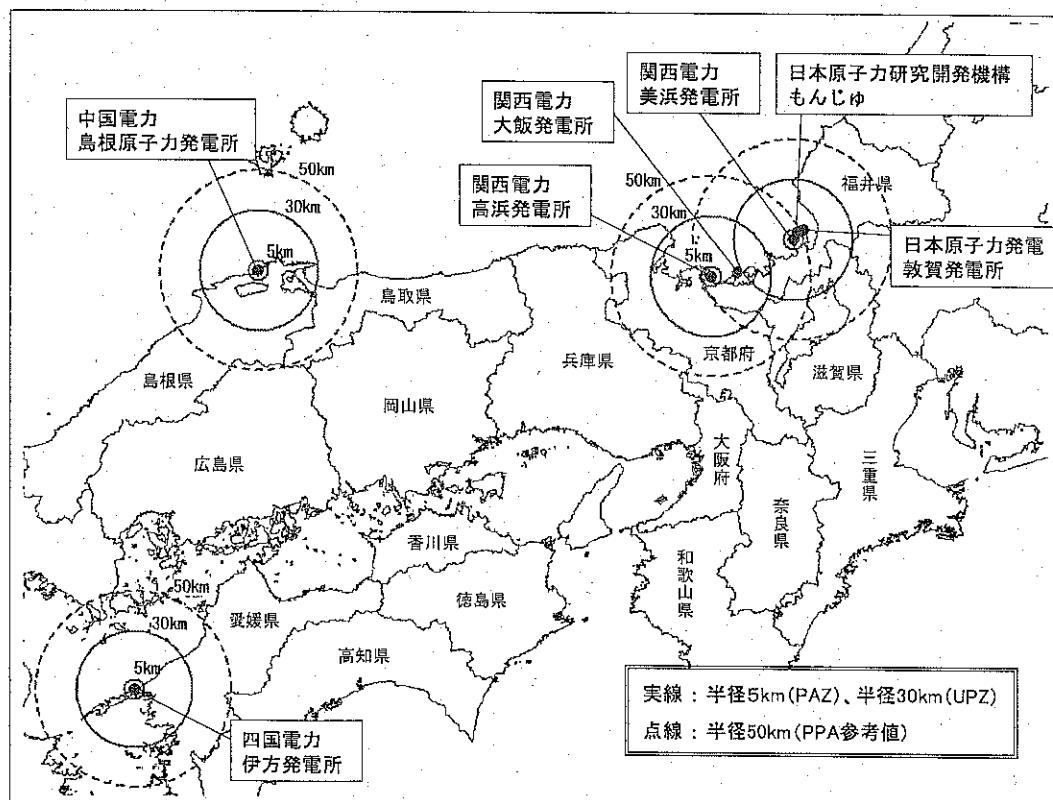
○ 原子力発電所に係る防災対策を重点的に充実すべき地域

	区 域	施設からの距離 (半径)
従 来	防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲 (E P Z)	約8~10km
見直し案	・予防的防護措置を準備する区域 (P A Z)	概ね 5 km
	・緊急時防護措置を準備する区域 (U P Z)	概ね 30 km
今 後 検 討	・ブルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域 (P P A) 福島第一原発事故において、安定ヨウ素剤予防服用の判断基準に相当する範囲が概ね50kmに及んだ可能性がある。	<参考> 概ね 50 km

原子力安全委員会 第81回臨時会議（平成23年11月17日）

資料1「原子力発電所に係る防災対策を重点的に充実すべき地域に関する考え方」をもとに作成

○ 原子力発電所からの距離



※ 原子力安全委員会では、福島第一原子力発電所事故において、放射性物質を含んだプルームによる甲状腺被ばくの可能性のある地域が 50km に及ぶ可能性があることから、プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域 (PPA (Plume Protection Planning Area)) の検討が指摘されており、こうした検討の状況を踏まえながら、避難想定区域を見直すこととする。

III 災害への備え

1 事業者との覚書

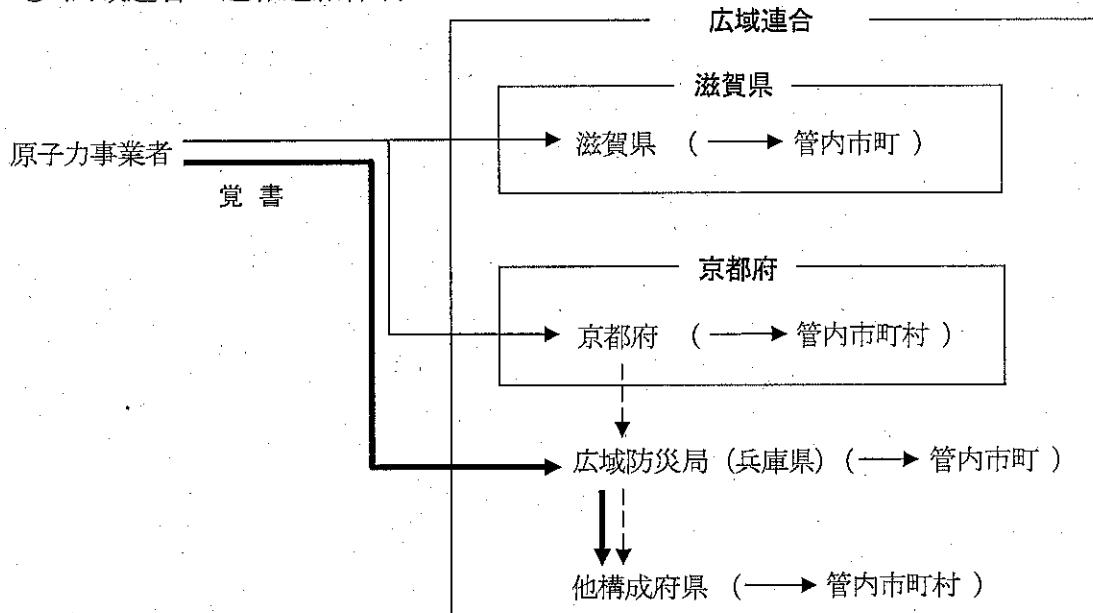
広域連合は、原子力発電所における重大な事故災害等の異常事態について、原子力事業者と情報提供等に関する覚書を交換し、発災時には迅速、的確に対応できるよう、平常時から緊密な情報交換により連携を深める。

2 通報連絡体制の整備

広域連合は、原子力事業者との覚書に基づき、次のとおり通報連絡体制を整備する。

- ・ 異常事態発生時、原子力事業者は、広域連合広域防災局に対し、直ちに事態の情報を連絡通報する。(滋賀県及び京都府へは、個別の取決等に基づき、原子力事業者から別途通報がある。)
- ・ 京都府は、警戒対応等事態の推移に備える必要がある場合については、広域連合広域防災局に連絡する。広域防災局は必要に応じ、京都府と情報交換を行う。
- ・ 広域防災局は、直ちに他の構成府県に原子力事業者及び京都府からの情報を伝達し、必要に応じ、事態の推移に備え、対応する。

○ 広域連合の通報連絡体制



3 広域でのモニタリング状況の把握

広域連合は、構成府県のモニタリング状況とあわせ、福井県、原子力事業者と連携し、平常時から環境モニタリングの状況を関西全体で確認できるよう、情報をホームページで一元的に把握できるようにしておく（モニタリング場所とデータの逐次表示）。

○ 関西周辺のモニタリングポスト

(平成 23 年 12 月末現在)

測定主体	設置数	測定場所	測定形態	公表状況等
滋賀県	1十モニタリング車1	滋賀県衛生科学センター（大津市） ※モニタリング車により移動し、定点で測定 【測定地点】 ・東日本大震災発生前は4地点 (今津、マキノ、西浅井、余呉) ・震災発生後は、この4地点に加え、葛川、長浜、彦根、志賀、草津、近江八幡においても測定。	モニタリングポスト モニタリング車	リアルタイム公表（文部科学省HP） 測定後公表（県HP）
	追加 8	<調整中>	モニタリングポスト	文科省H23第二次補正予算により配分
京都府	17	京都測定所（保健環境研究所・京都市） 大山測定所（舞鶴市） 塩汲測定所（舞鶴市） 岡安測定所（舞鶴市） 吉坂測定所（舞鶴市） 倉梯測定所（舞鶴市） 老富測定所（綾部市） 大野ダム管理事務所（南丹市） 中丹東保健所（舞鶴市） 福知山総合庁舎（福知山市） 綾部総合庁舎（綾部市） 宮津総合庁舎（宮津市） 海洋センター（宮津市） 峰山総合庁舎（京丹後市） 木津総合庁舎（宇治市） 南丹市美山町福居地区 綾部市上林地区	モニタリングポスト 可搬型ポスト 積算線量計	リアルタイム公表（府HP）
	追加 9	<調整中>	モニタリングポスト	文科省H23第二次補正予算により配分
※ 可搬型ポストを固定式ポストに置換すること等により、H23年度末時点では23箇所に設置				
大阪府	16	大阪府立公衆衛生研究所（大阪市） 熊取地区（6か所） 泉佐野地区（5か所） 東大阪地区（4か所）	モニタリングポスト	リアルタイム公表（文部科学省HP） リアルタイム公表（府HP）
	追加 5	<調整中>	モニタリングポスト	文科省H23第二次補正予算により配分
兵庫県	1	兵庫県健康生活科学研究所 健康科学研究センター（神戸市）	モニタリングポスト	リアルタイム公表（文部科学省HP）
	追加 5	<調整中>		文科省H23第二次補正予算により配分
奈良県	1	奈良県保健環境研究センター（奈良市）	モニタリングポスト	リアルタイム公表（文部科学省HP）
	追加 3	<調整中>		文科省H23第二次補正予算により配分
和歌山县	1	和歌山県環境衛生研究センター（和歌山市）	モニタリングポスト	リアルタイム公表（文部科学省HP）
	追加 3	<調整中>		文科省H23第二次補正予算により配分
徳島県	1	徳島県立保健製薬環境センター（徳島市）	モニタリングポスト	リアルタイム公表（文部科学省HP）
	追加 3	<調整中>		文科省H23第二次補正予算により配分
福井県	18+モニタリング車2	県内18か所 「緊急時環境放射線モニタリング実施要領集」に定められた地点	モニタリングポスト モニタリング車（高機能1、小型1）	リアルタイム公表（県HP）
	追加 5	嶺北地区11か所、嶺南地区4か所（予定）	モニタリングポスト	県独自H23年9月補正予算 文科省H23第二次補正予算により配分
関西電力 (京都府内)	2	田井（京都府舞鶴市） 夕潮台（京都府舞鶴市）	モニタリングポスト	リアルタイム公表 (関西電力HP、府HP、福井県HP)
関西電力 (福井県内)	40	高浜地区（12か所） 大飯地区（15か所） 美浜地区（13か所）	モニタリングポスト	リアルタイム公表 (関西電力HP、県HP)
日本原電 (福井県内)	10	敦賀地区	モニタリングポスト	リアルタイム公表 (日本原電HP、県HP)
原子力機構 (福井県内)	12	敦賀地区	モニタリングポスト	リアルタイム公表 (原子力機構HP、県HP)
計	171(うち追加51台) + モニタリング車3			

4 平常時の情報発信と意識啓発

- ・ 広域連合は、原子力や放射線に関する情報や知識など原子力災害についての府県民の理解を高めることにより、的確な避難行動、風評被害の抑止などの防災活動につなげる。
- ・ リスクコミュニケーションの観点から、府県民、自治体、事業者、報道機関等による情報共有を図る。
- ・ 広域連合は、国、立地県、隣接府県等の対策や構成府県等が実施する環境放射線モニタリングのデータ等を分かりやすく公表する。

5 資機材の整備と協力体制の構築

構成府県はそれぞれ必要に応じて資機材の備蓄を行い、広域連合は、緊急時の相互支援のための体制を整備する。また、立地県等とも連携し、資機材を確保する。

対 応	用 途	資 機 材
緊急時モニタリング	放射線計測	可搬型モニタリングポスト、モニタリング車、サーベイメータ 等
	放射線防護	個人線量計、防護服、防護マスク、手袋 等
緊急被ばく医療	放射線計測	サーベイメータ、ホールボディカウンター
	放射線防護	個人線量計、防護着一式（白衣・手術着、帽子、マスク、手袋、ゴーグル、シューズカバー等）、養生シート、ろ紙シート等
	除染、医療	除染剤、医療資材、医薬品（一般医薬品、安定ヨウ素剤等）
除染活動	除染	高压洗浄機、舗装剥ぎ取り用機器、表土除去用重機 等

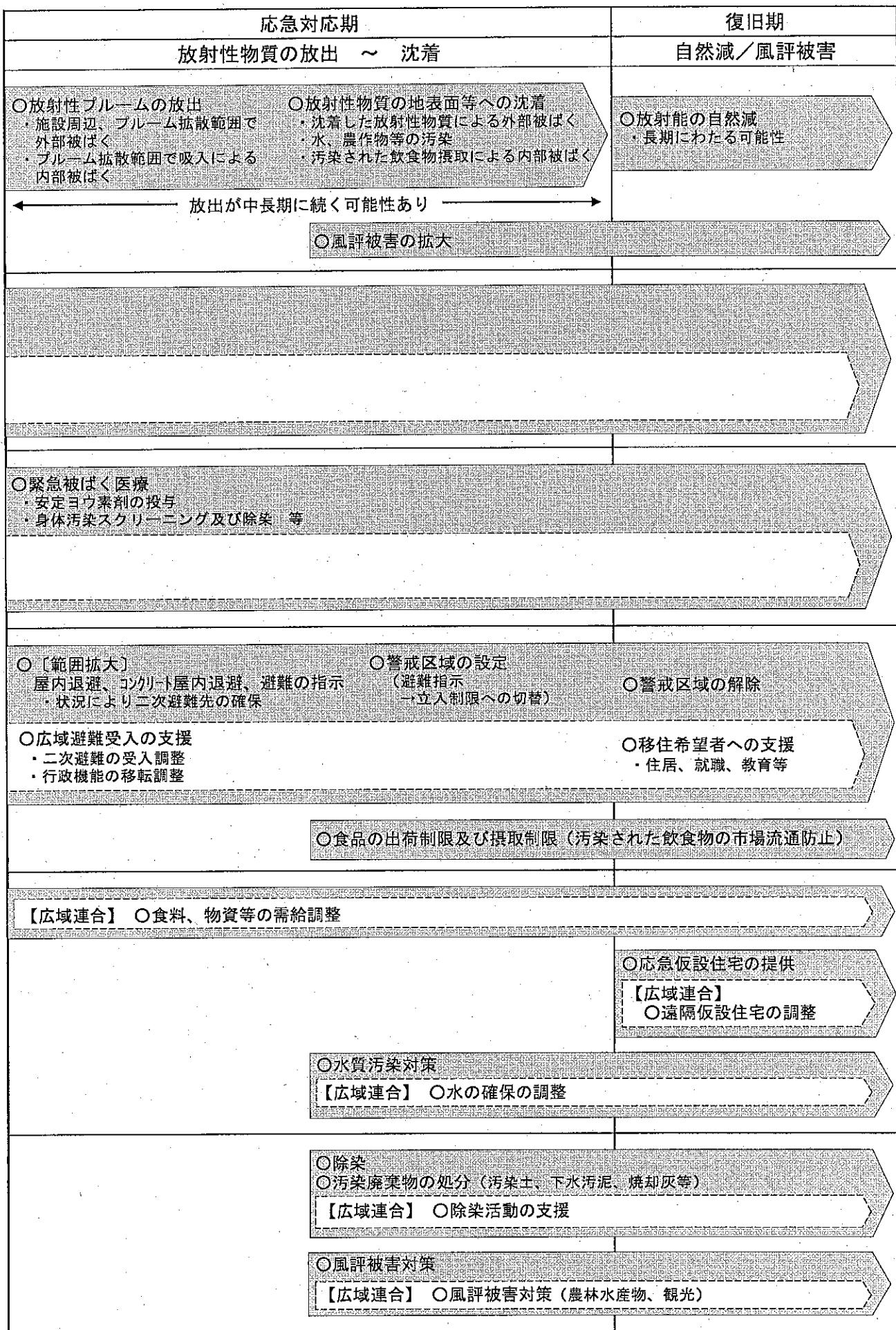
6 広域避難に関する協力要請

広域連合は、地震・津波対策編に掲げる広域避難対策の推進に加えて、大量の広域避難者や役場機能の移転に対応するため、多数の被災者を受け入れることのできる施設の利用について、構成府県に協力を求める。また、入院患者や施設入所者の迅速な受入について十分な協力が得られるよう配慮を求める。

IV 災害への対応

1 災害対応のシナリオ

		初動期
		緊急事態
事象	○異常事態の発生	<p>【事業者・国の動き】※現行の法律、防災基本計画等に基づく</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業者が通報連絡 <ul style="list-style-type: none"> ・国へ通報（原災法） ・関係自治体へ通報（原災法、協定等） ・関西広域連合への通報（協定） ○内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言 <ul style="list-style-type: none"> ・関係自治体に避難や屋内退避等の必要な事項を指示 ○国が原子力災害対策本部を設置 ○オフサイトセンターに原子力災害合同対策協議会を設置
情報	○情報収集・発信	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態の情報収集及び発信 ・緊急時モニタリングの実施及び発信 等 <p>【広域連合】 ○情報収集・発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害合同対策協議会の情報入手 ・緊急時モニタリングのとりまとめ及び発信
救助	○緊急被ばく医療	<ul style="list-style-type: none"> ・安定ヨウ素剤の投与 等 <p>【広域連合】 ○緊急被ばく医療の連携支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府県を越える被ばく医療機関の支援調整 ・安定ヨウ素剤、防護資機材の需給調整
必要な対応	○屋内退避、コンクリート屋内退避、避難の指示	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の確保（地域コミュニティ単位での避難先調整） ・移動手段の確保、交通規制 ・安定ヨウ素剤の投与 ・災害時要援護者の対応 <p>【広域連合】 ○広域避難受入の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難受入調整 ・行政機能の移転調整
救援		○食料、物資等の提供
復旧		

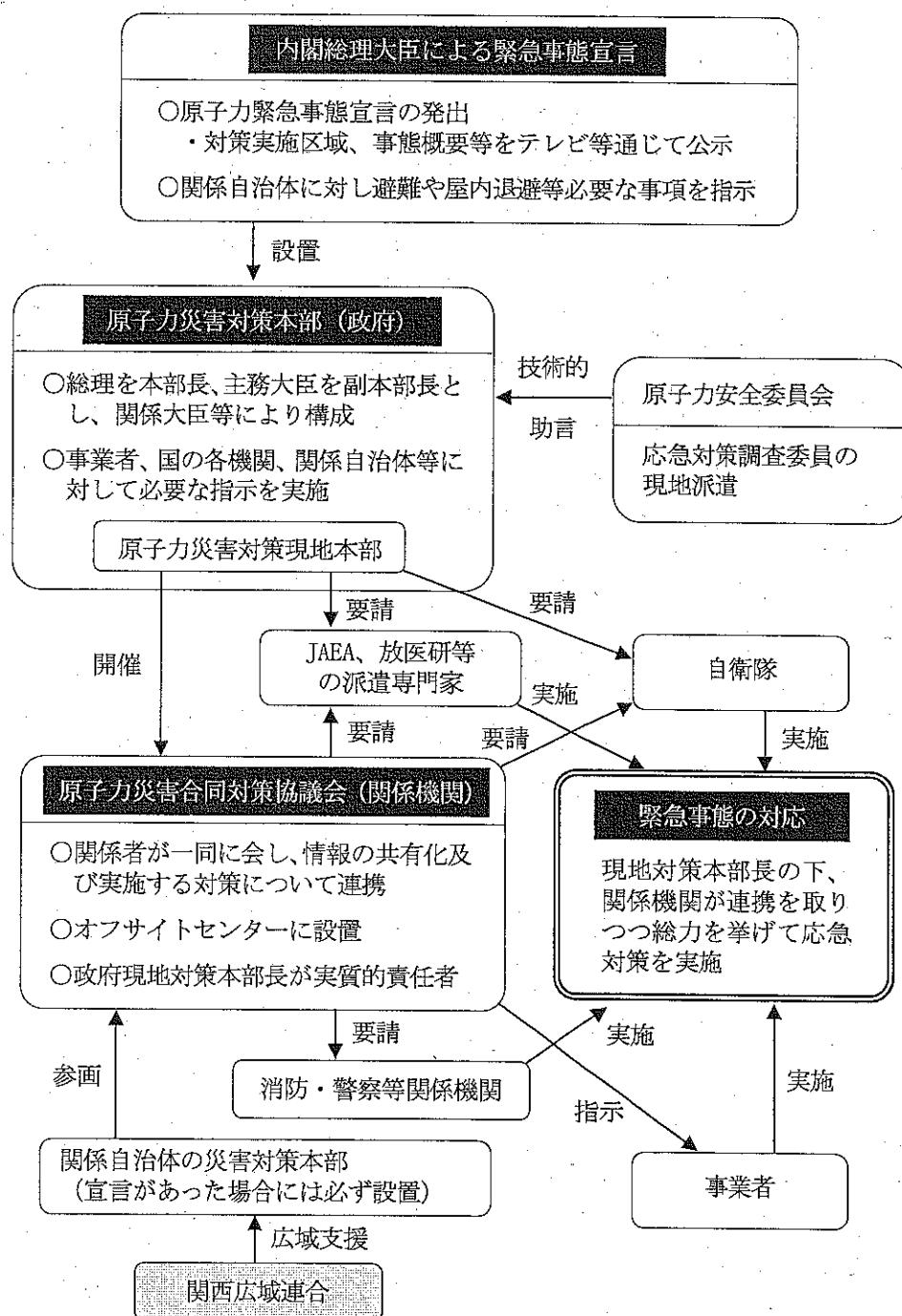


2 初動体制の確立

- ・ 広域連合は、原子力事業者や国、立地県、隣接府県等と連携体制を構築し、異常事態の発生等の情報を迅速に入手する。
- ・ 広域連合は、異常事態の発生等の情報を入手した場合には、その事態の状況、関係府県の状況に応じて、災害警戒本部または災害対策本部を設置する。
- ・ 内閣総理大臣により緊急事態宣言が発出された場合、オフサイトセンターに原子力災害合同対策協議会（国、地方自治体、事業者等で組織）が設置される。

広域連合は、当該協議会（京都府、滋賀県が参加）を通じて、事故災害の状況、国や関係自治体の応急対策等を迅速的確に把握し、構成府県及び連携府県と情報共有しながら、事態の推移に応じて広域避難、資機材や人員の応援などの適切な対応に備える。

＜緊急事態応急対策実施の流れ＞



3 緊急時のモニタリング

(1) 情報の収集と発信

広域連合は、関西圏域のモニタリング情報を一元的に把握し、とりまとめて公表する。

(2) 資機材の相互支援

広域連合は、緊急時モニタリングに必要な資機材（III-5 参照）について、要員の派遣協力等を含め、構成府県間の融通調整を行う。この際、構成府県によるモニタリング車（可搬型モニタリングポスト）の活用を促す。

4 放射性物質拡散予測システムの活用

広域連合は、文部科学省等による SPEEDI（緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム）の予測情報の提供を要請するとともに、入手した情報を構成府県に提供し避難等の調整に資する。

5 広域避難の調整

(1) 避難指示が発令されることが想定される地域

原子力発電所の事故により避難指示が発令される地域は、II-2 で示した事故発生地点から概ね半径 30km 以内の県域（UPZ）と想定される。その対象となる発電所及び市町村並びに人口（概数）は次のとおりである。

発電所名	高浜発電所	大飯発電所	美浜発電所	もんじゅ・敦賀発電所
該当府県	滋賀・京都・福井	滋賀・京都・福井	滋賀・福井・岐阜	滋賀・福井・岐阜
市町村数	11 市町	11 市町	10 市町	13 市町
市町村人口	約 34 万人	約 47 万人	約 45 万人	約 78 万人

※市町村人口は平成 22 年度国勢調査をもとに算出

(2) 広域避難の調整

広域避難の調整は、地震・津波災害対策編 II-2-(1)-⑤ 及び III-2-6 に記載する事項のほか、以下の記載により実施する。

（被災府県の役割）

- 原子力発電所の事故による避難指示が発令されたときは、当該府県は、避難を要する者の総数、うち入院患者や施設入所者など特別な配慮を要する者の数、市役所・町役場の本所機能の移転の必要性等について速やかに把握し、自府県外での受入の要否を含めて広域連合に連絡する。
- 被災府県は、自府県外に避難した者に対し、避難者受入府県の協力のもと、適時に適切な情報提供を行う。

（広域連合の役割）

- 広域連合は、被災府県が避難者等を自府県内のみで受け入れがたいと判断したときは、III-6 に記載した協力要請の結果や緊急時モニタリング・SPEEDI の予測結果等を踏まえ、受入割当案を作成し、構成府県に打診・調整する。
- 広域連合は、構成府県のみで受入が困難と判断したときは、応援協定締結団体等、関西

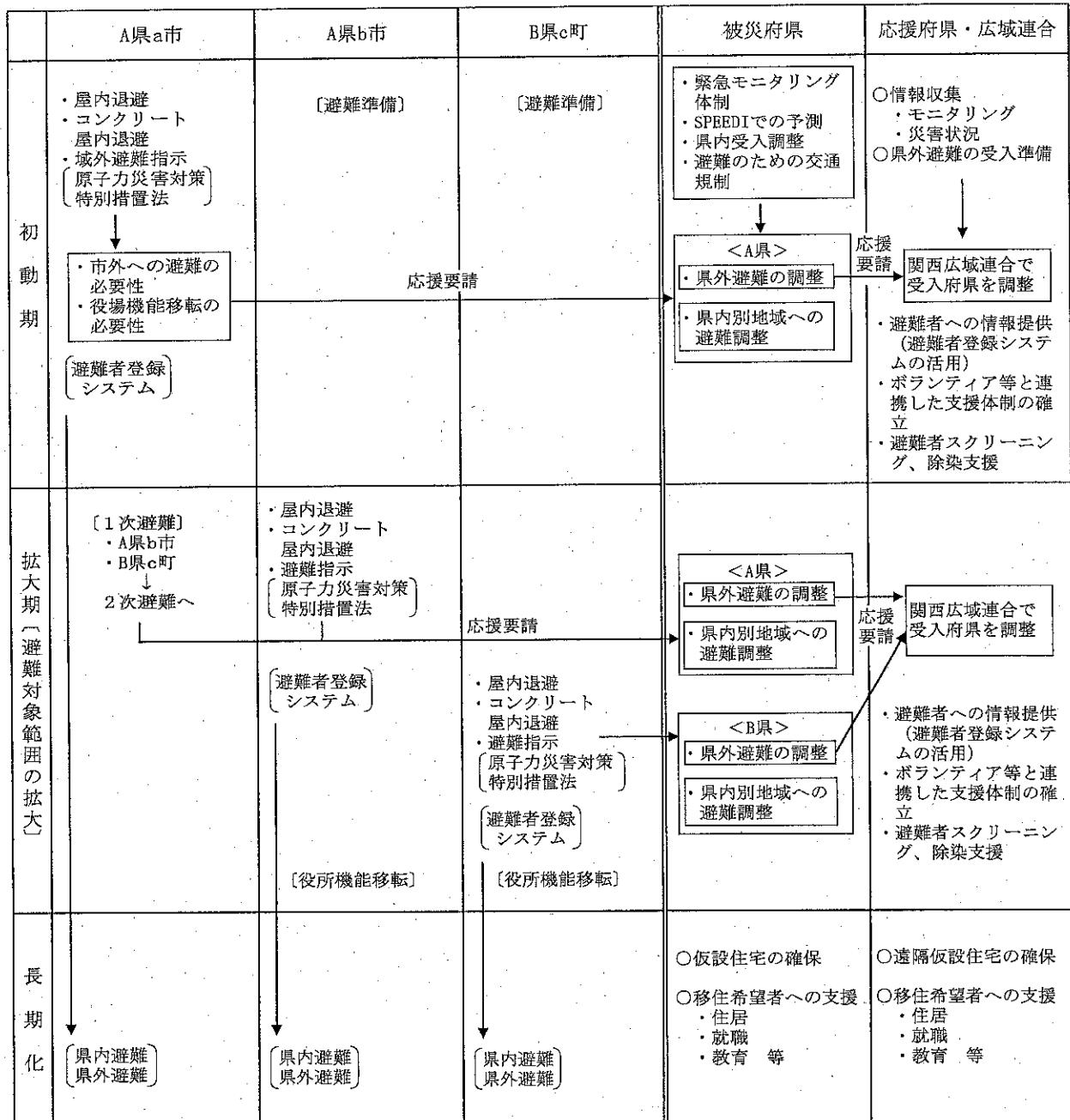
圏域以外との受入調整を行う。

- ・ 広域連合は、受入調整の経過や結果を被災府県に連絡するとともに、具体的な輸送方法や交通路の確保等について、被災府県を含め、構成府県との間で調整を行う。
- ・ 広域連合は、圏域内の避難状況について、構成府県からの情報をとりまとめ、定期的に公表する。

(受入府県の役割)

- ・ 避難者受入府県は、避難者のスクリーニングや除染について支援を行う。
- ・ 避難者受入府県は、入院患者や要介護者など特別な配慮が必要な避難者を適切な施設に受け入れるとともに、児童・生徒等の学校教育に関して配慮する。
- ・ 避難者受入府県は、避難者の避難生活が長期にわたる可能性があることから、住居の斡旋や応急仮設住宅の建設について配慮する。
- ・ 避難者受入府県は、避難者の生活支援等に関するボランティア活動を促進する。
- ・ 市役所・町役場機能の避難を受け入れた府県は、当該市町の住民を含めた地方公共団体の一体性が確保されるよう配慮する。

(3) 広域避難のシナリオ



6 緊急被ばく医療

(1) 緊急被ばくスクリーニング

- 国の防災基本計画において、国（文部科学省、厚生労働省）は、必要に応じ、放射線医学総合研究所、国立病院及び国立大学附属病院等の医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームを現地に派遣することとされている。
- 被災府県において、国のチームを超える人員が求められるときは、広域連合は、構成府県や全国知事会等に派遣要請と具体的な派遣調整を行う。
- 構成府県は、可能な限り人員を派遣し、避難所や被ばく医療機関等でスクリーニングを実施する。

〔福島第一原発事故災害においては、緊急被ばくスクリーニングの支援のため、福島県外から、医師や放射線技師、看護師等の医療関係者、放射線分野の専門家、自治体職員等が派遣された。〕

(2) 被ばく医療機関

構成府県は、被ばく医療を行える医療機関の確保を図る。広域連合は、府県を超えた診療等の連携体制の枠組を整備する。

○ 関西の被ばく医療機関

府県	区分	医療機関名	所在地	機関数
京都府	初期	医療法人清仁会 亀岡シミズ病院	亀岡市	16
		亀岡市立病院	亀岡市	
		公立南丹病院	南丹市	
		国保京丹波町病院	京丹波町	
		市立福知山市民病院	福知山市	
		医療法人医誠会 京都ルネス病院	福知山市	
		国民健康保険新大江病院	福知山市	
		公益社団法人京都保健会 京都協立病院	綾部市	
		綾部市立病院	綾部市	
		独立行政法人国立病院機構 舞鶴医療センター	舞鶴市	
		舞鶴赤十字病院	舞鶴市	
		国家公務員共済組合連合会 舞鶴共済病院	舞鶴市	
		京都府立与謝の海病院	与謝野町	
		財団法人丹後中央病院	京丹後市	
	二次	京丹後市立弥栄病院	京丹後市	
	二次	京丹後市立久美浜病院	京丹後市	
	大阪府	独立行政法人国立病院機構 京都医療センター	京都市	1
		府立泉州救命救急センター	泉佐野市	2
	初期	府立中河内救命救急センター	東大阪市	
		独立行政法人国立病院機構 大阪医療センター	大阪市	1
福井県	初期	独立行政法人国立病院機構 福井病院	敦賀市	8
		市立敦賀病院	敦賀市	
		杉田玄白記念公立小浜病院	小浜市	
		社会保険高浜病院	高浜町	
		福井赤十字病院（支援）	福井市	
		福井県済生会病院（支援）	福井市	
		福井社会保険病院（支援）	勝山市	
		公立丹南病院（支援）	鯖江市	
	二次	福井県立病院緊急時医療対策施設	福井市	2
		福井大学医学部附属病院（支援）	永平寺町	

計 30

[三次被ばく医療機関]

- ・全国及び東日本ブロック … 放射線医学総合研究所（千葉市）
- ・西日本ブロック … 広島大学（広島市）

(3) 資機材の確保

広域連合は、緊急被ばく医療に必要な資機材（III-5参照）について、構成府県等で相互融通するための調整を行う。

7 除染活動

- 構成府県は、ボランティア募集や除染技術講習会の開催等により、除染活動に必要な人員協力に向けて支援を行う。
 - 福島第一原発事故災害においては、原子力災害対策本部から「除染に関する緊急実施基本方針」が示され、年間20ミリシーベルト以上の地域は国が主体的に実施し、年間20ミリシーベルト以下の地域は市町村による実施を国が支援することになっている。
 - 国及び市町村による除染作業は、民間業者（建設業、塗装業、造園業等）へ委託される。また、福島県は、通学路や一般住宅等の身近な生活空間の除染について、除染方法や注意点をまとめた手引書を住民向けに配布している。
- 広域連合は、除染活動に必要な資機材（III-5参照）について、構成府県で相互支援するための調整を行う。

8 流通食品対策

放射性物質の拡散により、農林畜水産物が汚染され、市場流通するおそれがある。構成府県は、流通食品の安全性確保のための監視及び検査の体制を整備する。

9 家畜の移動

被災府県は、影響圏域内において移動が必要な家畜を把握し、移動計画を策定する。広域連合は、被災府県からの要請により、影響圏域外への移動受入の調整を行う。

10 風評被害対策

- 原子力災害では、農林水産物、鉱工業製品、観光などはもとより、人権に至るまで風評被害が及ぶおそれがある。
- 広域連合は、キャンペーンやプロモーション等あらゆる機会をとらえ、構成府県と連携し、正確かつ積極的な情報発信と広報戦略を展開し、風評被害の抑制を図る。

11 水質汚染対策

放射性物質の放出により、琵琶湖をはじめとする水源が汚染される可能性がある。広域連合は、原子力災害による飲用水や生活用水への影響、使用を控える必要が生じた場合の対策等について検討する。

○ 琵琶湖・淀川需給区域の市町村数及び上水道の給水人口

府県名・(市町村数)	市	町	村	計	上水道の給水人口
三重県 (29市町)	3	—	—	3	155,623
滋賀県 (19市町)	13	6	—	19	1,318,073
京都府 (26市町村)	10	7	1	18	2,232,439
大阪府 (43市町村)	33 (15)	9 (6)	1 (1)	43 (22)	8,817,876
兵庫県 (41市町)	7 (3)	1	—	8 (3)	3,171,105
奈良県 (39市町村)	11 (7)	12 (12)	4 (1)	27 (20)	1,279,861
計	77 (25)	35 (18)	6 (2)	118 (45)	16,974,977

注1 ()内は流域外市町村の内数

注2 市町村は平成21年度末現在

注3 上水道の給水人口は平成20年度末現在

避難指示の発令が想定される地域・人口

1 集計基準

原子力発電所から半径5km、30km圏内に一部でも含まれる市町村について、市町村内の全人口、全世帯数を集計。

○ 原子力発電所に係る防災対策を重点的に充実すべき地域

	区 域	施設からの距離 (半径)
従 来	防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲 (E P Z)	約8~10km
見直し案	・予防的防護措置を準備する区域 (P A Z)	概ね 5 km
	・緊急時防護措置を準備する区域 (U P Z)	概ね 30 km
今 後 検 討	・ブルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する 地域 (P P A) 〔福島第一原発事故において、安定ヨウ素剤予防服用の判断基準に相当する範囲が概ね50kmに及んだ可 能性がある。〕	<参考> 概ね 50 km

原子力安全委員会 第81回臨時会議（平成23年11月17日）

資料1「原子力発電所に係る防災対策を重点的に充実すべき地域に関する考え方」をもとに作成

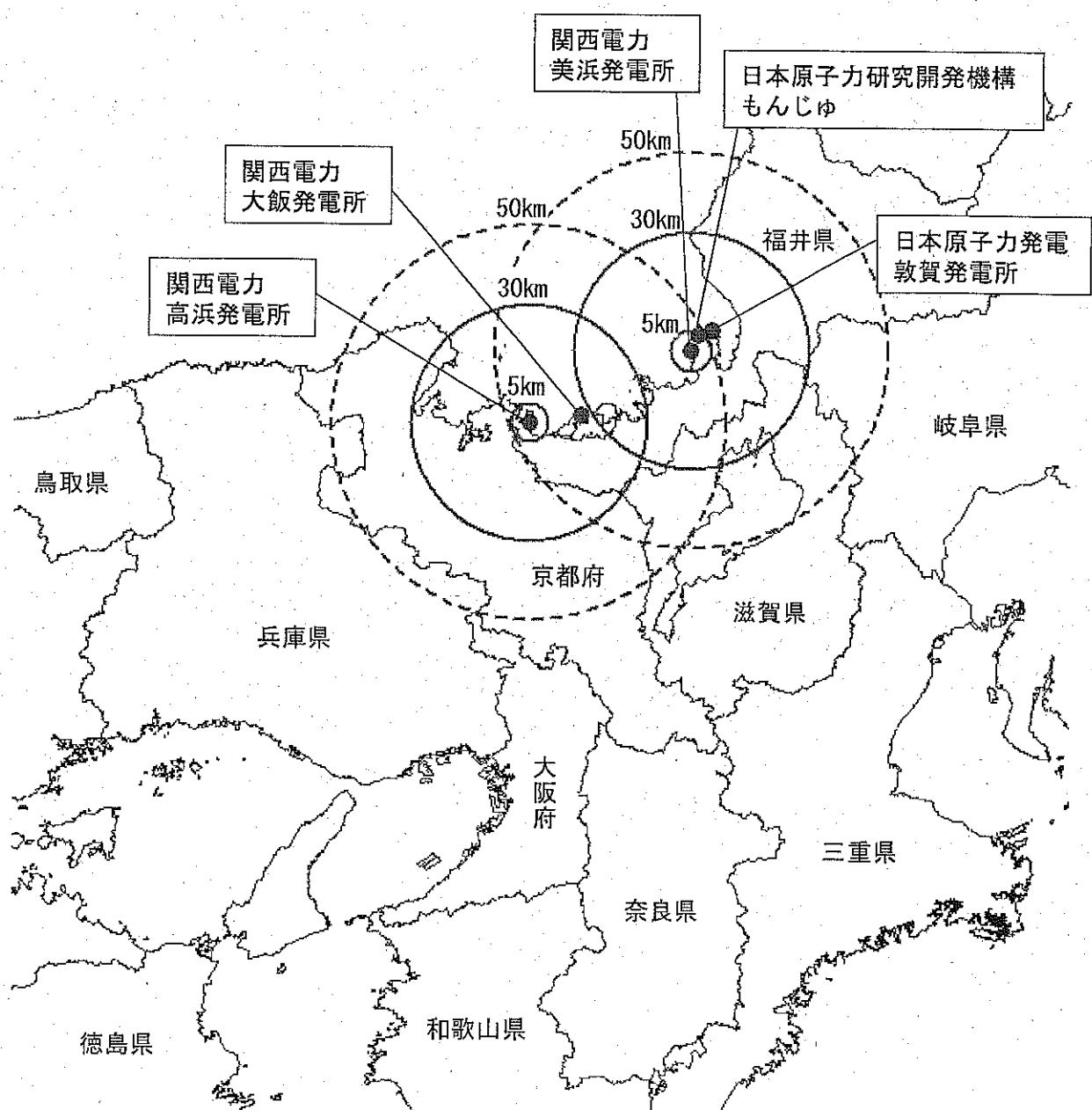
2 対象とする原子力発電所

- ① 関西電力(株) 高浜発電所
- ② リ 大飯発電所
- ③ リ 美浜発電所
- ④ (独) 日本原子力研究開発機構 もんじゅ
- ⑤ 日本原子力発電(株) 敦賀発電所

3 資料出所

総務省統計局「平成22年度国勢調査」

避難指示の発令が想定される地域



※ 原子力安全委員会では、福島第一原子力発電所事故において、放射性物質を含んだプルームによる甲状腺被ばくの可能性のある地域が50kmに及ぶ可能性があることから、プルーム通過時の被爆を避けるための防護措置を実施する地域（PPA (Plume Protection Planning Area)）の検討が指摘されており、こうした検討の状況を踏まえながら、避難想定区域を見直すこととする。

■ 避難指示の発令が想定される地域の人口・世帯数

原子力発電所から半径5km、30km圏内に一部でも含まれる市町村について、市町村内の全人口、全世帯数を集計(平成22年度国勢調査をもとに算出)

○ 原子力発電所から半径5km圏

府県名	市町村名	①高浜発電所		②大飯発電所		③美浜発電所		④もんじゅ		⑤敦賀発電所	
		人口	世帯数								
京都府	舞鶴市	88,669	35,504	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	88,669	35,504	0	0	0	0	0	0	0	0
合計(広域連合のみ)		88,669	35,504	0	0	0	0	0	0	0	0
福井県	敦賀市	—	—	—	—	67,760	26,453	67,760	26,453	67,760	26,453
	小浜市	—	—	31,340	11,477	—	—	—	—	—	—
	美浜町	—	—	—	—	10,563	3,879	10,563	3,879	10,563	3,879
	高浜町	11,062	4,044	—	—	—	—	—	—	—	—
	おおい町	—	—	8,580	3,144	—	—	—	—	—	—
	計	11,062	4,044	39,920	14,621	78,323	30,332	78,323	30,332	78,323	30,332
合計(全体)		99,731	39,548	39,920	14,621	78,323	30,332	78,323	30,332	78,323	30,332

○ 原子力発電所から半径30km圏

府県名	市町村名	①高浜発電所		②大飯発電所		③美浜発電所		④もんじゅ		⑤敦賀発電所	
		人口	世帯数								
滋賀県	長浜市	—	—	—	—	124,131	43,015	124,131	43,015	124,131	43,015
	高島市	—	—	52,486	18,132	52,486	18,132	52,486	18,132	52,486	18,132
	計	0	0	52,486	18,132	176,617	61,147	176,617	61,147	176,617	61,147
京都府	京都市(左京区)	—	—	168,802	82,067	—	—	—	—	—	—
	福知山市	79,652	30,890	—	—	—	—	—	—	—	—
	舞鶴市	88,669	35,504	88,669	35,504	—	—	—	—	—	—
	綾部市	35,836	14,006	35,836	14,006	—	—	—	—	—	—
	宮津市	19,948	8,180	—	—	—	—	—	—	—	—
	南丹市	35,214	12,721	35,214	12,721	—	—	—	—	—	—
	京丹波町	15,732	5,660	15,732	5,660	—	—	—	—	—	—
	伊根町	2,410	939	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	277,461	107,900	344,253	149,958	0	0	0	0	0	0
合計(広域連合のみ)		277,461	107,900	396,739	168,090	176,617	61,147	176,617	61,147	176,617	61,147
福井県	福井市	—	—	—	—	—	—	266,796	97,446	266,796	97,446
	敦賀市	—	—	—	—	67,760	26,453	67,760	26,453	67,760	26,453
	小浜市	31,340	11,477	31,340	11,477	31,340	11,477	31,340	11,477	31,340	11,477
	鯖江市	—	—	—	—	—	—	67,450	21,028	67,450	21,028
	越前市	—	—	—	—	85,614	27,601	85,614	27,601	85,614	27,601
	池田町	—	—	—	—	—	—	3,046	1,006	3,046	1,006
	南越前町	—	—	—	—	11,551	3,483	11,551	3,483	11,551	3,483
	越前町	—	—	—	—	23,160	6,728	23,160	6,728	23,160	6,728
	美浜町	—	—	10,563	3,879	10,563	3,879	10,563	3,879	10,563	3,879
	高浜町	11,062	4,044	11,062	4,044	—	—	—	—	—	—
	おおい町	8,580	3,144	8,580	3,144	—	—	—	—	—	—
	若狭町	16,099	4,994	16,099	4,994	16,099	4,994	16,099	4,994	16,099	4,994
	計	67,081	23,659	77,644	27,538	246,087	84,615	583,379	204,095	583,379	204,095
岐阜県	揖斐川町	—	—	—	—	23,784	7,742	23,784	7,742	23,784	7,742
合計(全体)		344,542	131,559	474,383	195,628	446,488	153,504	783,780	272,984	783,780	272,984